ISSN 1349-032X

BULLETIN OF TOHOKU HISTORY MUSEUM

［Articles］
A study on the pottery for boiling of a special form in ancient Tohoku region ……FURUKAWA Kazuaki …… 1
A Matagi, or a Bear hunter, being demanded to offer the Bear's gall bladder —From a Diary of Chief retainer of Morioka Clan—
……MURAKAMI Kazuma ……49

［Reports］
Peru Items of SUGIYAMA Collection
…… KIKUCHI Itsuo ……33
Preservation Test of Rouge and Oil based ink on the Porcelain
…… HAGA Ayae ……45

東北歴史博物館
2014.3
15

東北歴史博物館研究紀要 15
二〇一四 東北歴史博物館

東北歴史博物館 研究紀要

［論　文］
古川　一明　古代東北地方における特殊な形態の煮炊（にたき）用土器について …… 1
村上　一馬　熊胆の上納を督促される猟師（マタギ）—「盛岡藩家老席日記　雑書」から— ……49

［報　告］
菊地　逸夫　杉山コレクションのペルー資料 ……33
芳賀　文絵　磁器面に塗布された口紅および油性インキに対する保存の試行 ……45

東北歴史博物館
2014.3
15

はじめに

この度、『東北歴史博物館研究紀要』15を発刊することになりました。

当館は、宮城県を中心にしながら、東北地方の歴史・文化に関わる資料の収集と保存、研究に努めています。また、その成果を広く世界に発信することにより、社会との交流を促進し、国際化時代にふさわしい地域づくりと地域活性化に貢献することを使命としています。

本紀要は、そうした使命のもと、当館職員の地道な研究活動の一端を公表するものです。今回は歴史学分野から論文1編、考古学分野から論文1編・報告1編、そして保存科学分野から報告1編を掲載しています。

古川論文は、古代陸奥国府多賀城跡周辺の遺跡から出土した羽釜形土器・竈形土製品・三脚土器等の特殊な形態の煮炊用土器を集成・分類し、年代や出土状況を整理したものです。さらに土器の出自・系譜の検討や他地域の出土状況との比較を通して、その性格や役割を考察し、律令体制下の陸奥国府や周辺寺院・集落で執行された儀式に使用されたと指摘しました。

村上論文は、熊胆上納をめぐる盛岡藩と猟師（マタギ）の関わりについて、盛岡藩家老席の執務日誌である「盛岡藩家老席日記　雑書」をもとに考察しました。18世紀半ば以降、藩が熊胆の上納を猟師（マタギ）に強く要求するなか、熊の生息数・捕獲数の減少や領民の熊胆密売などによって上納が不足する様相を明らかにしています。

菊地報告は、当館が所蔵する「杉山コレクション」のうち「インカの土器や装身具」と分類されていた資料群について紹介しています。その整理作業を通して、インカ期よりもさらに古い時代であるチムー期、モチェ期からチャンカイ期の資料も多く含まれていることを提示しました。

芳賀報告は、磁器上に残された口紅や油性インキの保存の試行をまとめたものです。一時的な着色を目的として使用される口紅や油性インキを恒久的に保存するために、さまざまな試験を行い、適切な保存処置法を提示しました。

今後とも一層の研鑽に努めてまいりますので、忌憚のないご批判やご意見をいただければ幸いです。

平成26年3月28日

東北歴史博物館長　髙　橋　　仁

古代東北地方における特殊な形態の煮炊用土器について

古　川　一　明（東北歴史博物館）

1. はじめに
2. 羽釜形土器
3. 竈形土製品
4. 三脚土器
5. まとめ

1. はじめに

東北歴史博物館が所蔵する古代陸奥国府多賀城跡周辺の遺跡から出土した土器群の中に、特殊な形態の煮炊用土器が含まれる。羽釜形土器、竈形土製品、三脚土器である。後に述べるように、これらについては、これまで、それぞれの形態ごとに資料が集成され考察が加えられていて（村田 1998, 佐藤 2000, 千葉 2001）、いずれの形態の土器も出土量が少なく、多賀城跡周辺に出土例が集中することから、煮炊具として一般に普及したものではなく、儀式に供された特殊な土器であったと推察されている。

古代東北地方の一般的な煮炊用土器としては、8世紀代までは在来の土師器・須恵器の甕・鍋・鉢形の土器が使用された（佐藤・村田 1996, 伊藤 1997, 伊藤 2006）。その後 9世紀以降は次第に鋳鉄製の煮炊具が普及し、10世紀後半以降は鋳鉄製煮炊具が土器を駆逐したと考えられている（飯村 1994）。

本論は、こうした一般的な煮炊具の変遷の中で、特殊な形態の煮炊用土器がどのように存在したのか、より具体的に解明することを主な課題とする。そのための前提作業として、古代東北地方におけるこれら特殊な形態の煮炊用土器を再度形態別に集成・分類し、年代や出土状況を整理することで、煮炊用土器としての特殊性を明確化しておきたい。さらに西日本・関東地方など他地域の状況と比較し、土器の出自や系譜についても検討を加え、これらの土器が担った役割・性格を考察してみたい。

2. 羽釜形土器

羽釜は、竈の掛け口に鍔を掛けて器体を保持し、その上に甑を載せて使用した道具である。

東北地方では、古代の土器で口縁部下に鍔状の張り出しを有する土器を「羽釜」と呼称している場合が多い。しかし、これらは破片資料が主であり全体形がわかるものは少なく、必ずしも「羽釜」と断定できるものばかりではない。むしろその多くは鍔状の部分が低い隆帯状を成し、鍔の径が胴部最大径を下回るものが多く、鍔状の部分が竈の掛け口に掛けるための本来的な機能を担う部位ではなかった可能性が高い。このような観点からすれば、これらの土器は厳密な意味で「羽釜」とは呼び難いものである。したがって本論では、土器口縁下部に鍔状の突帯を巡らす土器を羽釜形土器と呼ぶことにする。

なお、羽釜の上に載せて使用したとみられる底部が張り出す無底の甑がある[1)]。これらも組み合わせ関係からみて、間接的に羽釜形土器の存在を示す資料とみられることから、以下ではこの種の甑も検討の対象とする。

⑴概要

東北地方における羽釜形土器の出土資料を集成し

た結果は表1の通りである。青森県域で6遺跡17例、岩手・宮城・福島県域（陸奥国域）で18遺跡31例、秋田・山形県域（出羽国域）で10遺跡19例を確認した。

羽釜形土器は、報告書によって土師器、須恵系土器、赤褐色土器など様々に類別されているが、基本的に酸化炎焼成の土器である。土器の成形は、非ロクロ成形の青森県林ノ前遺跡（表1羽釜1、図2-23）、福島県古屋敷遺跡（羽釜48）を除き、いずれもロクロ調整で、外面体部下半にケズリ調整が加えられたものもある。宮城県柳津館山館跡（羽釜23、図2-11）が唯一内面黒色処理した例で、その他はナデ仕上げである。底部形態がわかるのは、宮城県柳津館山館跡（同前）、同山王遺跡（羽釜30、図2-15）、同安久遺跡（羽釜41、図2-19）の3点で、いずれも平底である。

次に、底部が張り出す無底の甑の出土資料を集成した結果は表2のとおりである。青森県域で4遺跡4例、岩手・宮城・福島県域（陸奥国域）で13遺跡36例、秋田・山形県域（出羽国域）で3遺跡3例を確認した。これらも、土師器、須恵系土器、赤褐色土器などの呼称で報告されている。宮城県市川橋遺跡（表2甑16、図3-9）は還元炎焼成の須恵器質であるが、他は酸化炎焼成で、成形・器面調整がロクロ調整で内面にケズリやミガキ調整がみられる。底部周辺に簀子を受けるための孔や窪みがみられるものもある。甑の上部形態が判明した資料は少ない。

形態がわかるものでは、体部中位に一対の角状の取手が付くもの（甑11・17・39、図3-1・10・13）、隆帯が巡るもの（甑16・17・36・38、図3-7-10）、口縁部を折り返したもの（図3-15・16）、取手や隆帯が付かないもの（甑30）など多様である。これら上部形態の多様性は、器体の強度を高めたり、持ち上げる際の手がかりの作出によるもので、古墳時代以来の甑にみられる。したがって、上部形態の多様性は時期差や地域差を反映する属性ではないと判断される。

⑵分類

羽釜形土器を、口縁部形態により以下の3種に分類する（体部や底部形態による分類はおこなわない）。

Ⅰ類：鍔の幅が広く、鍔部分の径が胴部径より大きいもの。口縁部形状により以下3類に分けられる。

A：鍔から上の口縁部が短く直立するもの（図1-1）

B：鍔から上の口縁部が長く外反するもの（図1-2）

C：鍔から上の口頸部が長く内傾するもの（図1-3）

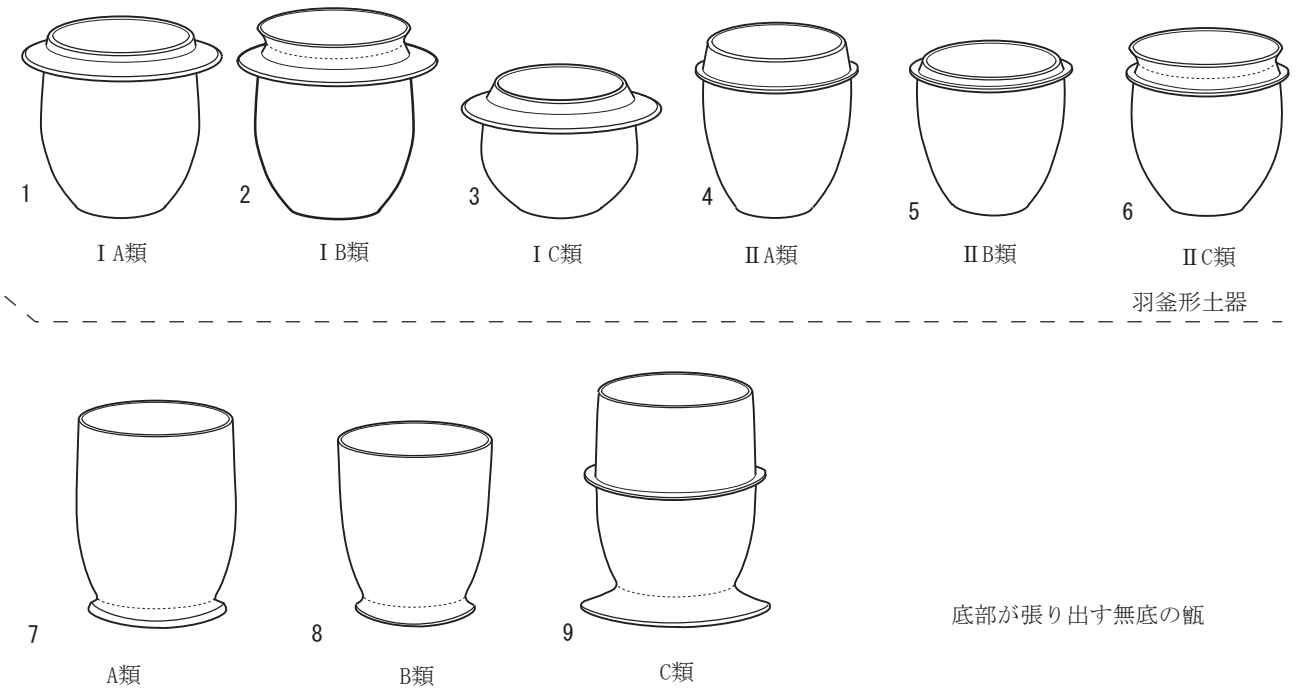

図1　羽釜形土器と甑の分類模式図

Ⅱ類：鍔の幅が狭いもの。口縁部の形状により以下3類に分けられる。

A：鍔から上の口縁部が長く直立するもの（図1-4）

B：鍔から上の口縁部が短く内傾するもの（図1-5）

C：鍔から上の口頸部が外反するもの（図1-6）

この基準により東北地方の出土資料を分類すると、Ⅰ類はA・B・Cの各類1点で、ⅡA類が8点、ⅡB類が38点、ⅡC類が15点である。

次に、底部が張り出す無底の甑を、底部形態により以下の3種に分類する（体上部形態による分類はおこなわない）。

A類：底部の張り出し部が突帯状になるもの（図1-7）

B類：底部の張り出し部が短く屈曲するもの（図1-8）

C類：底部の張り出しが鍔状に広がるもの（図1-9）

この基準により出土資料を分類すると、A類は7点、B類が10点、C類が22点、不明4点である。なお、甑の上部形態には前記したように多様性がみられるが、現段階ではこれらの属性による分類に有意性は認められないと判断した。

⑶年代

供伴した遺物などからこれら各類の存続年代を推定してみる。

まず、羽釜形土器についてみると、ⅠA類の宮城県品濃（しなの）遺跡（羽釜46、図2-2）は羽釜形の土器としては全国的にみても8世紀前半と古い時期の資料である。ⅠB類の岩手県胆沢城跡（羽釜21、図2-3）は9世紀後半、ⅠC類の宮城県水沼窯跡（羽釜24、図2-4）は12世紀後半代のものである。このように、幅の広い鍔を有するⅠ類は、8世紀前半、9世紀後半、12世紀後半と出現時期に時間差が存在し、資料数も極めて少なく単発的である。

Ⅱ類では、ⅡA・B類の宮城県小梁川（こやながわ）遺跡（羽釜45、図2-7）、福島県鏡ノ町A遺跡（羽釜47、図2-8）など9世紀前半代に遡る可能性のある資料もみられるが、9世紀後半から10世紀の年代幅の中に収まる資料が主体と考えられる。ⅡC類は9世紀後半から11世紀代の年代幅が想定されるが、10世紀以降に下る時期の資料が主体とみられる。

次に、甑底部形態については、A・B類が8世紀後半から9世紀後半、C類が9世紀中葉から10世紀前半に位置付けられる資料がある。A・BからC類への連続的な変遷を想定することができ、年代的には9世紀後半から10世紀を主体とする羽釜形土器ⅡA・B類に並行する時期のものと考えられる（図3）。

⑷分布

羽釜形土器の中で、資料数の多いⅡ類に限定して出土状況をみてみたい（図4）。

まず、口縁部が直立もしくは内傾するⅡA・B類は、出羽国側では秋田県秋田城跡・払田（ほった）柵跡周辺（厨川（くりやがわ）谷地遺跡）、山形県城輪柵跡周辺（八森・宅田・境興野・下長橋遺跡）、陸奥国側では岩手県胆沢城跡周辺（胆沢城跡・伯済寺（はくさいじ）・岩崎台地・力石Ⅱ遺跡）、宮城県多賀城跡周辺（多賀城跡・山王・市川橋・小沢原・留ケ谷遺跡）とその隣接地である仙台市南部（安久・山口・中田畑中遺跡）など、主に国府や城柵周辺の遺跡から出土している。これらに対し、口縁部が外反するⅡC類は、主に青森県津軽地域に集中する傾向が読み取れる。

国府・城柵以外で羽釜形土器が出土した遺跡の性格や立地をみると、青森県地域の林ノ前遺跡、古館遺跡等はいずれも防御的施設を備えた集落跡（三浦1995, p197）で、高館遺跡もその可能性が指摘されている。秋田県家ノ浦Ⅱ・横枕遺跡は、駅路沿いの遺跡と推定され、付近に官衙施設の存在が想定されている。宮城県七ヶ宿町小梁川遺跡や柳津館山館跡は交通路の要衝に立地する。また、福島県鏡ノ町A・古屋敷遺跡は会津郡家と推定される会津郡山遺跡に近接する遺跡であり、山形県太夫小屋1遺跡は仏堂を併設した官衙で置賜郡家の可能性も指摘されている。以上のように東北地方における羽釜形土器の出土例は、国府・城柵周辺に集中する一方で郡家周辺や交通路沿いの集落跡でも散見される。

なお、底部が張り出す無底の甑は、年代的に羽釜形土器ⅡA・B類との相関が認められたが、出土地域についても同様の傾向を示しており（図5）、これらが組み合わせて使用された可能性を示唆している。

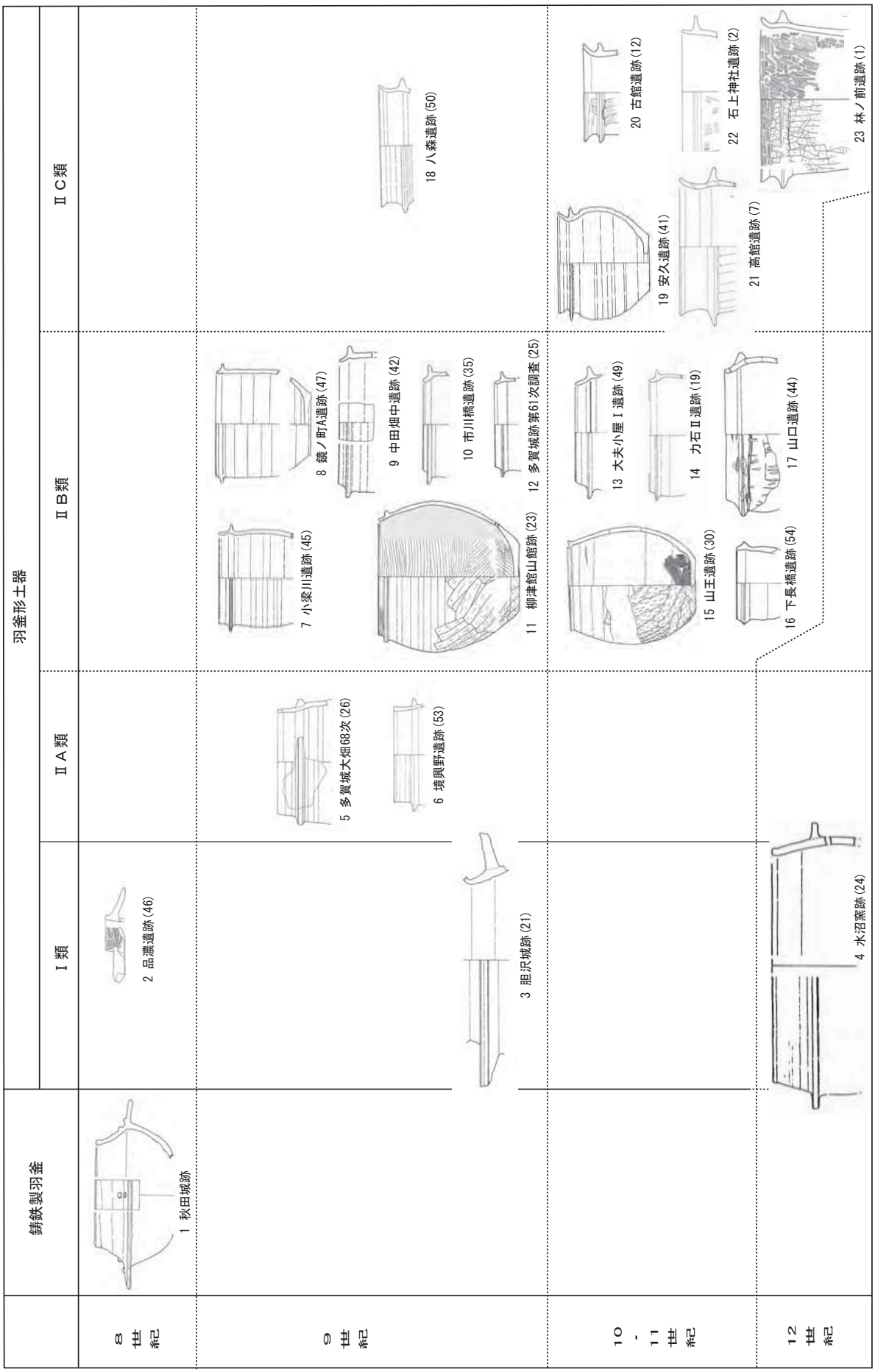
羽釜形土器
鋳鉄製羽釜
Ⅰ類
Ⅱ A類
Ⅱ B類
Ⅱ C類
8世紀
9世紀
10-11世紀
12世紀
1 秋田城跡
2 品濃遺跡(46)
3 胆沢城跡(21)
4 水沼窯跡(24)
5 多賀城大畑68次(26)
6 境興野遺跡(53)
7 小梁川遺跡(45)
8 鏡ノ町A遺跡(47)
9 中田畑中遺跡(42)
10 市川橋遺跡(35)
11 柳津館山館跡(23)
12 多賀城跡第61次調査(25)
13 大夫小屋Ⅰ遺跡(49)
14 力石Ⅱ遺跡(19)
15 山王遺跡(30)
16 下長橋遺跡(54)
17 山口遺跡(44)
18 八森遺跡(50)
19 安久遺跡(41)
20 古館遺跡(12)
21 高館遺跡(7)
22 石上神社遺跡(2)
23 林ノ前遺跡(1)
0
10cm
( )付番号は表1に対応

図2　羽釜形土器の変遷

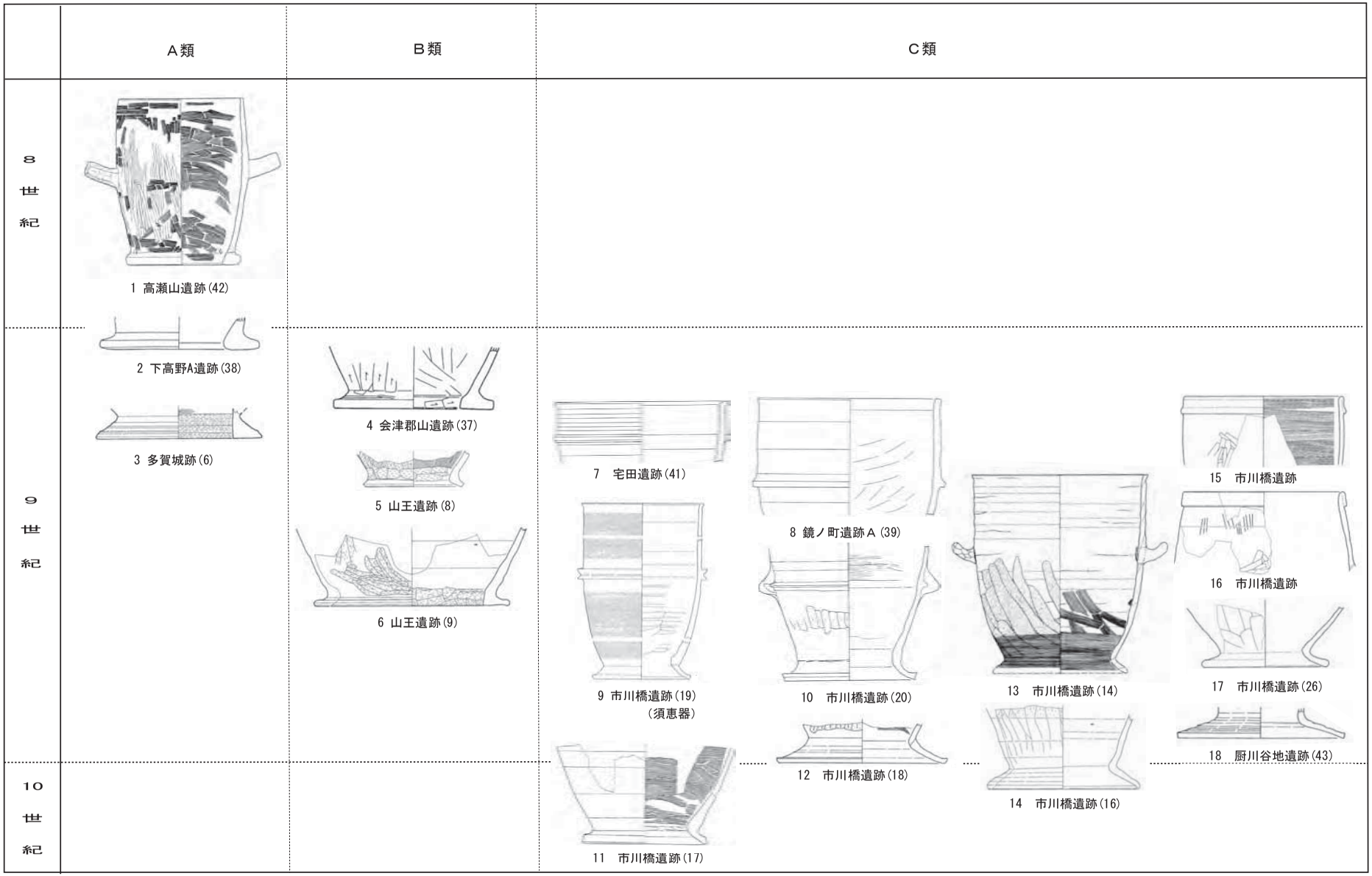

図3　底部が張り出す無底の甑の変遷

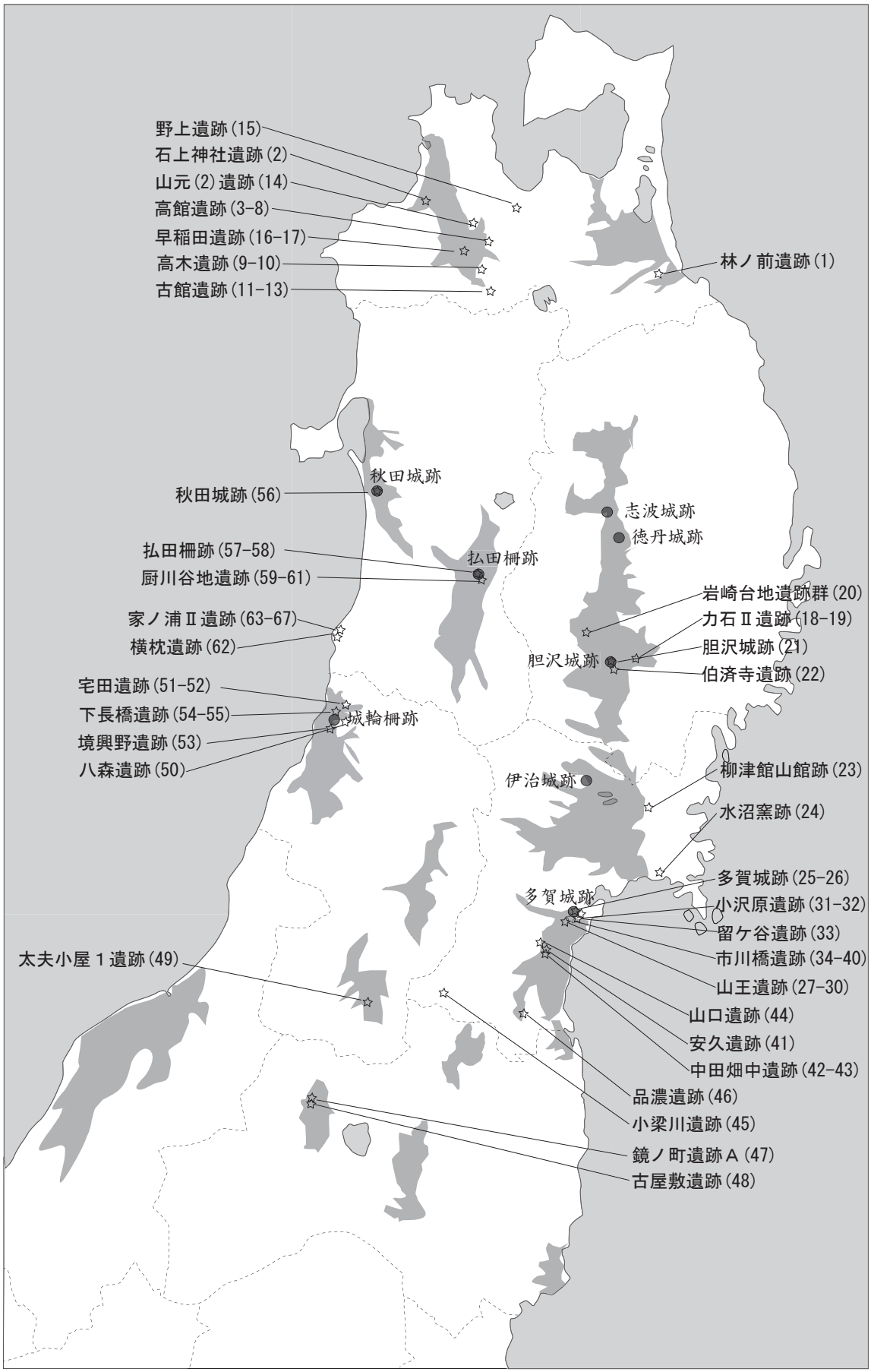

図４　羽釜形土器が出土した遺跡

(　)内の数字は表1に対応

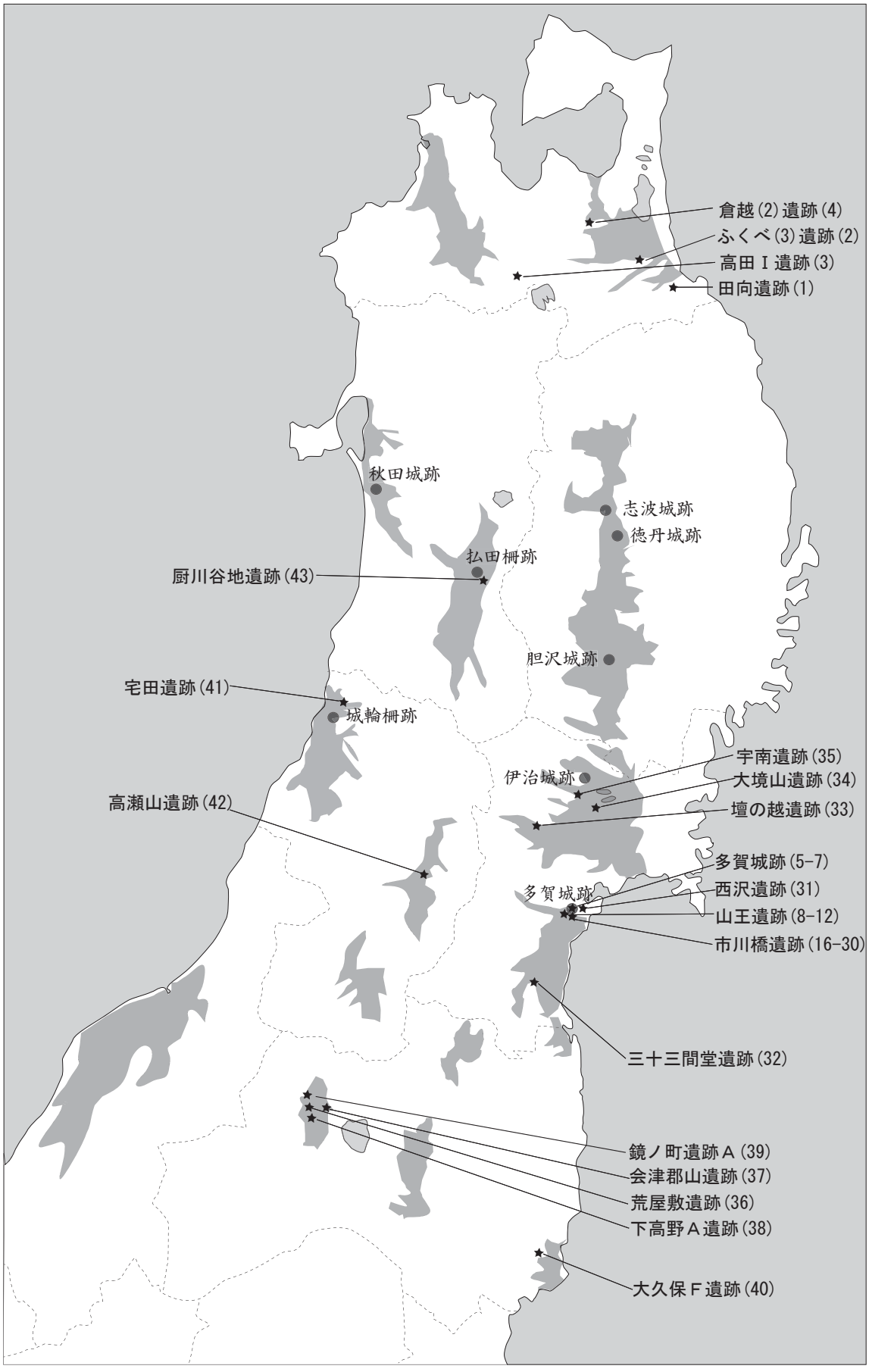

図5　底部が張り出す無底の甑が出土した遺跡　（　）内の数字は表2に対応

⑸使用方法等

羽釜形土器の一部は、次項で検討するように「曲げ庇」の竈形土製品に伴う可能性がある（稲田 1978, p.55）。今回集成した東北地方の羽釜形土器に関しては、唯一、宮城県多賀城市市川橋遺跡高平地区（市川橋遺跡Ｂ区、図6参照）で「曲げ庇」の竈形土製品が羽釜形土器とともに出土している。現段階で、東北地方で羽釜形土器が竈形土製品とともに出土した例はこの市川橋遺跡高平地区のみであり、「曲げ庇」以外の竈形土製品が出土した他の遺跡では羽釜形土器の出土は報じられていない。

したがって東北地方においては羽釜形土器と「曲げ庇」の竈形土製品との相関が成立する可能性は残るものの、市川橋遺跡高平地区以外の羽釜形土器については、竈形土製品以外の煮炊用具、具体的には鋳鉄製等の移動式竈や金輪、粘土で構築した作り付け竈等での使用を想定する必要があろう。

なお、東北地方の羽釜形土器の主流であるⅡ類をみると、鍔状の部分の幅が狭く、その径が、胴部最大径を下回るものが多いことから、本来的な羽釜の鍔のように竈の掛け口に掛けるための機能を果たした部位ではなかった可能性がある。鍔状の部分は、その位置や形状からみて、土器を持ち上げる際の把手としての機能や、蓋受け、口縁部周辺の補強帯（上部に載せる甑底部を受ける部分を補強したもの）とみるべきであろう。

羽釜形土器の具体的な使用痕跡（摩滅、焼けハジケ、煤・炭化物の付着など）については、破片資料が多いため断定は避けるが、継続的な使用を示す痕跡が観察された例は報告されていない。土器の法量についてみると、復元口径が20㎝以下と小型のものが多い。この点については、実用的な煮炊具としては小さすぎるとの見方が示されている（村田 1998, p.175）。

底部が張り出す無底の甑については、分布・年代が羽釜形土器Ⅱ A・B 類と相関する可能性を指摘したが、器形的な特徴からみても羽釜形土器Ⅱ A・B 類と組み合わせて使用された可能性が高い。

⑹他地域の状況

日本国内で、鍔の付く土器の系譜を遡ると、5世紀末から6世紀の河内・近江南部地域出土の土製羽釜にたどり着く。これらは渡来人を介して朝鮮半島の軟質土器からの直接的な影響を受け、移動式竈（竈形土製品）とともに製作され始めたものとみられている（水野 1969, p.88, 菅原 1983, p.727）。また、これら実用品の他に、6・7世紀には畿内を中心に、後期古墳や祭祀遺構から小型の羽釜形土器が、竈形・甑形土器とセットで出土している。その後、8-9世紀代には、河内から摂津南部・都城周辺を中心に、在来の長胴甕に鍔を付けたような形態の「鍔釜」と呼ばれる土器が普及し、9世紀後半以降の河内では屈曲する口頸部下に幅の広い鍔が付く羽釜がみられる（森 1997, p40-43）[2]。

一方、東国では、常陸の一部地域を除くと[3]、8世紀以前の明確な羽釜形土器の出土例は確認されておらず、「鍔釜」・「羽釜」の普及は近畿地方に限定された現象であったとみられる。その一方で、奈良・平安時代の東国の製鉄関連遺跡では、鋳鉄製羽釜の鋳型の出土例（福島県向田 A・山田 A 遺跡、富山県上野南Ⅱ B 遺跡など）が確認されている。鋳鉄製鍋・釜の研究成果（五十川 1992, p.1-78）によれば、古代の鋳鉄製羽釜の実物資料の明確な出土例は秋田城跡出土資料[4]（図2-1）を除き確認されていないが、これは鋳鉄製の鍋釜が繰り返し改鋳され、伝製品や出土品として残存しなかったためとみられている。さらに鍋・釜の鋳型の出土例は広範な地域に及んでいることから、むしろ鋳鉄製の鍋・釜は煮炊具として律令制国家の広範囲に普及していた可能性が高いとする見解（飯村 1994, p.53）が示されている[5]。

これら鋳鉄製の釜に加え、9世紀末以降の上野・北武蔵地域では、地域色のある平底の土製羽釜が各地で生産されるようになる。とくに上野・北武蔵では土製羽釜が10世紀後半の煮炊具の主体となることが明らかにされている（末木 1997, p.1110-1144）。これらも、群馬県月夜野窯跡群の資料（桜岡 2003, p.45-59）等の検討により、在来の鋳鉄製羽釜をモデルとして製作され始めたと推定されている（五十川 1992, p.1-78）。また、9世紀末 -11 世紀後葉には、羽

図6　多賀城跡周辺の特殊な土器の出土状況

釜と組み合わせて底部が張り出す無底の甑もセットで使用され、その底部形態は10世紀中頃を境に「L」字状から「く」字状に変遷する傾向が指摘されている（平石 1999, p.129-138）。

なお、関東地方でこの種の土器の出土量は、上野・北武蔵を中心とした9世紀末から10世紀代の羽釜もしくは無底甑の分布圏から隔たるほど、減少するとの指摘がある（末木 1997, p.1110-1144）。確かに下野、常陸、房総等の関東東部地域では、東北地方と同様、出土量は少なく、これらの地域で羽釜が日常的な煮炊具として使用されたとは考えにくい。東北地方及び関東東部地域出土の羽釜形土器や無底の甑は、特異ともいえる上野・北武蔵を中心とした実用的な土製羽釜・甑の流通圏とは異なり、鋳鉄製の鍋・釜が普及しつつある中（飯村 1994, p.53）で、これらを模倣元とした儀器としての煮炊用土器が限定的に生産・使用されたものとみるべきであろう。

⑺系譜

以上のような周辺地域の様相を概観した上で東北地方の資料を再検討すると、まず、羽釜形土器ⅠA類の宮城県品濃遺跡（羽釜46、図2-2）は、幅の広い鍔がやや下方に向かって開く形態など、東日本では他に例をみない特徴を有しており、畿内の鍔釜や渡来系氏族の関与を探るべき資料と考えられる。品濃遺跡は、伊具評（郡）家に隣接する遺跡であり、郡（評）家と何らかの関わりをもって外来的土器がもたらされた可能性を想定しておきたい。ⅠB類の岩手県胆沢城跡（羽釜21、図2-3）は、畿内とくに河内周辺に類似した器形的特徴の資料が確認される。これについても畿内中枢と胆沢鎮守府との関係の下でもたらされた土器と考えられる。ⅠC類の宮城県水沼窯跡（羽釜24、図2-4）は、大型で体部の丸みが強く、その器形的特徴は12世紀の畿内を中心とした西日本に広くみられる土師器釜に類似する。水沼窯跡が瓷器（しき）系陶器である渥美（あつみ）系製品を生産した窯跡であることを考えれば、こうした土器が中部西日本との交流の中で生産されたものとして捉えることが可能であろう。以上のように、鍔の広いⅠ類の各類は、いずれも単発的な存在で、畿内・西日本との関係が想定される外来的な土器と考えられる。

羽釜形土器Ⅱ類は、いずれも9世紀-11世紀の年代幅に収まる時期の遺物と考えられる。前項でみたように、これに先行する8世紀代の土製羽釜の在地の資料は東国では確認されておらず、東北地方の羽釜形土器の系譜を奈良時代以前に遡及させることはできない。一方で、年代的に先行する畿内の羽釜類と比較しても、幅の広い鍔を有する畿内の実用的な「羽釜」・「鍔釜」とは器形的特徴が著しく異なり、同一系譜上にあるとはみなし難い。

羽釜形土器Ⅱ類をさらに詳しくみると、まず、口縁部が長く直立するⅡA類については、口縁部や鍔部分のシャープな造作に着目するなら、五十川氏が指摘しているように、鋳鉄製の鍋・釜類の忠実な写しである可能性が高いと考えられる[6)]。

次に、9世紀後半以降10世紀にかけて東北地方で多くの出土例が確認される口縁部が短く内傾するⅡB類をみると、これと組合うとみられる底部の張り出す無底の甑と共に製作技法・器形の特徴が、上野・北武蔵地域で9-11世紀代に盛行した土製羽釜・甑に類似している。したがって、これらについては上野・北武蔵地域の土製羽釜からの影響を念頭に置く必要がある。ただし、出土例は限定的であり、法量的にも小型のものが主体であることなどから、あくまでも実用的な煮炊具ではなく、鋳鉄製羽釜を間接的に模倣した儀器という範疇で捉えるべきであろう。これに対し、ⅡC類は在地の甕もしくは鉢形の土器に鍔を付けたような形態であることから鋳鉄製羽釜の模倣形態ではなく、在地の煮炊用土器に鍔を付加した土器と考えておきたい。

⑻性格

今回の集成結果から、東北地方において羽釜形土器の出土量が増加する9世紀から10世紀代においても、当該時期の遺跡数に比してその出土例・出土量は限定的であることが再確認された。このようなあり方は儀式用の土器というこれまでの指摘の妥当性を補強するものと考えられる。

ただし、その系譜は必ずしも単純ではなく、広い鍔のⅠ類各類は、東北地方においてはいずれも単発

的な存在であり、在地に系譜を求めることのできない外来的な土器と考えられる。一方、狭い鍔のⅡ類については、鋳鉄製羽釜の模倣形態とみられるⅡA・B類と、煮炊用土器に鍔を付加したⅡC類との二系統に分かれ、出土遺跡の分布にも相違がみられる。

なお、羽釜形土器は、竪穴住居跡出土資料が少なからず存在することから、国府・城柵官衙・寺院等に限定された道具ではなかったことが明らかである。このようなあり方は、羽釜形土器が使用された場面が、官人や僧侶などに限定されない比較的幅広い階層の組織や集団が催行した儀式であった可能性を示唆している。この点で、次にみる竈形土製品や三脚土器が使用された儀式との間に明確な格差を読み取ることができよう。

3. 竈形土製品

竈（かまど）の形をした酸化炎焼成の土製品である。基本的な形態は、裁頭円錐台形で上部に鍋や釜などの容器を載せるための掛け口（釜口）が開き、側面には燃料をくべるためのアーチ形の焚き口が開いている。竈形土製品、土製竈、置き竈、移動式竈、韓竈（からかまど）などの呼称もあるが、本論では竈形土製品と呼ぶ。

東北地方の竈形土製品については、宮城県栗原市伊治城跡と同多賀城市市川橋遺跡の出土資料をもとに、詳細な観察に基づく分類と検討がなされている（佐藤 2000, p.20-21、千葉 2001, p.164-167）。以下ではそれらの成果に依拠して検討を進める。

⑴概要

竈形土製品の出土資料の集成結果を表3に示した。青森県・秋田県域では出土例がなく、山形県三軒屋物見台遺跡（表3竈43、図8-1）の1例を除くと、いずれも古代陸奥国域（岩手・宮城・福島県域）の10遺跡で確認されている。その大半は多賀城周辺に集中し、とくに多賀城南面に広がる市川橋遺跡高平地区（図6）では多数の竈形土製品の破片が出土している（多賀城市 2003, p.126ほか）。

竈形土製品の製作方法は、粘土紐巻き上げにより成形し、外面はタタキもしくはナデ・ケズリによって調整し、内面はナデ仕上げされたものである。市川橋遺跡出土資料の観察によると、上部平坦面に板目の痕跡が観察されるものがあることから、これらは板の上で基部を上にして成形した後、上下を反転して上面に掛け口、側面に焚き口を開けたものとみられている（千葉 2001, p.165）。

⑵分類

破片資料が主で、全体形のわかる資料は少ない。したがって、上面の掛け口部・横の焚き口部の2つの部位の特徴により以下のように分類する。

○掛け口部

Ⅰ：上端部が丸くおさまるもの（図7-1）

Ⅱ：上端部が肥厚するもの（図7-2・3）

Ⅲ：上端部に平坦面を形成するもの（図7-4）

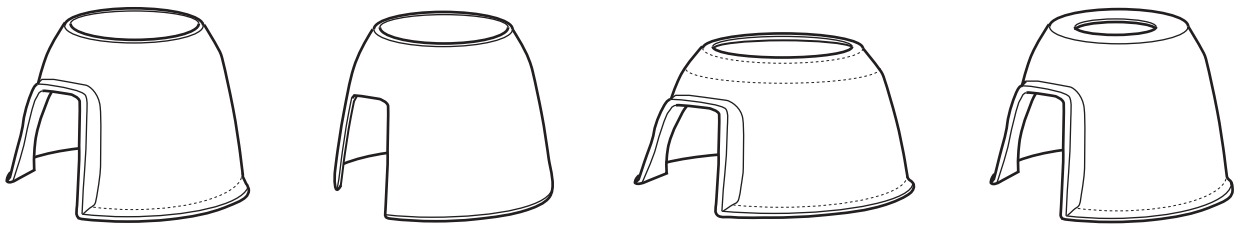

図7　竈形土器の分類模式図

○焚き口部

A：庇がないもの（図7-2）

B：周縁に庇が付くもの（図7-1・3・4）

1：体部を外側に折り曲げ庇としたもの（曲げ庇）

2：粘土を貼り付けて庇としたもの（付け庇）

以上の基準により東北地方の出土資料を分類すると、掛け口部の形態でⅠ類としたものは三軒屋物見台遺跡（竈43、図8-1）の1例のみで、その他掛け口部の形態が判別できる資料はⅡ類が4点・Ⅲ類が7点である。なお、西日本や北陸地方に見られる釜口が外反する形態は、東北地方では現段階まで確認されていない。

焚き口部の形態のわかる破片が少なく、その特徴を整理できないが、庇の無いA類は、多賀城廃寺（竈8、図8-2）、市川橋遺跡（竈14、図8-7）の2例のみで、その他、焚き口部の形態が判別できるものはいずれも庇が付くB類で17点ある。庇の作出方法は、市川橋遺跡高平地区出土資料の中に、いわゆる曲げ庇のB1類が2例（竈18・19、図8-8・9）確認されているが、その他14点はいずれも粘土を貼り付けて庇としたB2類の付け庇である。

⑶年代

各類で年代推定が可能な資料をみると、まず、掛け口部の形態については、Ⅰ類が6世紀後葉、Ⅱ・Ⅲ類は8世紀 -10世紀に位置付けられる。このように、掛け口部の形態については、Ⅰ類とⅡ・Ⅲ類の出現時期に時間差が存在する。Ⅱ類とⅢ類の間の時期差や、焚き口部形態による時期差の有無は不明である（図8）。

各資料の年代を個別にみると、まず、最古の三軒屋物見台遺跡（竈43、図8-1）は6世紀後葉で、東日本では数少ない古墳時代の竈形土製品の出土例の1つに数えられる。次に、伊治城跡（竈2、図8-5）、多賀城廃寺（竈8、図8-2）が8世紀代、高崎遺跡（竈9）が8世紀後葉、福島県内屋敷遺跡（竈39）が8世紀末まで遡る可能性のある資料である。これら以外の多賀城跡・山王・市川橋遺跡出土資料で年代の推定できる資料は、いずれも9-10世紀のものとみられる。

⑷分布

東北地方で竈形土製品の複数の資料が出土しているのは福島県いわき市域と、宮城県多賀城周辺に限られ（図9）、その中でも、多賀城跡南方の市川橋遺跡の高平地区にあっては小破片を含め多数の出土例が確認されている（図6）。このように竈形土製品の出土状況は陸奥国府下への集中度が高く、他地域での出土例は限定的である点で、先にみた羽釜形土器のありかたとは大きく異なっている。多賀城跡以外で竈形土製品が出土した遺跡の性格や立地をみると、岩手県庫理（くり）遺跡は古代官衙（稗貫（ひえぬき）郡衙）の存在が推定される「方八町」地名の残る地域の集落跡、宮城県伊治城跡は城柵もしくは栗原郡衙、福島県内屋敷遺跡は会津郡衙に近い富豪層の居館もしくは河津に付属する寺院跡、同小茶円（こちゃえん）遺跡は磐城郡衙周辺に立地する遺跡とされている。

⑸使用方法等

竈形土製品は、上部の掛け口に煮炊用の容器を載せ、焚き口から薪炭を入れて火をおこし、容器内の液体を加温・煮沸するための土器である。掛け口に載せられた容器の材質や形状は特定できないが、焚き口の庇の作出方法の違いは掛け口に載せられた釜形土器の相違を反映したものとみられている（稲田1978, p.55）。すなわち、本論でB1類とした曲げ庇の竈形土製品は、B2類とした付け庇のそれとは系統が異なり、曲げ庇では前項でみた羽釜形土器・甑が、付け庇では甕形の土器がそれぞれ使用されたとされている（稲田 1978, p.55）。

前項で記したように東北地方では、多賀城市市川橋遺跡高平地区で、東国では確認例の少ない「曲げ庇」とみられる竈形土製品B1類（竈18・19）と、羽釜形土器（表1羽釜34・35）・甑（表2甑16）が出土している（図6）。このように、市川橋遺跡高平地区においては、曲げ庇の竈形土製品と羽釜形土器・底部の開く甑が併用された可能性がある。ただし同地区では土師器・須恵器の甕・鉢のほか、鋳鉄製の鍋・釜、製塩土器等の破片も複数出土しており、羽釜形土器以外の多様な煮炊用容器の使用を想定する必要がある[7)]。

	Ⅰ類	Ⅱ類	類別不可能	Ⅲ類		
6世紀	ⅠB2類 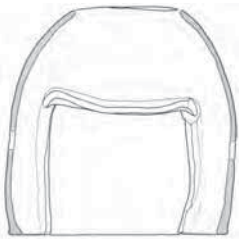 1 三軒屋物見台遺跡(43)					
8世紀		ⅡA類 2 多賀城廃寺(8)	 5 伊治城跡(2)			
9・10世紀		ⅡB類 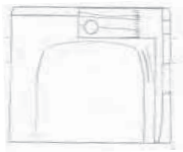 3 荒田目条里遺跡(42) 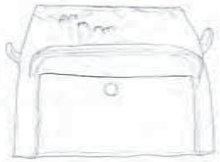 4 小茶園遺跡 1号(40)	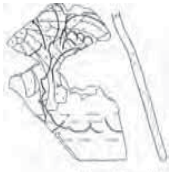 6 庫里遺跡(1)	ⅢA類 (庇なし) 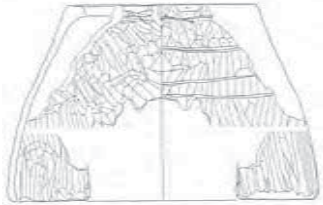 7 市川橋遺跡高平地区(14)	ⅢB1類 (曲げ庇) 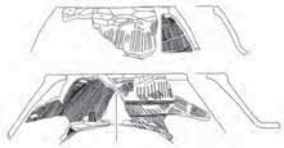 8・9 市川橋遺跡高平地区(18・19)	ⅢB2類 (付け庇) 10 市川橋遺跡高平地区(16)

0 20cm ( )付番号は表3に対応

図8 竈形土製品の変遷

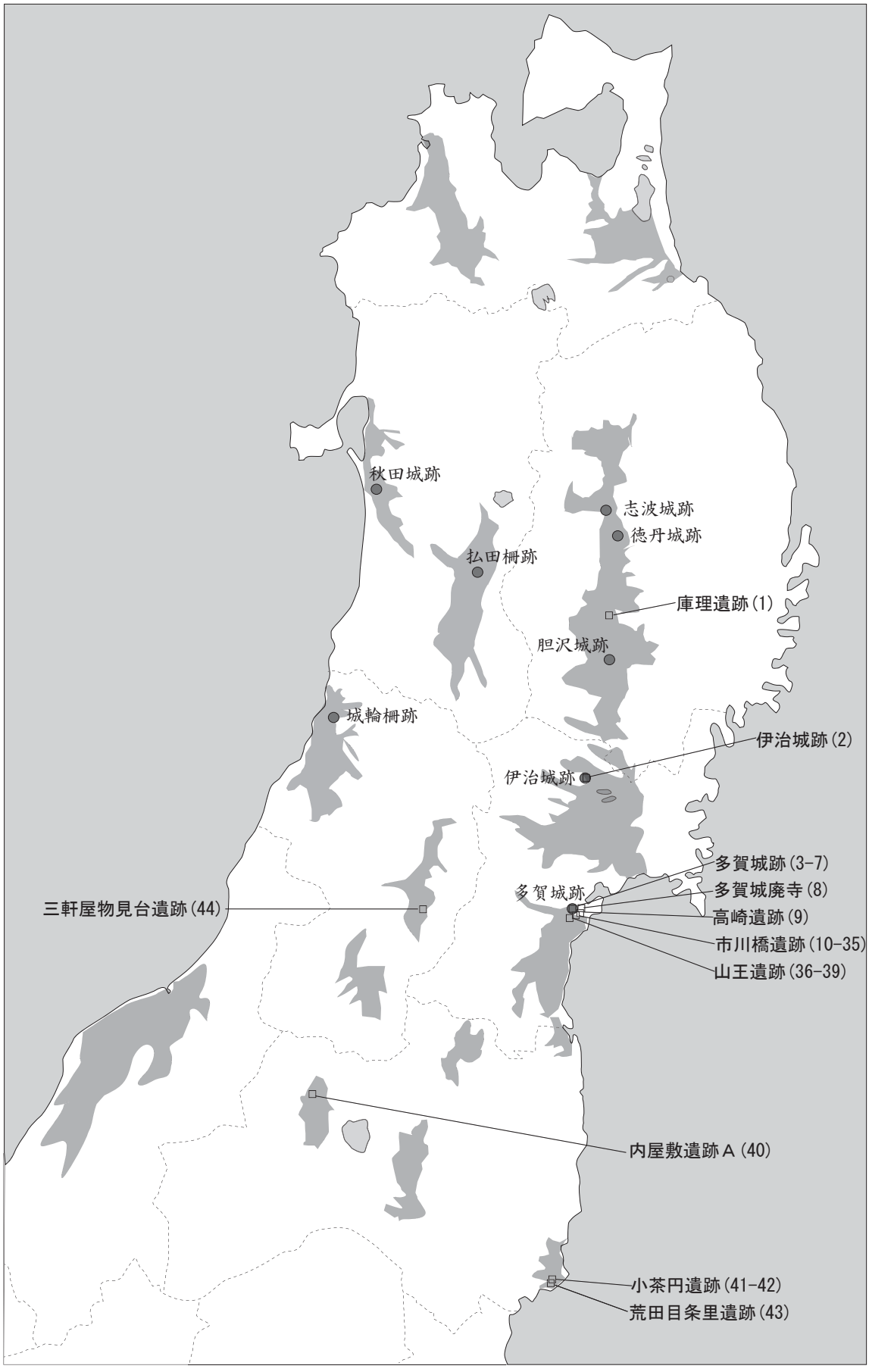

図9　竈形土製品が出土した遺跡　　(　)内の数字は表3に対応

なお、竈上面の掛け口の径をみると25-40㎝とばらつきがあり、使用された容器の大きさも多様であったことを物語る。また、掛け口の摩滅、焼けハジケ、煤・炭化物の付着が確認できる資料が含まれる。

竈形土製品の使用場所については、福島県小茶円遺跡（竈40、図8-4）で、使用時の元位置を保ったとみられる出土状況が報告されている。これによると、掘立柱建物跡北側の空閑地に、除湿のための据え方上面に竈形土製品が据えられて使用されたとみられている。宮城県市川橋遺跡の資料についても、周辺に竪穴住居跡は確認されておらず、このような掘立柱建物跡周辺の屋外での使用方法が想定される。

なお、竈形土製品については、陰陽道・儒教・仏教・神祇など多様な宗教儀式に関係する可能性が指摘されている（稲田 1978, P.64）。陸奥国内の事例で、岩手県庫理遺跡（竈1）の基部に描かれた水鳥とみられる線刻画は、宗教的儀式に供用された器物としての一側面を物語っているのかもしれない。また、資料の大半が集中する市川橋遺跡では、多賀城南面の東西・南北幹線道路の交差点、辻の東北角すなわち鬼門にあたる高平・水入地区に特に集中することから、何らかの宗教儀式に関係するとの指摘がなされている（佐藤 2000, p.21）。具体的な宗教的要素を抽出することはできないが、この地区は、国府付属寺院である多賀城廃寺・国司の館跡と推定される館前遺跡[8)]に隣接する位置にある点で注目される。

⑹他地域の状況

竈形土製品の国内での系譜は、羽釜形土器と同様、古墳時代まで遡る。研究史的には、古墳出土の小型竈形土製品についての研究により、古墳時代後期に、漢人系帰化氏族との関わりでもたらされた明器的な葬送に係わる器物であることが明らかにされた（水野 1969, p.88ほか）。西日本の遺跡から出土した実用的な大型の竈形の土製品については、こうした小型竈形土製品の研究成果を踏まえ、奈良・平安時代の史料の検討結果を根拠として、宗教祭祀にかかわる特殊な祭具とする見解（稲田 1978, p.64）が示された。また、型式分類により、時期的な変遷もあとづけられている（近澤 1992）。

関東甲信越地方の遺跡から出土した竈形土製品についても研究（神谷 1988, 水口 1990, 湯原 1995, 黒沢 1997）が蓄積されている。これら成果に近年の出土例を加えて、その概要をやや詳しくみてみたい。

関東甲信越地方の竈形土製品は、6世紀前半の茨城県つくば市中台遺跡・同真壁町八幡前遺跡の古墳時代の資料が最古例[9)]であるが、これに後続する7世紀代の資料は確認されていない。8世紀代の資料は、関東から東北地方南部の各地で確認されているがその数は少なく、9世紀後半から10世紀代の資料がその大半を占めている。このように、関東甲信越地方の竈形土製品の出土状況をみると、出土量が変化する3つの時期が確認でき、6世紀代、8世紀代、9世紀後半から11世紀代の3段階の画期があることがわかる。

このうち8世紀代の資料についてみると、8世紀初頭とされる群馬県前橋市下東西遺跡をはじめ、同北原遺跡・鳥羽遺跡・十三宝塚遺跡・埼玉県深谷市熊野遺跡など、上野中枢部周辺に集中し、他地域では甲斐八代、佐渡などで点的に確認できるにすぎない。これに対し、9世紀後半から11世紀代の資料は、明確な出土量の増加と地域的な広がりをみせ、各国府周辺や土師器生産に関わる集落の竪穴住居跡などからの出土例が増加する。

関東甲信越地方の竈形土製品については、これらの出土状況から、6世紀代の資料は帰化人系の移民との関係でとらえられ（黒沢 1997, p.119-136）、8世紀代の資料は、律令制の祭祀的調理に関わる可能性も指摘されている（神谷 1988, p.426）。さらに、9世紀後半から11世紀代の竈形土製品については、実用性の高い煮炊具としての側面が注目され、土器生産集団と竈形土製品の関係を想定する見解（水口 1990）や、竪穴住居内の作り付けカマドの消滅との関連性を想定する見解（伊藤 1986, p.73-75）が示されている。

これらに近年の出土例を加え、9世紀後半から11世紀代の竈形土製品の様相を旧国単位で概観すると、相模国府周辺の神奈川県平塚市四ノ宮下郷、六ノ域、神明久保遺跡等では集落内の複数の住居跡から竈形土製品が出土している。また、下野では、竈

形土製品の出土例が極めて少ないのに対し、隣国の常陸では、幅の広い鍔をもつ羽釜形土器と付け庇の竈形土製品が住居跡内からセットで出土した例が複数遺跡（森戸・青木・根鹿北・南丘・寄井・野方台・明石遺跡）で確認されている。一方で、下総の妙見堂遺跡や上総の永吉台遺跡、武蔵西部の多摩ニュータウン遺跡群のように集落内の複数の住居跡から竈形土製品が出土しながら、羽釜形土器はほとんど確認できない集落がある。さらに、上野では羽釜形土器の出土量が多いのに対し、9世紀後半以降、竈形土製品の出土例は減少する。このように、9世紀後半から11世紀代の竈形土製品のありかたには、関東地方の地域間・旧国単位で大きな差異がみられる。

⑺系譜

先に見た羽釜形土器は、形態により出現時期に時間差が存在し、その系譜が異なる可能性が指摘されたが、竈型土製品に関しても、6世紀代、8世紀代、9世紀後半から11世紀代の3つの時期で出土量が変化し、時期によって異なる系譜の竈型土製品が導入された可能性が想定される。

まず、6世紀後葉の三軒屋物見台遺跡（表3竈43、図8-1）や、8世紀代でも早い段階の資料とみられる多賀城廃寺（竈8、図8-2）、内屋敷遺跡（竈39）、8世紀後葉の伊治城跡（竈2、8- 図5）、高崎遺跡（竈9）などがあるが、これら8世紀以前の資料はいずれも単発的で数が少ない。こうした傾向は前記した関東地方の様相に対応するとみられる。

6世紀代の三軒屋物見台遺跡資料は、茨城県中台遺跡例と同様、帰化人との関係（黒田 1997, p.119・136）が指摘される特異な例と考えられる。8世紀代の多賀城廃寺資料は、群馬県十三宝塚遺跡寺院区画溝出土資料のように、寺院厨に関係する可能性が想定される。同じく8世紀に遡る可能性のある内屋敷遺跡資料も、富豪層の居宅もしくは河津に付属する寺院跡である可能性が指摘されている。これらの例からみると、陸奥における8世紀代の竈形土製品は寺院厨との関係が強い遺物と考えられる。

これらに対し、9世紀以降の資料は、出土地が多賀城周辺に限られ、特に多賀城跡南面の市川橋遺跡から9世紀前葉-10世紀前葉の多数の竈形土製品が出土している（竈10-35、図6□印）。これらの中で、ごくわずかに存在する焚き口部が曲げ庇となる資料については、畿内との関係を示す資料として注目される[10]。しかし、これ以外の竈形土製品については、器形的な特徴の一部に常陸・上総地方に類似した資料がみられるものがあるものの、外面調整にタタキがみられるなど製作技法的には都城や他地域に類例を見出すことのできない要素が多い。

⑻性格

竈形土製品の具体的な使い方については多様性も含めて検討を要するが、8世紀以降の竈形土製品が出土した遺跡を概観すると、地域間の差異を超えて、仏教関連遺物が複数遺跡で出土していることが注目される。また、調査例が増加した現段階でも出土量はきわめて限定されることから、日常的で頻繁な使用を想定することは難しい。そうした場合、作り付けの竈の補完品という実用的な側面を強調するよりは、特定の集団（たとえば僧侶や檀越など）によって選択的に採用された非日常的な儀式用具、と理解するのが妥当ではないだろうか[11]。

9世紀以降の陸奥国における竈形土製品を用いた儀式は、この種の土製品の出土状況からみて、陸奥国府近辺の特定の場所で実施され、国府下でも限定的に催行された儀式であった可能性が高い。

4. 三脚土器

細長い棒状の脚（足）を3本取り付けた土器である。体部形態のわかるものでは鉢・甕・鍋形などの器形がみられる。このうち、平底で鉢形のものは火種を容器内に入れるための火舎・火鉢・香炉などとしての機能が想定される。一方、丸底で甕・鍋形のものは容器下部の三脚の間に火種を入れ加熱するための煮炊具としての使用法が想定される[12]。

発掘調査報告書等では、体部形態のわかる資料については、三足鉢、三足盤、三足釜・三足鍋などの器形を加味した呼称で報告されている場合もある。しかし、実態としては脚部のみの破片資料が多く、体

部形態を判別できない資料が大多数であり、三脚（足）土器、脚（足）付土器などの概括的な呼称で報告されている場合が多い。そこで、ここでは、煮炊具であるか否かを問わず、これら3本の長い脚を有する土器を一括して三脚土器と呼ぶことにしたい。

⑴概要

東北地方で三脚土器の資料を集成した結果は表4に示したとおりである。青森・岩手県域での出土例はなく、福島・宮城県域での出土例は11遺跡で47例、秋田・山形県域（出羽国域）ではやや形の異なる器形の三脚土器が5遺跡で5例確認されている。

平底で鉢形の三脚土器はロクロ成形で、須恵器質のものが多いが、例外的な資料として、多賀城跡（表4三脚土器28、図11-7）は、内面を黒色処理した土師器である。丸底で甕・鍋形のものはいずれも酸化炎焼成で、赤褐色を呈する土師器質の土器で、須恵系土器もしくは赤焼土器などの呼称でも報告されているが、体部はロクロ成形で体部下半をケズリで調整し、内面は粗いヘラナデにより仕上げられている点で共通している。

棒状の脚部は、いずれも手捏成形であるが、体部との結合方法が異なり、平底で鉢形のものは底部に棒状の脚部を接合しその周囲に粘土を付加して補強したものであるが、丸底で甕・鍋形のものは体下部に穿孔し、そこに脚基部を挿入した後、その外面周囲に粘土を付加して補強し、仕上げにケズリを加えて整形している。

⑵分類

体部形態により以下の3種に分類する。

Ⅰ類：底部が平底で体部が口縁部まで直線的に開く鉢形のもの（図10-1）

Ⅱ類：底部から体部に丸みがあり口縁部にわずかな屈曲のある甕形のもの（図10-2）

Ⅲ類：底部から体部に丸みがあり口縁部が開く鍋形のもの（図10-3）

Ⅰ類は3点、Ⅱ類は口縁部まで残る資料が4点と脚基底部に残る底部形状からⅡ類と推定されるものが6点で計10点、Ⅲ類は4点である。

このうちⅠ類としたものは多賀城跡（表4三脚土器21、図11-6）・（三脚土器28）、市川橋遺跡（三脚土器33、図11-8）の3例である。なお硯沢窯跡（三脚土器1）は脚部のみの破片であるが須恵器でありⅠ類の脚部である可能性が高い。Ⅱ類に分類される資料として、多賀城跡（三脚土器13、図11-15）・（三脚土器29）、福島県堂ノ原遺跡（三脚土器36、図11-10）、同会津若松市郡山遺跡（三脚土器39、図11-11）がある。この他、脚部破片の資料で、多賀城跡（三脚土器8・12、図11-13・14）、市川橋遺跡（三脚土器31・32、図11-16-18）、福島県下高野遺跡（三脚土器44、図11-12）などについては脚基部に残る体部が丸みを帯びる特徴からⅡ類である可能性が高い。Ⅲ類は福島県吉原遺跡（三脚土器47）と庄内北部の宅田・大坪遺跡（三脚土器50・51、図11-30・31）、秋田城跡（三脚土器52、図11-29）など奥羽山系内陸や日本海側の4遺跡で確認されている。

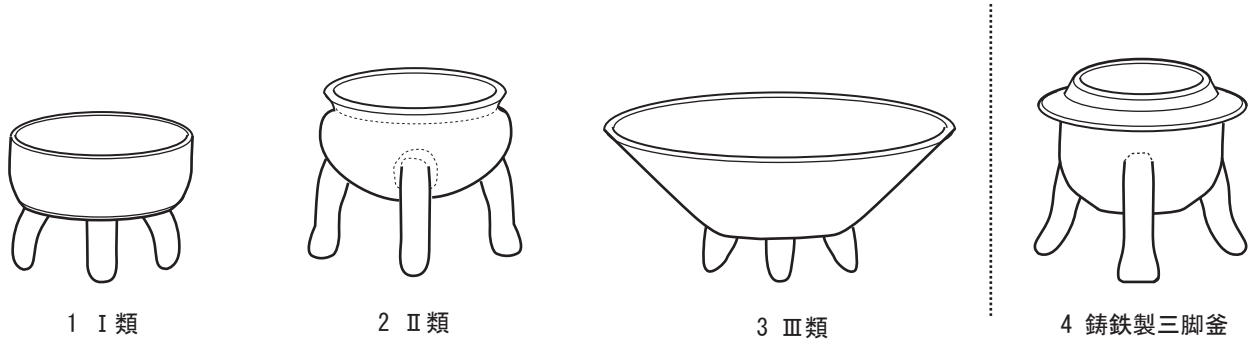

図10　三脚土器の分類模式図

なお、脚部のみの破片は、上記の分類に含まれないが脚端部の爪先の形態により、A：獣脚状に屈曲し外側に踏張る形態のもの、B：指先状に尖るもの、C：丸く収まるもの、の3種に分けられる。

⑶年代

供伴遺物から三脚土器の年代を推定すると、鉢形のⅠ類はいずれも9世紀代であるが、鉢形の可能性のある硯沢窯跡（三脚土器1、図11-19）も含めると8世紀前半まで遡る可能性がある。甕形のⅡ類は9世紀前半 -10世紀以降に位置付けられ、Ⅲ類は9世紀前半 -10世紀に位置付けられる資料がみられる。爪先の形態では、獣脚状に屈曲し外側に踏張る形態（A類）は8世紀から10世紀代、指先状に尖るもの（B類）、丸くおさまるもの（C類）は9世紀から10世紀代に位置付けられるものとみられる（図11）。

地域的には、陸奥内陸部の福島県下高野A遺跡（三脚土器44・45、図11-12）、同西木流C遺跡（三脚土器46）、山形県太夫小屋1遺跡（三脚土器48）の出土例が9世紀前葉 - 中葉と古く、次いで多賀城跡鴻ノ池20次調査5層（三脚土器21、図11-6）、市川橋遺跡SX2479河川跡（三脚土器33、図11-8）など多賀城跡周辺で9世紀中葉のやや古い資料がみられる。その他、年代が推定できる資料は、いずれも10世紀前葉の灰白色火山灰降下以降の遺構や土器に伴うもので、10世紀中葉から11世紀代まで下る年代が想定されるものも含まれる。

⑷分布

三脚土器の分布状況は、太平洋側（陸奥国域）と日本海側（出羽国域）とで異なる（図12）。太平洋側では脚部のみの破片も含めⅠ・Ⅱ類とみられる資料が50例確認されている。とくに、陸奥国府多賀城とその南面の市川橋遺跡からの出土例が32例と全体の60パーセント近くを占める。多賀城周辺以外では、仙台市（山口遺跡、燕沢遺跡）、山形県置賜（太夫小屋1遺跡）、福島県会津（郡山遺跡、下高野A遺跡、西木流C遺跡）、同浜通り地方（堂ノ原遺跡）での出土例が確認され、地域的には先にみた竈形土製品の分布地域と重なる傾向がみられる。これに対し、日本海側での出土例は5例と少なく、しかも太平洋側にはみられない器形のⅢ類の三脚土器が秋田城跡と城輪柵周辺の庄内北部で確認されている。

今回の集成結果からみると、三脚土器が出土した遺跡の分布は、先にみた竈形土製品と同様、東北地方の国府・城柵周辺に限定される傾向がより顕著である。とくに、多賀城内に半数近い出土例が集中し、さらに政庁跡6例、大畑地区7例、作貫地区5例など、国府中枢部に出土例が集中していることは、これら三脚土器が羽釜形土器や竈形土製品に比べ格段に高位の場で使用された実態を物語る（図6）。

⑸使用方法等

三脚土器の使用方法については、Ⅰ類の平底で鉢形のものは火種を容器内に入れた火舎・火鉢・香炉などとしての機能が推定される。Ⅱ・Ⅲ類の丸底で甕・鍋形のものは容器下部の三脚間に火種を入れた煮炊具としての使用法が想定される。

三脚土器は体部の残存・確認例が少なく、使用痕跡を検討できる資料はきわめて少ない。わずかに、Ⅱ類の多賀城跡（表4三脚土器14、図11-15）や福島県会津郡山遺跡（三脚土器39、図11-11）については、体部に炭化物の付着や火を受けた痕跡などがみとめられるとの報告がなされている。

ところで、古代の三脚土器については金属器の模倣と考えられている（能登谷ほか 1997、吉田 2005）。その観点から器形の特徴を同類の金属器と比較すると、平底で体部から口縁部へ直線的に立ち上がるⅠ類の模倣元は中国唐代の「爐」（図13-8）、丸底で口縁部が屈曲するⅡ・Ⅲ類の模倣元は同じく「鍋」（図13-9）が想定される。このような対応関係からみても、Ⅰ類が火鉢・火舎、Ⅱ・Ⅲ類が甕・鍋などの煮炊具とする見方は妥当と考えられる。

なお、奈良・平安時代の寺院では『大安寺伽藍縁起並流記資財帳』（天平十九（747）年）、『観心寺資財帳』（元慶七（883）年）などの寺院資財帳にみられる「足釜」の記録から、金属製脚付容器が複数使用されていたことが明らかにされている。さらに、金属製脚付容器としての鉄製「三足釜」の現存品として、平安時代末期から鎌倉時代初期に比定される東京国立

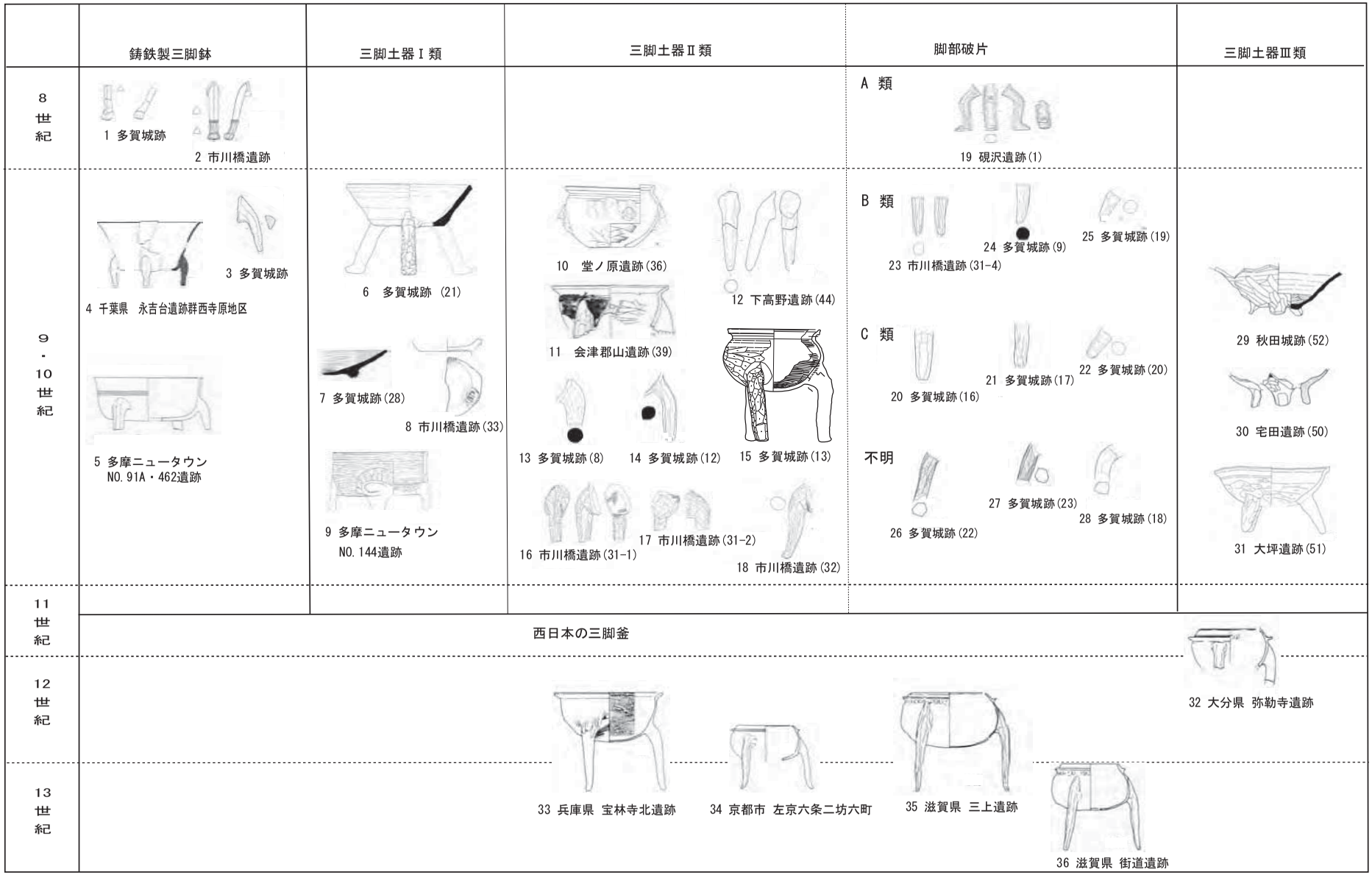
鋳鉄製三脚鉢
三脚土器Ⅰ類
三脚土器Ⅱ類
脚部破片
三脚土器Ⅲ類
8世紀
9・10世紀
11世紀
12世紀
13世紀
A 類
B 類
C 類
不明
1 多賀城跡
2 市川橋遺跡
3 多賀城跡
4 千葉県 永吉台遺跡群西寺原地区
5 多摩ニュータウン NO.91A・462遺跡
6 多賀城跡 (21)
7 多賀城跡(28)
8 市川橋遺跡(33)
9 多摩ニュータウン NO.144遺跡
10 堂ノ原遺跡(36)
11 会津郡山遺跡(39)
12 下高野遺跡(44)
13 多賀城跡(8)
14 多賀城跡(12)
15 多賀城跡(13)
16 市川橋遺跡(31-1)
17 市川橋遺跡(31-2)
18 市川橋遺跡(32)
19 硯沢遺跡(1)
20 多賀城跡(16)
21 多賀城跡(17)
22 多賀城跡(20)
23 市川橋遺跡(31-4)
24 多賀城跡(9)
25 多賀城跡(19)
26 多賀城跡(22)
27 多賀城跡(23)
28 多賀城跡(18)
29 秋田城跡(52)
30 宅田遺跡(50)
31 大坪遺跡(51)
西日本の三脚釜
32 大分県 弥勒寺遺跡
33 兵庫県 宝林寺北遺跡
34 京都市 左京六条二坊六町
35 滋賀県 三上遺跡
36 滋賀県 街道遺跡
0 10cm
( )付番号は表4に対応

図11　三脚土器の変遷

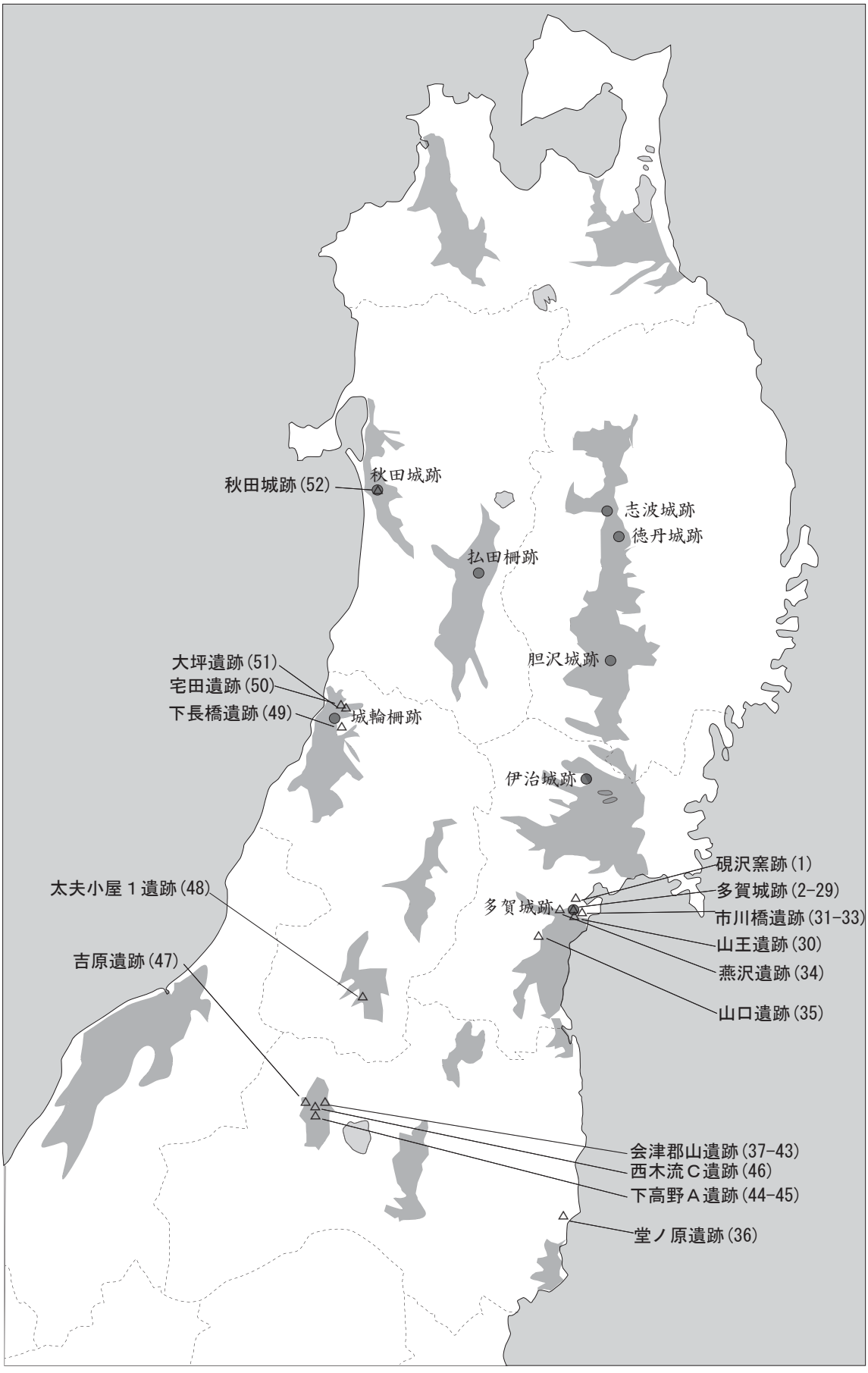

図12　三脚土器が出土した遺跡　　( )内の数字は表4に対応

博物館蔵品を最古の資料として、西日本の多くの社寺に伝存し、この種の器物が「湯立神事」等の宗教儀式に使用されたとみられている（原田 2000, p.18）。

福島県向田 A・山田 A 遺跡等で生産された金属製三脚容器の使用方法・性格についても、同時に生産された梵鐘・風鐸などとともに仏具としての火舎・羽釜であるとみる見解が示され、供給先として「宇多郡内ないしは陸奥国府多賀城近辺の寺院を第一候補」と推定している（能登谷ほか 1997）。

⑹他地域の状況

8世紀から9世紀前半代の三脚土器の出土例として、千葉県荒久遺跡、石川県松山 C 遺跡、畝田西遺跡の須恵器三足羽釜や三足盤、群馬県十三宝塚遺跡の三彩陶器火舎などがある。これらは須恵器の獣脚付壷・火舎・羽釜で金属器の忠実な写しと考えられる。また、千葉県永吉台遺跡西寺原地区では鋳鉄製三脚鉢（図11-4）が集落内寺院跡とみられる一角から出土しており、仏具もしくは神事用の器物としての側面が濃厚である。

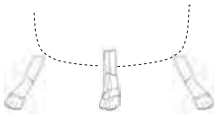

1　多賀城跡64次調査　SI2378
出土鋳鉄製獣脚（復元想定図）

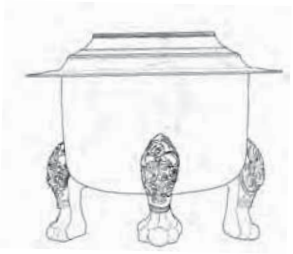

4　山田Ａ遺跡（復元資料）
獣脚容器（羽釜タイプ）

7　陳西慶山寺地宮（ 741年 ）
鍍銀製　爐

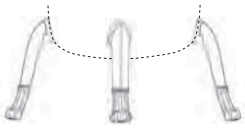

2　市川橋遺跡　SD5012
出土鋳鉄製獣脚（復元想定図）

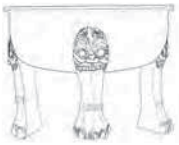

5　向田A遺跡（復元資料）
獣脚容器（香炉タイプ）

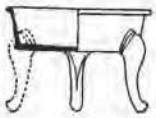

8　河南鄭殉墓（ 778年 ）
銅製　三脚爐

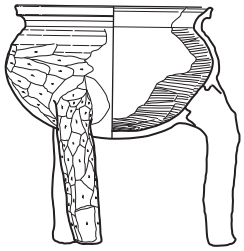

3　多賀城跡大畑地区
出土　三脚土器

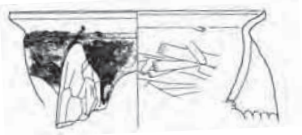

6　会津郡山遺跡2号河川跡
Q区出土　三脚土器

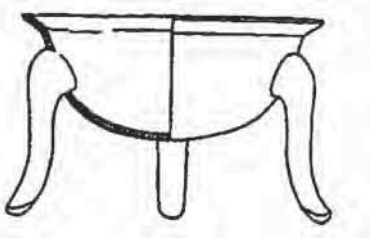

9　河南崔防墓（ 840年 ）
鉄製　三脚鍋

図13　金属製獣脚付鍋・釜類と三脚土器の比較

一方、東京都多摩ニュータウンの調査報告では、鉄鍋と三脚土器の関係について検討し、三脚土器（図11-9、NO.144遺跡資料）は9世紀代の三脚鉄鍋（図11-5、NO.91A・462遺跡資料）を模倣して製作され始め、10世紀代には鉄鍋を上回るほどに出土例が増加する傾向がみられることから、住居内のカマドの消滅と関連する現象で、生活様式の変化によるものと推察している（伊藤 1986）。つまり、竪穴住居内のカマドに代わり、三脚土器が実用的煮炊具として普及したとみる考え方である。

下野・常陸・武蔵など関東周縁では、9世紀後半から10世紀代にかけて、今回三脚土器Ⅱ類とした甕形の三脚土器が一定量普及していた様相をうかがうことができる。しかし、その出土量はあくまでも限定的であり、日常的で頻繁な使用状態を想定することは困難と考えられる。三脚土器Ⅱ類についても、先にみた竈形土製品と同様、集落内の特定階層によって選択的に採用された非日常的な儀式用の煮炊具と理解するのが妥当であろう。

⑺系譜

三脚土器の模倣元とみられる三足が付く古代の金属製品として、多賀城跡大畑地区出土獣脚（図11-1、図13-1）や多賀城跡南面の市川橋遺跡河川跡出土獣脚（図11-2、図13-2）などがある。これらは8世紀後半から9世紀の鋳鉄製品で、先述したように陸奥南部の宇多郡等で生産された獣脚付鍋・釜が、陸奥国府多賀城周辺に供給されたものと推定されている（能登谷ほか 1997, 吉田 2005）。そして、多賀城跡周辺で出土した三脚土器については、これら獣脚付金属器を写したものとする見方が示されている（五十川 1992）。実際、宮城県硯沢窯跡群（三脚土器1、図11-19）のように年代の古い8世紀前半のA類脚部破片資料では明確な獣脚状の表現がみられることから、上記の金属製容器の忠実な写しである可能性が高く、これらの鋳鉄製品をその模倣元として想定することができる。

一方、B・C類の脚部破片の細部を検討すると、獅噛や脚端部の爪先表現などの装飾的要素はみられない（三脚土器13、図11-15・図13-3）。こうした装飾性の欠落は模倣の簡略化という現象としてだけでは説明できない。その表現方法には大きな隔たりがあり、模倣元の違いを反映していると考えざるを得ない。すなわち、三脚土器の脚端部が踏ん張る形態や、爪先が尖る形態などは、中唐・晩唐期の鋳鉄製三脚鑪・三脚鍋（図13-8・9）（毛利光 2004）の中に、より類似した形態が見出せる[13)]。

⑻性格

多賀城周辺で出土する三脚土器は、遺構に伴うものが少ないため、その年代や使用方法などを想定することが難しい。しかし、既にみたように、これらは一貫して金属製の脚付容器を模倣したものであるとみられ、儀式・儀礼の場で使用された可能性が高いと推察される。具体的には、国衙中枢で執行された儀式に用いられた土器であった可能性が高いと考えられる。

ところで、これまでみてきた三脚土器Ⅱ類に類似した土器が西日本にある。足釜・足鍋・有脚土釜などと呼ばれる棒状の三脚が付く釜（図11-32-36）である。これらは、大宰府・京都・近江で11世紀中葉前後に出現し、13世紀後半から16世紀にかけて瀬戸内海沿岸の広範な地域に普及したとみられている（鋤柄 1997, p.656）[14)]。こうした中世の足釜（鍋）の用途について、宇野隆夫は、使用痕跡の観察から、その多くは、日常の煮炊き具として使用されたものではなく、儀式的な場面で使用された土器と推定している[15)]。

多賀城周辺から出土する三脚土器についても、儀式的な限定的使用を目的として制作された土器であった可能性が高いと考えられる。これらの三脚土器は、9世紀後半から11世紀前半の多賀国府中枢の限定された範囲で、限定された回数のみ執り行われた儀式に供用されたものと推定される。しかし、12世紀代の平泉藤原氏関係の遺跡で、この種の土器は出土しておらず、東北地方では12世紀以降、三脚土器はその役割を終えたと考えられる。

上述した畿内以西の足釜（鍋）は、一見すると多賀城跡周辺の三脚土器とは地域的・年代的には隔絶しているようにみえる。しかし、土器の特徴からみる

と、これらが無関係で存在した土器とは考えにくい。三脚土器がいち早く出現する陸奥周辺の状況をみると、9世紀後半の元慶（がんぎょう）の乱（878年）前後に安倍氏、平氏などの有力軍事貴族が鎮守府将軍として赴任し、国守の受領化が進行した天慶の乱（939年）前後からは、実質的な国務は在庁官人が実質的に執行していたと推察され、国府に関わる儀式等も、在庁官人主導で執行されたとみられる。

三脚土器と同時代の土器の中で、こうした国府中枢の儀式的饗宴に使用された特殊な形態の土器の一つとして器台がある（表5、図14-1）[16]。この器台は、今のところ東北地方では多賀城跡でのみ出土している特徴的な土器である（図6▲印）。これらと同様の器台は、11世紀中頃から12世紀前半にかけての平安京や北部九州の大宰府跡（図14-3）、筑後国府跡などでも出土している（山本・山村 1997, p.238）。多賀城跡出土の器台はこれらよりやや古い10世紀後半から12世紀にかけての年代が想定されている。注目すべきは、多賀城内での器台の出土地（表5）と今回検討した三脚土器のそれがほぼ重なることである（図6△印）。これは三脚土器が使用された場面が多賀国府内での儀式的饗宴と密接に関係していたことを示唆するものと考えられる。今後は、こうした器台や三脚土器を用いた東国の儀式様式[17]が、11世紀以降の西国に逆に影響を与えた可能性を含めて検討を進めていく必要があろう[18]。

5. まとめ

東北地方にみられる特殊な形態の煮炊用土器のうち、羽釜形土器Ⅰ類と竈形土製品Ⅰ類については、単発的に存在する外来系の土器と考えられた。

これら以外の羽釜形土器Ⅱ類、竈形土製品Ⅱ・Ⅲ類、三脚土器Ⅱ・Ⅲ類についてみると、まず、年代的に、羽釜形土器Ⅱ類は9世紀から11世紀、竈形土製品Ⅱ・Ⅲ類は8世紀から10世紀、三脚土器Ⅱ・Ⅲ類は8世紀から11世紀代の年代幅の中に収まる資料とみられる。12世紀以降は、外来的な羽釜の単独の出土例を除き、これら特殊形態の煮炊用土器の出土例は確認できなくなる。こうした土器の存続期間からみて、これらの土器は、律令体制下で執行された儀式・儀礼に供された土器と考えることができよう。

次に、これらの出土状況をみると、竈形土製品Ⅱ・Ⅲ類、三脚土器Ⅱ・Ⅲ類は陸奥国府下の多賀城周辺に偏在し、このうち竈形土製品は多賀城外南面の市川橋遺跡高平地区に集中するのに対し、三脚土器は多賀城城内からまとまって出土しており、その出土傾向は明らかに異なっている。さらに、羽釜形土器Ⅱ類は、官衙や城柵遺跡周辺に多いという傾向はみられるものの国府周辺への偏りは顕著ではない。こ

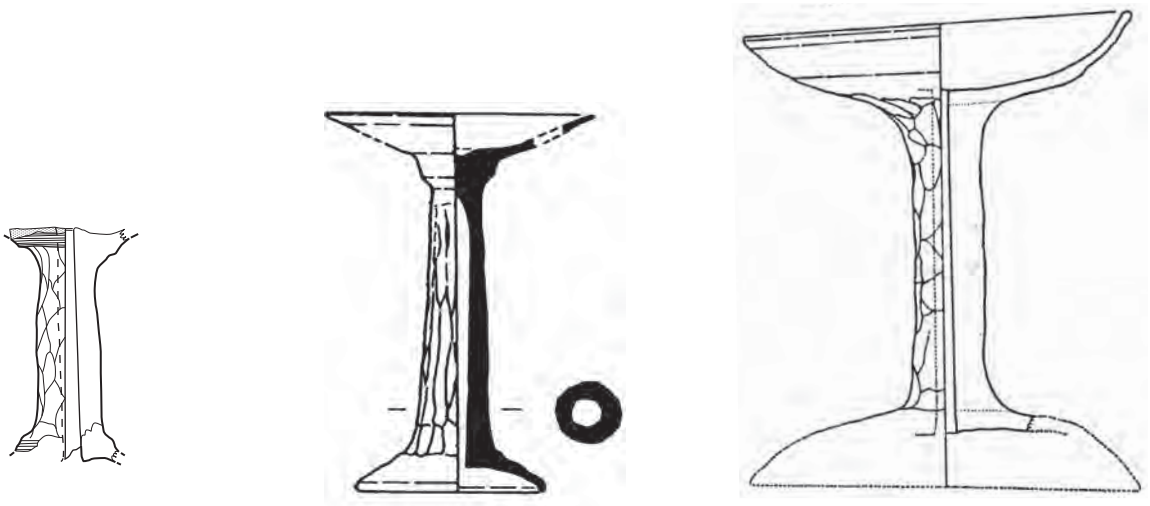

1　多賀城政庁跡（SK068）　2　平安京左京八条三坊　3　大宰府跡

図14 多賀城・平安京・大宰府の器台

うした出土傾向の相違が生じた背景には、儀式を催行した集団の組織や階層の違いが反映されている可能性が高い。すなわち羽釜形土器は一般集落をも含む広範な階層に及んでいるのに対し、竈形土製品は一般集落には浸透せず、官人や僧侶等の上位の限られた階層が催行した儀式での使用が想定される。

最後にこれら土器の使用形態をみると、明確な日常的使用の痕跡をとどめた資料は確認できない。このことから、東北地方で、9世紀後半以降に出現する須恵系土器やかわらけなど儀式的饗宴で使用された土器と同様、清浄性が求められた儀式用の什器とみるのが妥当であろう。

今日、全国各地の神社仏閣に伝わる「湯立神事」「湯神楽」「湯起請」などの行事では、神事の前提として、まず、羽釜・置き竈・三脚釜などの什器を用いて屋外で湯を沸かし、煮えたぎった湯を笹葉などで周囲に振り掛けることで斎場や参加者を清め場を浄化するという所作がおこなわれる。こうした「湯立」に使用される釜は、まさに鋳鉄製の羽釜や足釜であり、それを火にかける道具として鉄製の竈や木製もしくは鉄製の三脚＝金輪等が使用される。

東北地方の民俗事例でも、宮城県大崎市三本木若宮八幡神社[19]や秋田県横手市大森町波宇志別神社[20]などに伝わる湯立て神事では、羽釜に木製の棒状の脚を3ないし4本取り付けたものを湯立釜として使用している。これらの神事は、三足の釜が、湯立神事に不可欠な器物であることを示している。こうした儀式の湯沸かし用の什器は、古代の羽釜形土器、竈形土製品、三脚土器の往時の使用形態を髣髴とさせるものである。

強い火力に繰り返し耐えられる鋳鉄製品に比べ、土製の羽釜形土器、竈形土製品、三脚土器は長期間の使用に適さない脆弱性を有しており、この点において使い切りの清浄性を重視した儀式用の土器としての存在意義があった。そして、これらこそが、10世紀から12世紀代の宴会儀礼で使用された多量のかわらけと同じく、儀式用土器に清浄性が求められた時代の産物であったと考えられる。

本稿は、東北歴史博物館調査研究事業の一環として作業を進めている資料集成の成果報告である。末筆ながら、類例の集成にあたってご教示をいただいた研究者・関係者の方々に謝意を表する。資料の見落としや、意が尽くされていない部分についてはご叱正、ご教示いただければ幸いである。

【註】

1） 9世紀後半から11世紀代の関東地方において、口縁部下に鍔状の突帯を巡らし「底部が張り出す無底の甑」が存在する。これらは一見すると羽釜の口縁部のような形をしていることから「羽釜形甑」と呼ばれる場合があり、とくに北関東地方では、これらが羽釜形土器と組み合わせて使用された煮炊具の一種であったと考えられている（外山 1987, p.67-86）。

2） 土師器製の羽釜とは別に、8世紀代の都城や寺院では三彩・緑釉単彩陶器製の羽釜が出土している。これらは茶法に関わる道具とみられている（巽 1991, pp.234）。

3） 常陸南部の羽釜は幅の広い鍔で土製竈とともに出土した例が多い。その背景として、白髪部など帰化人系移民の関与が注目される。

4） 秋田城跡出土の鋳鉄製羽釜については、渤海など沿海州からの将来品であるとする見方がある（石川県立歴史博物館1996『波涛をこえて』p.77）。

5） 『法隆寺資財帳』・『大安寺資財帳』などに記載された「懸釜」は、鋳鉄製羽釜の存在を示す資料と考えられている（毛利光 2005）。一方で、鉄製鍋・羽釜は「宗教的色彩の強い製品」で、一般集落に普及したとは考え難い、との見方もある（能登谷 1997, p.426-441）。

6） 多賀城周辺では、山王遺跡多賀前地区で鍋・釜の破片と見られる金属片や獣脚などが複数出土していることから、9-10世紀には多賀城周辺には鋳鉄製鍋・釜が一定量普及し、これらを改鋳するような工房等が府下の多賀前地区周辺に存在したと考えられる。

7） 市川橋遺跡高平地区では製塩土器が多数出土している（千葉 2001, p.164-167）。

8） 舘前遺跡の建物群について、中央に位置する二棟の建物（SB02・SB03）の配置と特徴から、仏堂と礼堂からなる双堂形式の仏堂建築の可能性もあると考えられる。

9） つくば市と真壁町の6世紀前半の竈形土製品2例については、黒沢氏が渡来系氏族の居住地との関係に着目している（黒沢 1996, p.119-136）。6世紀後葉の山形県三軒屋物見台遺跡出土資料は、器形・庇の位置・基部形態が真壁町八幡前遺跡出土資料に類似している。

10） 東国では庇のないA類が少数みられるが、確実な曲げ庇の資料は確認されておらず、B2類の付け庇のみであるという（湯原 1995, p.113-131）。

11） 北関東では土器廃棄遺構から多量の杯形土器に混じっ

て竈形土製品が出土した例（池田 1998, p.151-160）が確認されている。広く普及したとされる関東甲信越の竈形土製品も、儀式・饗宴の場で使用される特殊な装置であったと考えられる。

12）煮炊具以外に香炉や三足壷などにも三脚が付く。ただし、これらの脚は短小で、三脚土器脚部との識別は容易であることから今回の検討対象から除外した。

13）多賀城周辺から出土した三脚土器と唐の文物との形態的類似性を直接関連付ける明確な根拠はないが、任官・エミシ饗応など、特定の儀式・儀礼の導入に伴って、類似儀式に使用された大陸系の金属製鍋・釜がもたらされ、これらを写した三脚土器が創出された可能性も想定されよう。

14）鋤柄 1997「土製煮炊具にみる中世食文化の特質」『国立歴史民俗博物館研究報告』第71集 pp.609-666

15）宇野隆夫：1997「中世食器様式の意味するもの」『国立歴史民俗博物館研究報告』第71集 p.383「使用痕の観察からは、土器釜には御飯を炊いたと思わせる炭化物の付着がある場合もあるが、1回限りの炊飯とみなせるものが多く、これがほとんどない場合もある。前者では儀礼的な炊飯、後者の場合には蒸器の釜あるいは「湯立て神事」のような儀式に用いたものであろう。」

16）棒に手捏で粘土を巻きつけた支柱の上下にロクロ調整の杯を接合した土器。穴は坏部分も貫通しているので器台としての機能が想定される。畿内系土器の模倣として理解されている（山本 2005, p.27）。

17）上横手雅敬 1986「執権政治の確立と変質」『朝日百科日本の歴史4－鎌倉幕府と承久の乱－』p.4-123「承久の乱後、後鳥羽上皇方の所領三千余ケ所が没収され、戦功のあった武士がその地頭に任命された。没収地は西国に多く、新補地頭には東国武士が多い。源平の合戦では平家方所領五百余ケ所が没収され、そこに地頭が置かれたが、その場合にも同様の傾向が指摘できる。こうして、多数の東国武士が東国の本領とは別に、西国に新恩地を与えられて移住し、それに伴って東国武士の生活慣習も西国に移植された。」

18）吉岡 1997「研究活動の記録と課題」『国立歴史民俗博物館研究報告』第71集 p.5「漆器椀と鉄鍋が東国で民衆レベルの食器として普及したことは確かであり、それも東北北部独自の製作技術を持つ漆器椀と内耳鉄鍋の存在は、中世生活様式の変革が東国主導で、かつ徹底して進行した点で、西国の旧守性と対照的なことは注意すべきであろう。」

19）若宮八幡宮境内にある敷玉早御玉神社は延喜式内社。毎年「秋の宵祭」旧暦9月18日に特殊神事湯花神事＝湯立神事がおこなわれる。宮司が大釜で沸かした熱湯を祈願祝詞を唱えながら、笹の葉で自分の体にかける。湯立てに使用される大釜は鉄製羽釜で、鍔部分を三本の丸太で支え下に火を焚いて湯を沸かす。湯花神事は三本木町無形文化財に指定されている（昭和54年指定第一号）。

20）延喜式内社。毎年11月7日に奉納される霜月神楽の冒頭で湯立て神事が執り行われる。ここで使用される大釜も鉄製羽釜で、鍔部分を三本の丸太で支え下に火を焚いて湯を沸かす。この神楽は国重要無形民俗文化財に指定されている（昭和52年指定）。波宇志別神社神楽殿保存修理委員会 1993「保呂羽山の神楽」『波宇志別神社神楽殿保存修理工事報告書』pp.6

【引用・参考文献】

飯村　均　1994「平安時代の鉄製煮炊具」『しのぶ考古』10号, pp.45-54

飯村　均　2005『律令国家の対蝦夷政策－相馬の製鉄跡群－』シリーズ遺跡を学ぶ021新泉社

五十川伸矢　1992「古代・中世の鋳鉄鋳物」『国立歴史民俗博物館研究報告』第46集, pp.1-78

五十川伸矢　1997「中世の鍋釜－鋳鉄製煮炊用具の名称－」『国立歴史民俗博物館研究報告』第71集 pp.589-606

池田　晃一　1998「古代末の土器溜土坑予察」『研究ノート』8号 茨城県教育財団 pp.151-160

伊藤敏行他　1986「No.19A・462遺跡 4古代 C 鉄鍋について」『多摩ニュータウン遺跡 昭和59年度（第4分冊）』東京都埋蔵文化財センター調査報告第7集, pp.73-75

伊藤　武士　1997「出羽における10・11世紀の土器様相」『北陸の10・11世紀の土器様相』第83回北陸古代土器研究会シンポジウム資料 pp.97-115

伊藤　博幸　2006「陸奥型甕・出羽型甕・北奥型甕」『陶磁器の社会史』吉岡康暢先生古希記念論集刊行会, 桂書房

稲田　孝司　1978「忌の竈と王権」『考古学研究』25-1, 考古学研究会 pp.52-69

井上　雅孝　1997「陸奥における10・11世紀の土器様相」『北陸の10・11世紀の土器様相』第83回北陸古代土器研究会シンポジウム資料 pp.81-96

内田　律夫　2004「竈神と竈の祭祀」『季刊考古学』第87号, 雄山閣出版 pp.73-77

宇野　隆夫　1997「中世食器様式の意味するもの」『国立歴史民俗博物館研究報告』第71集 pp.377-430

尾垣　勝彦　1982「No.206遺跡　Ⅳまとめ」『多摩ニュータウン遺跡 昭和56年度（第2分冊）』東京都埋蔵文化財センター調査報告第2集, pp.112

神谷　佳明　1988「東国出土の竈形土器についての検討」『群馬の考古学』pp.411-426

北野・三河　2007「東北・北海道における古代の土器焼成と土ナベ調理」『古代北・北海道におけるモノ・ヒト・文化交流の研究』平成15-18年度科

学研究費補助金基盤研究（B）研究成果報告
黒沢　秀雄　1997「古墳時代の置カマドについて」『研究ノート』6号, 茨城県教育財団 pp.119-136
小森　俊寛　1996「概説」『古代の土器3　都城の土器集成Ⅲ』古代の土器研究会 pp.3-125
桜岡　正信　2003「月夜野型羽釜の生産と流通―地域限定流通の背景―」『研究紀要』21 財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 pp.45-59
佐藤　則之　2000「Ⅳ考察　B. 遺物について（ⅱ）竈形土器」『伊治城跡―平成11年度：第26次発掘調査報告書―』築館町文化財調査報告書第13集, pp.20-21
佐藤・村田　1996「東北の煮炊具」『古代の土器研究―律令的土器様式西・東4―煮炊具―』古代の土器研究会第4回シンポジウム資料 pp.49-66
佐藤　信　1997「国司をめぐる儀礼と場」『国立歴史民俗博物館研究報告』第74集, pp.47-53
渋谷・高桑　2004「山形県の奈良・平安時代における信仰関連遺物集成―仏教関連遺物を中心にして」『研究紀要』第2号, 財団法人山形県埋蔵文化財センター pp.81-104
末木　啓介　1997「Ⅴ結語 1中堀遺跡出土の遺物について（4）煮炊具」『中堀遺跡』第4分冊 埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第190集, pp.1110-1144
菅原　正明　1983「畿内における土釜の製作と流通」『文化財論叢』 pp.725-758
鋤柄　俊夫　1997「中世食器の地域性　6- 畿内周辺」『国立歴史民俗博物館研究報告』第71集, pp.157-193
鋤柄　俊夫　1997「中世食器の地域性　7- 山陽」『国立歴史民俗博物館研究報告』第71集, pp.194-211
鋤柄　俊夫　1997「土製煮炊具にみる中世食文化の特質」『国立歴史民俗博物館研究報告』第71集, pp.609-666
高橋　照彦　1997「出土文物からみた平安時代の儀礼の場とその変化」『国立歴史民俗博物館研究報告』第74集, pp.63-76
巽　淳一郎　1991「日本における茶法の開始」『新版古代の日本6　近畿Ⅱ』, 角川書店 pp.234
近澤　豊明　1992「竈形土製品について」『長岡京古文化論叢』Ⅱ
千葉　孝弥　2001「Ⅳ考察　2出土遺物の分析（3）竈形土器」『市川橋遺跡―城南土地区画整理事業に係る発掘調査報告書Ⅰ―』多賀城市文化財調査報告書第60集, pp.164-167
外山　政子　1987「甑について―平安時代の甑を中心に―」『研究紀要』4　群馬県埋蔵文化財調査事業団 pp.67-86
外山　政子　1990「4-1矢田遺跡の平安時代のカマドと煮沸具」『矢田遺跡Ⅰ』群馬県埋蔵文化財調査事業団報告書第106集, pp.263-273
中村　直美　1998『庫理遺跡発掘調査報告書』, 財団法人岩手県埋蔵文化財センター
能登谷宣康　1997「3-3-5猪狩B遺跡の平安時代の遺物について」『相馬開発関連遺跡発掘調査報告』Ⅴ本文2, 福島県文化財調査報告書第333集 福島県文化センター, pp.426-441
長谷川　厚　1996「古代前半期における関東地方の煮炊具の様相」『古代の土器研究―律令的土器様式西・東4―煮炊具―』古代の土器研究会第4回シンポジウム資料, pp.67-100
原　明芳　1997「古代末期の信濃の土器様相」『北陸の10・11世紀の土器様相』第83回北陸古代土器研究会例会　シンポジウム資料, pp.52-80
原田　一敏　2000「No.411茶湯釜　芦屋と天明」『日本の美術8』, 至文堂, pp.17-23
平石　尚和　1999「底部に張り出しを持つ甑について」『研究ノート』8号 財団法人茨城県教育財団, pp.129-138
三浦　圭介　1995「北奥北海道地域における古代防御性集落の発生と展開」『国立歴史民俗博物館研究報告』第64集, pp.197-222
水口由紀子　1990「南関東における竈形土器を持つ集落遺跡の性格」『物質文化』56
水野　正好　1969「滋賀郡所在の漢人系帰化氏族とその墓制」『滋賀県文化財調査報告書』第4冊, pp.88
村田　晃一　1998「第Ⅳ章考察　C. 土師器羽釜について」『山王遺跡町地区の調査―県道泉塩釜線関連調査報告書Ⅱ―』宮城県文化財調査報告書第175集, pp.175
毛利光俊彦　2004『古代東アジアの金属製容器Ⅰ（中国編）』奈良文化財研究所史料第68冊, 付図12
毛利光俊彦　2005『古代東アジアの金属製容器Ⅱ（朝鮮・日本編）』奈良文化財研究所史料第71冊, 付図10
森　隆　1997「畿内・西日本における10・11世紀の土器様相」『北陸の10・11世紀の土器様相』第83回北陸古代土器研究会例会シンポジウム資料, pp.37-51
山本・山村　1997「中世食器の地域性　10- 九州・南西諸島」『国立歴史民俗博物館研究報告』第71集, pp.237-310
山本　信夫　2005「加賀における律令的土器様式の転換期と編年の検討」『金沢大学文化財学研究』7, pp.15-38
湯原　勝美　1995「集落内出土の竈形土器」『研究紀要』創刊号, 山武考古学研究所 pp.113-131
吉田　秀亨　2005「平安時代の鋳鉄製品―出土鋳型からの

研究復元一」『福島県文化財センター白河館研究紀要2005』pp.1-40

【挿図出典一覧】一刊行機関別・刊行年順一

青森県教育委員会

図2-22　1976：青森県文化財調査報告書第35集「石上神社遺跡」p.112第81図-3

図2-21　1977：青森県文化財調査報告書第40集「高館遺跡」p.231第129図-1・2・4

図2-20　1979：青森県文化財調査報告書第54集「古館遺跡」p.362第79図-23・24・25

図2-23　2006：青森県文化財調査報告書第415集「林ノ前遺跡」p.24第22図-362

岩手県埋蔵文化財センター

図2-14　1979：岩手県埋蔵文化財センター調査報告書第8集「力石Ⅱ遺跡」p.114第60図-12

岩手県文化振興事業団

図8-6　1999：岩手県文化振興事業団調査報告書第302集『庫理遺跡発掘調査報告書』p.28第17図13-16

岩手県奥州市教育委員会

図2-3　2006：「平成16年度発掘調査概報」「胆沢城跡」p.66第53図-316

宮城県教育委員会

図2-11　1984：宮城県文化財調査報告書第102集「柳津館山館跡」　羽釜 p.17第7図1

図2-7　1985：宮城県文化財調査報告書第107集「小梁川遺跡」　羽釜 p.16第10図6

図3-5・6　1996：宮城県文化財調査報告書第170集「山王遺跡一多賀前地区一」p.50第22図9 、p.52第24図6

図2-15　1998：宮城県文化財調査報告書第175集「山王遺跡町地区の調査」p.175第141図（集成）

図3-11・12・14　2001：宮城県文化財調査報告書第184集「市川橋遺跡の調査 遺物図版編」p.193図版188-7、p.339図版334-1、p.185図版180-18

図11-16・17・23　2001：宮城県文化財調査報告書第184集「市川橋遺跡の調査 遺物図版編」p.186図版181-1-4

図11-18　2001：宮城県文化財調査報告書第184集「市川橋遺跡の調査 遺物図版編」p.339図版334-1

図11-2・図13-2　2001：宮城県文化財調査報告書第184集「市川橋遺跡の調査 遺物図版編」p.339図版334-1

図3-13　2009：宮城県文化財調査報告書第218集「市川橋遺跡の調査」p.407第238図2

宮城県多賀城跡調査研究所

図11-15　1972：多賀城跡調査研究所年報1971「大畑地区14次調査」p.41図版18-16

図11-6　1974：多賀城跡調査研究所年報1973「鴻ノ池地区20次調査」p.42第16図2

図11-7　1979：多賀城跡調査研究所年報1978「政庁北方地区32次調査」p.30第25図11

図11-13　1981：多賀城跡調査研究所年報1980「作貫地区36次調査」p.37第39図9

図11-24　1981：多賀城跡調査研究所年報1980「作貫地区36次調査」p.25第24図7

図11-3　1981：多賀城跡調査研究所年報1980「運河地区37次調査」p.79第59図11

図11-14　1982：多賀城跡調査研究所年報1981「作貫地区39次調査」三脚　p.49第31図6

図2-12　1992：多賀城跡調査研究所年報1991「鴻ノ池地区61次調査」羽釜　p.106第86図14

図11-26・27　1992：多賀城跡調査研究所年報1991「鴻ノ池地区61次調査」p.116第95図31・p.119第97図10

図11-20・21　1994：多賀城跡調査研究所年報1993「大畑地区64次調査」p.38第30図6・p.39第31図8

図11-28　1994：多賀城跡調査研究所年報1993「大畑地区64次調査」p.40第33図5

図3-3　1996：多賀城跡調査研究所年報1995「大畑地区66次調査」p.95第85図1

図11-1・図13-1　1997：多賀城跡調査研究所年報1996「大畑地区67次調査」p.56第46図30

図11-22　1997：多賀城跡調査研究所年報1996「大畑地区67次調査」p.83第74図7

図11-25　1997：多賀城跡調査研究所年報1996「大畑地区67次調査」p.81第71図11

図2-5　1998：多賀城跡調査研究所年報1997「大畑地区68次調査」p.42第25図11

図11-20　2010：多賀城跡調査研究所年報2009「鴻ノ池地区81次調査」p.60図版48-7

図14-1　2010：「多賀城政庁跡一補遺編一」p.74第47図6

宮城県石巻市教育委員会

図2-4　1984：石巻市文化財調査報告書第1集「水沼窯跡」p.11第4図

宮城県仙台市教育委員会

図2-9・19　1983：仙台市文化財調査報告書第53集「中田畑中遺跡」p.16　第9図10、p.74第56図3（集成図）

図2-17　1984：仙台市文化財調査報告書第61集「山口遺跡」p.395第188図14M4

宮城県角田市教育委員会

図2-2　2007：角田市文化財調査報告書第32集「品濃遺跡」p.16第14図6

宮城県多賀城市

図8-2　1991：多賀城市史　考古資料「多賀城廃寺」p.394図版23-4

宮城県多賀城市教育委員会

図3-9　1990：多賀城市文化財調査報告書第21集「市川橋遺跡」p.16第10図4

図2-10　2001：多賀城市文化財調査報告書第60集「市川橋遺跡　B区」p.208第170図11

図3-7　2001：多賀城市文化財調査報告書第60集「市川橋

遺跡　B 区」竈　p.165第134図

図3-8・9・10　2001：多賀城市文化財調査報告書第60集「市川橋遺跡　B 区」p.166第135図2・4・5

図3-15・16・17　2003：多賀城市文化財調査報告書第70集「市川橋遺跡　C 区」p.212、p.254第166図579・581

図11-8　2004：多賀城市文化財調査報告書第75集第2分冊「市川橋遺跡　A・D 区」p.216第173図1114

宮城県利府町教育委員会

図11-19　2011：利府町文化財調査報告書第13集「硯沢遺跡Ⅱ」p.106図55-227

宮城県築館町教育委員会

図8-5　2000：築館町文化財調査報告書第13集「伊治城跡」p.12第10図

福島県文化財センター白河館

図13-4・5　2005『福島県文化財センター白河館研究紀要2005』「平安時代の鋳鉄製品―出土鋳型からの研究復元―」p.6図5、p.9図8

福島県いわき市教育委員会

図8-4　2001：いわき市文化財調査報告書第76冊第2編「小茶園遺跡」p.401第368図1

図8-3　2002：いわき市文化財調査報告書第84冊第3分冊「荒田目条里制遺構」p.121第759図1

福島県会津若松市教育委員会

図3-2　1999：会津若松市文化財調査報告書第66号「下高野Ａ遺跡」p.100，9図1

図11-12　1999：会津若松市文化財調査報告書第66号「下高野Ａ遺跡」p.100，9図2

図3-4　2006：会津若松市文化財調査報告書第107号「郡山遺跡」p.207，153図12

図11-11・図3-6　2006：会津若松市文化財調査報告書第107号「郡山遺跡」p.167　118図2

福島県塩川町教育委員会

図2-8　1997：塩川町文化財調査報告書第3集「鏡ノ町 A 遺跡」p.17

図3-4　1997：塩川町文化財調査報告書第3集「鏡ノ町 A 遺跡」p.78，49図31

福島県広野町教育委員会

図11-10　2002：広野町文化財調査報告書第3集「堂ノ原遺跡」p.209，161図5

山形県教育委員会

図2-6　1981：山形県埋蔵文化財調査報告書第46集「境興野遺跡」p.29，22図264

図3-7　1983：山形県埋蔵文化財調査報告書第72集「宅田遺跡」p.29，20図Ⅱ G1、Ⅱ G2

図11-32　1983：山形県埋蔵文化財調査報告書第72集「宅田遺跡」p.27，19図Ⅱ C2

図8-1　1987：山形県埋蔵文化財調査報告書第107集「三軒屋物見台遺跡―本文編―」p.154，121図

図2-16　1989：山形県埋蔵文化財調査報告書第145集「下長橋遺跡」p.85，50図589・590

山形県埋蔵文化財センター

図11-33　1995：山形県埋蔵文化財調査センター報告書第23集「大坪遺跡」p.34，22図242

図2-13　2001：山形県埋蔵文化財調査センター報告書第81集「太夫小屋1遺跡」p.121，85図5

図3-1　2005：山形県埋蔵文化財調査センター報告書第145集「高瀬山遺跡」2分冊 PL168

山形県八幡町教育委員会

図2-18　2002：八幡町文化財調査報告書第11集「八森遺跡」PL78-236

秋田県教育委員会

図3-18　2005：秋田県文化財調査報告書第383集「厨川谷地遺跡」p.7449図8

秋田市教育委員会

図11-31　1983：昭和57年度「秋田城跡」p.30第49図1

図2-1　1991：平成二年度「秋田城跡」p.44第28図94

千葉県君津郡市埋蔵文化財センター

図11-4　1997：千葉県埋蔵文化財センター研究紀要18「永吉台遺跡群　西寺原地区」p.47第21図13

東京都教育委員会

図11-9　1981：東京都埋蔵文化財調査報告書第2集第1分冊「多摩ニュータウン遺跡群　No.144」p.122第23図4

図11-5　1984：東京都埋蔵文化財調査報告書第7集第4分冊「多摩ニュータウン遺跡群　No.91A・462」p.70第12図

金沢大学埋蔵文化財調査センター

図14-2　2005「加賀における律令的土器様式の転換期と編年の検討」金沢大学文化財学研究7　p.27図8-16

奈良文化財研究所

図13-7-9　2004『古代東アジアの金属製容器Ⅰ（中国編）』奈良文化財研究所史料第68冊　付図10-Sa6、付図12-Aa7、付図12-G-7

国立歴史民俗博物館

図11-36-38　1997『国立歴史民俗博物館研究報告』第71集「中世食器の地域性　6- 畿内周辺」p.163図4-6・12、p.167図6-12

図11-35　1997『国立歴史民俗博物館研究報告』第71集「中世食器の地域性　7- 山陽」p.196図2-12

図11-34　1997『国立歴史民俗博物館研究報告』第71集「中世食器の地域性　10- 九州・南西諸島」p.253図8-4

図14-3　1997『国立歴史民俗博物館研究報告』第71集「中世食器の地域性　10- 九州・南西諸島」p.238図1

表1　東北地方の羽釜形土器一覧

番号		県	遺跡名	調査区・次数	遺構	分類	復元口径	特徴	年代	刊行機関	刊行年	報告書	頁	図
羽釜	1	青森	林ノ前遺跡		Ⅱ・Ⅲ層	ⅡC		非ロクロ		青森県	2006	415集	24	22図362
羽釜	2	青森	石上神社遺跡		1・14号溝	ⅡC	16.3	須恵器？	10～11世紀？	青森県	1976	35集	112	81図3
羽釜	3	青森	高館遺跡		60号住居床	ⅡC	26		10～11世紀？	青森県	1977	40集	230	128図1
羽釜	4	青森	高館遺跡		60号住居カマド	ⅡC	25		10～11世紀？	青森県	1977	40集	230	128図2
羽釜	5	青森	高館遺跡		60号住居カマド	ⅡC	19		10～11世紀？	青森県	1977	40集	231	129図1
羽釜	6	青森	高館遺跡		60号住居カマド	ⅡC	17		10～11世紀？	青森県	1977	40集	231	129図2
羽釜	7	青森	高館遺跡		60号住居覆土	ⅡC	26		10～11世紀？	青森県	1977	40集	231	129図4
羽釜	8	青森	高館遺跡		9トレンチ	ⅡC	19.5			青森県	1977	40集	232	130図1
羽釜	9	青森	高木遺跡		遺構外	ⅡC	15.5			尾上町	1981	3集	23	11図4
羽釜	10	青森	高木遺跡		遺構外	ⅡC	15.5			尾上町	1981	3集	23	11図5
羽釜	11	青森	古館遺跡		14号竪穴	ⅡB	13.2			青森県	1979	54集	362	79図23
羽釜	12	青森	古館遺跡		14号竪穴	ⅡC	17.6			青森県	1979	54集	362	79図24
羽釜	13	青森	古館遺跡		堆積層	ⅡC	22.8			青森県	1979	54集	362	79図25
羽釜	14	青森	山元(2)遺跡		2号住居跡	ⅡC	10.2		9世紀中～後半	青森県	1994	171集	36	19図5
羽釜	15	青森	野木遺跡				―			青森市	2001	54集-5	14	631図776
羽釜	16	青森	早稲田遺跡		111土坑	ⅡC	―		10～11世紀初	弘前市	2001	平成12年度	207	130図3
羽釜	17	青森	早稲田遺跡		3号堀	ⅡC	―		10～11世紀初	弘前市	2001	平成12年度	222	145図111
羽釜	18	岩手	力石Ⅱ遺跡		F-2住居	ⅡA	(16)	須恵器？	10世紀前半	岩手県埋文	1979	8集	107	53図11
羽釜	19	岩手	力石Ⅱ遺跡		H-2住居	ⅡB	15.7		10世紀前半	岩手県埋文	1979	8集	114	60図12
羽釜	20	岩手	岩崎台地遺跡群	ＤⅡｔ区	12土坑	ⅡB	10		9世紀後半	岩手県埋文	1995	214集2分冊	1	1図3055
羽釜	21	岩手	胆沢城跡	第85次調査区	SK3033	ⅠB	35.6		9世紀後半	奥州市	2006	平成16年度	66	53図316
羽釜	22	岩手	伯済寺遺跡	平成17年度調査	包含層	ⅡB			9世紀後半	奥州市	2007	1集	154	81図33
羽釜	23	宮城	柳津館山館跡		1号住居跡	ⅡB	16	内黒	9世紀後半	宮城県	1984	102集	17	7図1
羽釜	24	宮城	水沼窯跡			ⅠC	33		12世紀後半	石巻市	1984	1集	17	4図
羽釜	25	宮城	多賀城跡	鴻ノ池61次	10層中部	ⅡB	12.5		9世紀後半	宮多研	1992	年報1991	106	86図14
羽釜	26	宮城	多賀城跡	大畑68次	SI2446	ⅡA	14.5		9世紀中～後葉	宮多研	1998	年報1997	42	25図11
羽釜	27	宮城	山王遺跡	多賀前	道路Ｅ期側溝	ⅡB	―			宮城県	1996	170集	58	29図16
羽釜	28	宮城	山王遺跡	伏石	SK3040	ⅡB	―		9世紀後半	宮城県	1997	174集	108	387図3
羽釜	29	宮城	山王遺跡	伏石	SK3047	ⅡB	14.1		9世紀後半	宮城県	1997	174集	109	388図8
羽釜	30	宮城	山王遺跡	町地区	SD2816B3層	ⅡB	11.5		10世紀前半	宮城県	1998	175集	175	141図
羽釜	31	宮城	小沢原遺跡		SK06	ⅡA	―		10世紀前半	多賀城市	1999	54集	39	27図2
羽釜	32	宮城	小沢原遺跡		SK06	ⅡA	―		10世紀前半	多賀城市	1999	54集	39	27図3
羽釜	33	宮城	留ヶ谷遺跡	第1・3次	整地層Ａ	ⅡA	―		9世紀	多賀城市	1998	48集	23	20図1
羽釜	34	宮城	市川橋遺跡	Ｂ区第25次	B14区　検出面	ⅡB	10			多賀城市	2001	60集	115	99図13
羽釜	35	宮城	市川橋遺跡	Ｂ区	B61区	ⅡB	12.5			多賀城市	2001	60集	208	170図11
羽釜	36	宮城	市川橋遺跡	Ｃ区	SK1307	ⅡB	29		9世紀	多賀城市	2003	70集	223	135図197
羽釜	37	宮城	市川橋遺跡	Ａ・Ｄ区	SD2295	ⅡB	9.5		9世紀	多賀城市	2004	75集2分冊	178	135図322
羽釜	38	宮城	市川橋遺跡	Ａ・Ｄ区	SD832A	ⅡA	25		9世紀	多賀城市	2004	75集2分冊	220	177図1181
羽釜	39	宮城	市川橋遺跡	第71次	SX3386	ⅡB	6.3		9世紀	多賀城市	2009	95集	92	5図6
羽釜	40	宮城	市川橋遺跡	第71次	Ⅱ層	ⅡB	11.9		9世紀	多賀城市	2009	95集	92	6図9
羽釜	41	宮城	安久遺跡		5号住居跡	ⅡC	14	口縁外反	10世紀前半	仙台市	1983	53集	74	56図3
羽釜	42	宮城	中田畑中遺跡		1号住居跡	ⅡB	17		9世紀後半	仙台市	1983	53集	16	9図10
羽釜	43	宮城	中田畑中遺跡		表土	ⅡB	12			仙台市	1983	53集	52	48図10
羽釜	44	宮城	山口遺跡		14号溝	ⅡB	(17.6)		9世紀後半以降	仙台市	1984	61集	395	188図14M4
羽釜	45	宮城	小梁川遺跡		10号住居跡	ⅡB	12.6		9世紀前葉？	宮城県	1985	107集	16	10図6
羽釜	46	宮城	品濃遺跡		5号溝	ⅠA	(27)	広い鍔	8世紀前半	角田市	2007	32集	16	14図6
羽釜	47	福島	鏡ノ町遺跡Ａ		2号住居跡	ⅡB	13.5	須恵器？	9世紀前半	塩川町	1997	3集	17	7図4
羽釜	48	福島	古屋敷遺跡		遺構外	ⅡB	―	非ロクロ		塩川町	1999	6集	141	98図109
羽釜	49	山形	太夫小屋1遺跡		SX250	ⅡB	(13.5)		10世紀前半	山形県埋文	2005	81集	121	85図5
羽釜	50	山形	八森遺跡		SK145	ⅡC	(27.5)	口縁外反		八幡町	2002	11集	PL78	236
羽釜	51	山形	宅田遺跡		Ⅰ～Ⅳ層	ⅡA	―	隆帯状の鍔		山形県	1983	72集	29	20図Ⅱ G1
羽釜	52	山形	宅田遺跡		Ⅰ～Ⅳ層	ⅡB	―			山形県	1983	72集	29	20図Ⅱ G2
羽釜	53	山形	境興野遺跡		Ⅲ層	ⅡA	19			山形県	1981	46集	29	22図264
羽釜	54	山形	下長橋遺跡		遺構外	ⅡB	11.2			山形県	1989	145集	85	50図589
羽釜	55	山形	下長橋遺跡		遺構外	ⅡB	9.6			山形県	1989	145集	85	50図590
羽釜	56	秋田	秋田城跡		灰白色砂層	ⅡB	―			秋田市	1985	昭和59年	13	11図28
羽釜	57	秋田	払田柵跡	94次内郭南門東方地区	2層下	ⅡB	―			秋田県	1993	250集	24	15図65
羽釜	58	秋田	払田柵跡	94次内郭南門東方地区	3層	ⅡB	―			秋田県	1993	250集	24	15図66
羽釜	59	秋田	厨川谷地遺跡	SL地区	Ⅱ層	ⅡB	―			秋田県	2005	383集	187	138図16
羽釜	60	秋田	厨川谷地遺跡	SL地区	Ⅱ層	ⅡB	―			秋田県	2005	383集	187	138図26
羽釜	61	秋田	厨川谷地遺跡	SL地区	Ⅲ層	ⅡB	―			秋田県	2005	383集	187	138図27
羽釜	62	秋田	横枕遺跡			ⅡB	―			秋田県	2012	480集	67	37図36
羽釜	63	秋田	家ノ浦Ⅱ遺跡		ⅢＣ層	ⅡB	―		9世紀後～10世紀前	秋田県	2013	485集	129	71図1
羽釜	64	秋田	家ノ浦Ⅱ遺跡		ⅢＣ層	ⅡB	―		9世紀後～10世紀前	秋田県	2013	485集	129	71図2
羽釜	65	秋田	家ノ浦Ⅱ遺跡		ⅢＣ層	ⅡB	―		9世紀後～10世紀前	秋田県	2013	485集	129	71図3
羽釜	66	秋田	家ノ浦Ⅱ遺跡		ⅢＣ層	ⅡB	―		9世紀後～10世紀前	秋田県	2013	485集	129	71図4
羽釜	67	秋田	家ノ浦Ⅱ遺跡		ⅢＣ層	ⅡB	―		9世紀後～10世紀前	秋田県	2013	485集	129	71図5

表2　東北地方の底部が張り出す無底の甑一覧

番号		県	遺跡名	調査区・次数	遺構	分類	特徴	年代	刊行機関	刊行年	報告書	頁	図
甑	1	青森	田向遺跡	II	4SI16	B		9世紀	八戸市	1998	122集	53	37図99
甑	2	青森	ふくべ遺跡	(3)	3号住居床	B	角状取手	9世紀初	青森県	2005	329集	63	図20-14
甑	3	青森	高田Ⅰ遺跡		2号住居	C	角状取手	9-10世紀	平賀町	1981	8集	15	7図1
甑	4	青森	倉越遺跡	(2)	2号住居	C	角状取手	9-10世紀	青森県	2005	389集	32	10図1
甑	5	宮城	多賀城跡	大畑65次	SD2258B	C			宮多研	1995	年報1994	26	18図3
甑	6	宮城	多賀城跡	大畑66次	SD2337	A			宮多研	1996	年報1995	95	85図1
甑	7	宮城	多賀城跡	大畑67次	東部第2層	B			宮多研	1997	年報1996	81	71図20
甑	8	宮城	山王遺跡	多賀前	SX10F 側溝	B			宮城県	1996	170集	50	22図9
甑	9	宮城	山王遺跡	多賀前	SX10H 側溝	B			宮城県	1996	170集	52	24図6
甑	10	宮城	山王遺跡	多賀前	SD1230・1240	C	甕口縁部と報告		宮城県	1996	170集	123	86図12
甑	11	宮城	山王遺跡	多賀前	SD2000河川	C	甕口縁部と報告		宮城県	1996	170集	157	112図23
甑	12	宮城	山王遺跡	八幡	SX390	B	大型	9世紀中葉	宮城県	1997	174集	48	29図12
甑	13	宮城	山王遺跡	八幡	SK6753	C		9世紀後半	宮城県	2009	218集2分冊	391	225図12
甑	14	宮城	山王遺跡	八幡	SX6724土器埋設	C	角状取手		宮城県	2009	218集2分冊	407	238図2
甑	15	宮城	山王遺跡	八幡	3層	C			宮城県	2009	218集2分冊	443	268図359
甑	16	宮城	市川橋遺跡	県道関係	SD5161B 河川	B		9世紀中葉	宮城県	2001	184集	185	図180-18
甑	17	宮城	市川橋遺跡	県道関係	SD5164河川	C		9世紀後～10世紀前	宮城県	2001	184集	193	図188-7
甑	18	宮城	市川橋遺跡	県道関係	SX5222河川	C			宮城県	2001	184集	339	図334-1
甑	19	宮城	市川橋遺跡		水田跡194	C	体部中程に隆帯		多賀城市	1990	21集	16	10図4
甑	20	宮城	市川橋遺跡		整地層2	C			多賀城市	1990	24集	39	3図2
甑	21	宮城	市川橋遺跡		整地層 A	C			多賀城市	1990	24集	40	4図8
甑	22	宮城	市川橋遺跡	B 区	SD935A	C		9世紀前半	多賀城市	2001	60集	82	59図12
甑	23	宮城	市川橋遺跡	C 区	SD1188	A	折返口縁と供伴	9世紀前半	多賀城市	2003	70集	212	124図55
甑	24	宮城	市川橋遺跡	C 区	SD1287E	B		9世紀中葉	多賀城市	2003	70集	220	132図165
甑	25	宮城	市川橋遺跡	C 区	SX1351D2層	C	折返口縁と供伴	9世紀中葉	多賀城市	2003	70集	250	162図526
甑	26	宮城	市川橋遺跡	C 区	SX1351D3層	C	折返口縁と供伴	9世紀中葉	多賀城市	2003	70集	254	166図576
甑	27	宮城	市川橋遺跡	C 区	SE1549	C		9世紀中葉	多賀城市	2003	70集	290	202図1028
甑	28	宮城	市川橋遺跡	A・D 区	SD2298	C		9世紀	多賀城市	2004	75集2分冊	178	135図328
甑	29	宮城	市川橋遺跡	A・D 区	SK2445	C		9世紀	多賀城市	2004	75集2分冊	182	139図391
甑	30	宮城	市川橋遺跡	A・D 区	9トレンチⅣ層	C		9世紀	多賀城市	2004	75集2分冊	202	159図840
甑	31	宮城	西沢遺跡	第9次	Ⅰ層				多賀城市	2001	62集	32	
甑	32	宮城	三十三間堂遺跡	4次	SX08土塁崩壊土	A	内面ミガキ		宮城県	1989	131集	30	21図1
甑	33	宮城	壇の越遺跡		SK895	B		9世紀後葉	宮崎町	2003	13集	114	
甑	34	宮城	大境山遺跡		SI28	C	甕口縁部と報告	9世紀後半	瀬峰町	1983	4集	123	96図6
甑	35	宮城	宇南遺跡		3号住居跡	A			宮城県	1979	59集	14	10図4
甑	36	福島	荒屋敷遺跡		SK96		孔	9世紀中葉	福島県	2005	430集	22	5図3
甑	37	福島	郡山遺跡		2号河川跡Ⅴ区	B			会津若松市	2006	107号	207	153図12
甑	38	福島	下高野 A 遺跡	試掘4トレンチ		A		8世紀後葉	会津若松市	2000	66号	100	9図1
甑	39	福島	鏡ノ町遺跡 A		SB26	?	体部中程に隆帯	9世紀	塩川町	1997	3集	78	49図31
甑	40	福島	大久保 F 遺跡		土師器窯灰原	A			福島県	1996	330集	158	62図4
甑	41	山形	宅田遺跡		Ⅰ～Ⅳ層	?	隆帯		山形県	1983	72集	29	20図II G1
甑	42	山形	高瀬山遺跡	HO 区	35号住居跡	A	孔、取手	8世紀末-9世紀前半	山形県埋文	2005	145集	PL168	
甑	43	秋田	厨川谷地遺跡		SK263	C		9世紀後～10世紀前	秋田県	2005	383集	74	49図8

表3　東北地方の竈形土製品一覧

番号		県	遺跡	地区	遺構・層位	分類	特徴など	年代	刊行機関	刊行年	報告書	頁	図
竈	1	岩手	庫理遺跡		1号住居跡		竈？水鳥線刻	9世紀後半	岩手県文化振興事業団	1999	302集	28	17図13-16
竈	2	宮城	伊治城跡	第26次	SI490			8世紀後葉	築館町	2000	13集	12	10図
竈	3	宮城	多賀城跡	大畑	表土	B2	付け庇		宮多研	1996	年報1995		
竈	4	宮城	多賀城跡	大畑	土壙	B2	付け庇		宮多研	1996	年報1995		
竈	5	宮城	多賀城跡	五万崎28次	IR11　表土		脚端に隆線		宮多研	1977	年報1976		
竈	6	宮城	多賀城跡	大畑66次	SI2306	B2	付け庇	9世紀後半	宮多研	1996	年報1995	46	36図13
竈	7	宮城	多賀城跡	城前70次	SK2551	B2	付け庇	8世紀末～11世紀	宮多研	2000	年報1999	49	20図54
竈	8	宮城	多賀城廃寺跡	僧房跡付近		ⅡA	小型品・庇無		多賀城市	1991	市史資料編	394	
竈	9	宮城	高崎遺跡	第68次	SE1696	B2	付け庇	8世紀後葉	多賀城市	2008	92集	62	9図2
竈	10	宮城	市川橋遺跡	高平地区	第3・4層	B2	付け庇		多賀城市	1974	年報1973	図版24	
竈	11	宮城	市川橋遺跡	第14次	Ⅲ層		併行タタキ		多賀城市	1994	35集	35	28図
竈	12	宮城	市川橋遺跡　B区	第8次	整地層				多賀城市	1996	41集	写真	
竈	13	宮城	市川橋遺跡　B区	第19次	1層				多賀城市	1996	41集	36	`4-7
竈	14	宮城	市川橋遺跡　B区	第8次	整地層	ⅢA	庇無し		多賀城市	2001	60集	165	134図
竈	15	宮城	市川橋遺跡　B区	第9次	SD263　2層	Ⅲ			多賀城市	2001	60集	166	135図1
竈	16	宮城	市川橋遺跡　B区	第9次	整地層	ⅢB2	付け庇		多賀城市	2001	60集	166	135図2
竈	17	宮城	市川橋遺跡　B区	第9次	SD277　2層	B2			多賀城市	2001	60集	166	135図3
竈	18	宮城	市川橋遺跡　B区	第9次	SD287　2層	ⅡB1	曲げ庇		多賀城市	2001	60集	166	135図4
竈	19	宮城	市川橋遺跡　B区	第8次	整地層	ⅢB1	曲げ庇		多賀城市	2001	60集	166	135図5
竈	20	宮城	市川橋遺跡　B区	第8次	整地層				多賀城市	2001	60集	166	135図6
竈	21	宮城	市川橋遺跡　B区	第25次	B13区 SD1084			9世紀中葉	多賀城市	2001	60集	51	33図12
竈	22	宮城	市川橋遺跡　B区	第25次	B13区 Pit299				多賀城市	2001	60集	52	34図9
竈	23	宮城	市川橋遺跡　B区	第25次	B14区　SD935C			9世紀中葉	多賀城市	2001	60集	116	100図2
竈	24	宮城	市川橋遺跡　B区	第25次	B14区　SD935A			9世紀中葉	多賀城市	2001	60集	215	178図10-13
竈	25	宮城	市川橋遺跡　B区	第25次	B13区　Ⅲ層	B2	付け庇		多賀城市	2001	60集	56	38図10
竈	26	宮城	市川橋遺跡　B区	第25次	B14区　Ⅰ・Ⅲ層	B2	付け庇	10世紀前葉以前	多賀城市	2001	60集	116	100図1・3-6
竈	27	宮城	市川橋遺跡　B区	第25次	B49区　Ⅱａ層				多賀城市	2001	60集	141	126図11
竈	28	宮城	市川橋遺跡　B区	第25次	B51区　SB1010				多賀城市	2001	60集	195	154図11
竈	29	宮城	市川橋遺跡　B区	第25次	B50区　Ⅰ・Ⅱ層	Ⅲ			多賀城市	2001	60集	199	158図1・2
竈	30	宮城	市川橋遺跡　B区	第25次	B53区　Ⅰ層	Ⅲ			多賀城市	2001	60集	201	162図2
竈	31	宮城	市川橋遺跡　B区	第26～29次					多賀城市	2003	70集	126	一覧表
竈	32	宮城	市川橋遺跡 A・D区						多賀城市	2004	75集	299	一覧表
竈	33	宮城	市川橋遺跡	第50次	SD3228				多賀城市	2005	78集	52	15図4
竈	34	宮城	市川橋遺跡	第54次	1層				多賀城市	2006	83集	15	5図1
竈	35	宮城	市川橋遺跡	第72次	SX3400		図なし	9世紀	多賀城市	2006	83集	15	
竈	36	宮城	山王遺跡	八幡地区	SE07				多賀城市	1986	10集	11	12図11・12
竈	37	宮城	山王遺跡	多賀前地区	1層				宮城県	1996	170集	304	177図22
竈	38	宮城	山王遺跡	八幡地区	SD2534	B2	付け庇		宮城県	1994	162集	137	118図8
竈	39	福島	内屋敷遺跡		33号住居跡			8末～9初頭	塩川町	2004	12集	75	52図149・150
竈	40	福島	小茶円遺跡			ⅢB2		8世紀後半～中世	いわき市	2001	76冊第2編	401	368図1
竈	41	福島	小茶円遺跡			ⅡB2			いわき市	2001	76冊第2編	399	367図1
竈	42	福島	荒田目条里遺跡		表土Ⅰ・Ⅱ	ⅡB2		平安時代	いわき市	2002	84冊第3分冊	121	759図1
竈	43	山形	三軒屋物見台遺跡		15号溝	ⅠB2		6世紀後葉	山形県	1987	107集	154	121図

表4　東北地方の三脚土器一覧

番号		県	遺跡	地区	遺構・層位	種別・部位	分類	年代	特徴など	刊行機関	刊行年	報告書	頁	図
三脚土器	1	宮城	硯沢窯跡	3・4次Ｄ区	SR131・132灰原	脚部	A	8世紀前半	須恵器・獣脚状	利府町	2011	13集	106	55図227
三脚土器	2	宮城	多賀城跡	政庁4次	表土	脚部			穿孔により結合	宮多研	2010	政庁跡補遺編	74	47図10
三脚土器	3	宮城	多賀城跡	政庁6次	表採	脚部				宮多研	2010	政庁跡補遺編	74	47図11
三脚土器	4	宮城	多賀城跡	政庁16次	表土 NN68	脚部				宮多研	2010	政庁跡補遺編	74	47図12
三脚土器	5	宮城	多賀城跡	政庁16次	表土 NJ68	脚部			海綿骨針	宮多研	2010	政庁跡補遺編	74	47図13
三脚土器	6	宮城	多賀城跡	政庁16次	表土 NL67	脚部			海綿骨針	宮多研	2010	政庁跡補遺編		
三脚土器	7	宮城	多賀城跡	政庁16次	表土 NS44	脚部				宮多研	2010	政庁跡補遺編	74	47図13
三脚土器	8	宮城	多賀城跡	作貫36次	第1層	甕・脚部	（Ⅱ）			宮多研	1981	年報1980	37	39図9
三脚土器	9	宮城	多賀城跡	作貫36次	第2層	脚部	B			宮多研	1981	年報1980	25	24図7
三脚土器	10	宮城	多賀城跡	作貫39次	D11　1層	甕・脚部	（Ⅱ）		穿孔により結合	宮多研	1982	年報1981		
三脚土器	11	宮城	多賀城跡	作貫39次	1層 MO65	脚部				宮多研	1982	年報1981		
三脚土器	12	宮城	多賀城跡	作貫39次	SD1177空堀	甕・脚部	（Ⅱ）			宮多研	1982	年報1981	49	31図6
三脚土器	13	宮城	多賀城跡	大畑14次	黒褐色土	甕・完形	ⅡB	10世紀以降	すす付着	宮多研	1972	年報1971	図版18	16
三脚土器	14	宮城	多賀城跡	大畑14次	黒褐色土	脚部		10世紀以降		宮多研	1972	年報1971		
三脚土器	15	宮城	多賀城跡	城前50次	第3層	脚部				宮多研	1987	年報1986		
三脚土器	16	宮城	多賀城跡	大畑64次	第3層	脚部	C			宮多研	1994	年報1993	38	30図6
三脚土器	17	宮城	多賀城跡	大畑64次	第2層	脚部	C			宮多研	1994	年報1993	39	31図8
三脚土器	18	宮城	多賀城跡	大畑64次	第1層	脚部				宮多研	1994	年報1993	40	33図5
三脚土器	19	宮城	多賀城跡	大畑67次	第2層	脚部	B			宮多研	1997	年報1996	81	71図11
三脚土器	20	宮城	多賀城跡	大畑67次	表土	脚部	C			宮多研	1997	年報1996	83	74図7
三脚土器	21	宮城	多賀城跡	鴻ノ池20次	第5層	鉢・底部	ⅠA	9世紀中葉	獣脚状	宮多研	1974	年報1973	42	16図2
三脚土器	22	宮城	多賀城跡	鴻ノ池61次	第7層	脚部		10世紀前半	面取り	宮多研	1992	年報1991	116	95図31
三脚土器	23	宮城	多賀城跡	鴻ノ池61次	第6層	脚部		10世紀後半		宮多研	1992	年報1991	119	97図10
三脚土器	24	宮城	多賀城跡	鴻ノ池81次	第6層	脚部		10世紀後半		宮多研	2010	年報2009	30	図版25-15
三脚土器	25	宮城	多賀城跡	鴻ノ池81次	第6層	脚部		10世紀後半		宮多研	2010	年報2009	30	図版25-16
三脚土器	26	宮城	多賀城跡	鴻ノ池81次	第7層	脚部		10世紀後半		宮多研	2010	年報2009	33	図版27-12
三脚土器	27	宮城	多賀城跡	政庁南西81次	SD3011	脚部		10世紀後半		宮多研	2010	年報2009	60	図版48-7
三脚土器	28	宮城	多賀城跡	政庁北方32次	第2層	鉢・底部	Ⅰ	9世紀？	内面黒色	宮多研	1979	年報1978	30	25図11
三脚土器	29	宮城	多賀城跡	六月坂12次	表土	甕・脚部	Ⅱ			宮多研	1972	年報1971		
三脚土器	30	宮城	山王遺跡	多賀前	南1・2道路側溝C	脚部	C			宮城県	1996	170集	44	16図17
三脚土器	31	宮城	市川橋遺跡	河川跡	SD5161B 河川跡	甕・脚部	（ⅡB）	10世紀前半	4点	宮城県	2001	184集	186	図版181
三脚土器	32	宮城	市川橋遺跡	河川跡	SX5222河川跡	甕・脚部	（Ⅱ）		1点	宮城県	2001	184集	339	図版334
三脚土器	33	宮城	市川橋遺跡	24～29次 D100区	SX2479河川跡	鉢・底部	Ⅰ	9世紀中葉	須恵器？	多賀城市	2004	75集	216	173図1114
三脚土器	34	宮城	燕沢遺跡			脚部	A		獣脚状	仙台市	1988	116集	47	35図3
三脚土器	35	宮城	山口遺跡		基本3～4層	脚部				仙台市	1984	61集	399	190図3
三脚土器	36	福島	堂ノ原遺跡		遺物包含層Ⅱ	甕・体部	Ⅱ	9世紀前半～中		広野町	2002	3集	209	161図5
三脚土器	37	福島	郡山遺跡		2号河川跡Q区	脚部				会津若松市	2006	107号	161	112図1
三脚土器	38	福島	郡山遺跡		2号河川跡Q区	脚部				会津若松市	2006	107号	164	115図21
三脚土器	39	福島	郡山遺跡		2号河川跡Q区	甕・体部	Ⅱ		すす付着	会津若松市	2006	107号	167	118図2
三脚土器	40	福島	郡山遺跡		2号河川跡Q区	脚部	A			会津若松市	2006	107号	169	120図10
三脚土器	41	福島	郡山遺跡		2号河川跡Q区	脚部				会津若松市	2006	107号	173	124図4
三脚土器	42	福島	郡山遺跡		2号河川跡S区	脚部	A			会津若松市	2006	107号	179	129図6
三脚土器	43	福島	郡山遺跡		2号河川跡S区	脚部				会津若松市	2006	107号	186	135図1
三脚土器	44	福島	下高野Ａ遺跡	10トレンチ		脚部	（ⅡB）	9世紀前葉	土師器把手として報告	会津若松市	2000	66号	100	9図2
三脚土器	45	福島	下高野Ａ遺跡	41トレンチ		脚部		9世紀中葉		会津若松市	2000	66号	101	10図12
三脚土器	46	福島	西木流Ｃ遺跡	Ⅲ区	SD06	脚部		9世紀中葉	2次的加熱	会津若松市	2000	66号	424	61図11
三脚土器	47	福島	吉原遺跡	SD01	SD01	鍋・脚部	ⅢA	9世紀中～10世紀		会津坂下町	2007	59集	64	47図46
三脚土器	48	山形	太夫小屋1遺跡		SX250	脚部		9世紀前半～中		山形県埋文	2001	81集	121	85図5
三脚土器	49	山形	下長橋遺跡		東区	脚部4点		10世紀～11世紀	土馬と報告	山形県埋文	2005	145集	88	52図640-43
三脚土器	50	山形	宅田遺跡		Ⅰ～Ⅲ層	脚部	ⅢB	9世紀後～10世紀前		山形県	1983	72集	27	19図ⅡC2
三脚土器	51	山形	大坪遺跡		SG1河川跡	鍋・完形	ⅢC	9世紀後～10世紀前		山形県埋文	1995	23集	34	22図242
三脚土器	52	秋田	秋田城跡		SB661	脚部	ⅢB			秋田城跡調査事務所	1983	昭和57年年報	30	49図1

表5　東北地方の器台一覧

番号		県	遺跡名	調査区・次数	遺構・層位	部位	年代	特徴など	刊行機関	刊行年	報告書	頁	図
器台	1	宮城	多賀城跡	政庁6次	瓦溜	脚部		中空、手捏	宮多研	2010	政庁跡補遺編	74	47図7
器台	2	宮城	多賀城跡	政庁6次		脚部		中空、手捏	宮多研	1970	年報1969		
器台	3	宮城	多賀城跡	政庁6次	表土	脚部		中空、手捏	宮多研	2010	政庁跡補遺編	74	47図6
器台	4	宮城	多賀城跡	政庁9次	表土	脚部		中空、手捏	宮多研	2010	政庁跡補遺編	74	47図8
器台	5	宮城	多賀城跡	政庁9次	表土	脚部		中空、手捏	宮多研	1971	年報1970		
器台	6	宮城	多賀城跡	大畑14次	黒褐色土	脚部		中空、手捏	宮多研	1972	年報1971		
器台	7	宮城	多賀城跡	大畑14次	SE317井戸	脚部	10世紀後半	中空、手捏	宮多研	1972	年報1971	40	
器台	8	宮城	多賀城跡	政庁19次	3層褐色土	脚部		中空、手捏	宮多研	1973	年報1972		
器台	9	宮城	多賀城跡	政庁19次	3層褐色土	脚部		中空、手捏	宮多研	1973	年報1972		
器台	10	宮城	多賀城跡	政庁19次	瓦溜	脚部		中空、手捏	宮多研	2010	政庁跡補遺編	74	47図9
器台	11	宮城	多賀城跡	政庁19次	表土	脚部		中空、手捏	宮多研	1973	年報1972		
器台	12	宮城	多賀城跡	作貫36次	SD20　1層	脚部		中空、手捏	宮多研	1981	年報1980		
器台	13	宮城	多賀城跡	作貫36次	1層	脚部		中空、手捏	宮多研	1981	年報1980		
器台	14	宮城	多賀城跡	作貫36次	SD1177	脚部		中空、手捏	宮多研	1981	年報1980	16	14図13
器台	15	宮城	多賀城跡	大畑60次	SK2134	脚部	11世紀末12世紀初頭	中空、手捏	宮多研	1992	年報1991	72	70図5
器台	16	宮城	多賀城跡	大畑64次	SE317	脚部	10世紀後半	中空、手捏	宮多研	1994	年報1993	29	22図4
器台	17	宮城	多賀城跡	大畑64次	1層	脚部		中空、手捏	宮多研	1994	年報1993	40	33図4
器台	18	宮城	多賀城跡	大畑64次	2層	脚部		中空、手捏	宮多研	1994	年報1993	39	31図7
器台	19	宮城	多賀城跡	大畑66次	SX2319	坏部	10世紀末11世紀初頭	貫通孔	宮多研	1996	年報1995	89	78図99
器台	20	宮城	多賀城跡	大畑67次	SK2382	脚部	10世紀後半	中空、手捏	宮多研	1997	年報1996	63	54図15
器台	21	宮城	多賀城跡	大畑68次	SX2449	脚部	10世紀後半	中空、手捏	宮多研	1998	年報1997	46	29図26
器台	22	宮城	多賀城跡	城前77次	6層	脚部	12世紀	中空、手捏	宮多研	2007	年報2006	16	11図17

杉山コレクションのペルー資料

菊　地　逸　夫（東北歴史博物館）

1.　はじめに
2.　資料の概要
3.　まとめ

1. はじめに

館所蔵の「杉山コレクション」についてはこれまで「アイヌ関連資料図録」（小井川 2001）、「古墳時代関係資料図録」（丹羽・生田 2004）として一部が紹介されているが、今回は「インカの土器や装身具」として分類されていた資料について新たに紹介するものである。

杉山コレクションは、東京にあって幅広い研究活動を展開した杉山寿栄男氏（明治18（1885）年～昭和21（1946）年）が収集した資料である。

杉山は図案家としての職業のかたわら、今日でいえば、考古学、民俗学、美術史学などに関わる膨大な資料を収集した。その内容も分類が困難なほど多岐にわたっているが、藤沼・小山氏が次のように大別している（藤沼・小山 1997）。

・外国の民俗資料（台湾の民具、インカの土器や装身具、その他）
・仏像・懸仏・甎仏
・日本の考古資料（土器、石器、土偶、装身具類、埴輪、刀装具、石製模造品、金銅製冠、鏡など）
・江戸時代などの民具（灯火具、枕、鏡、迷子札、各種の人形、櫛や筥迫・角盥などの化粧道具、煙草入れなどの金具など）
・日本の民俗資料（御幣、削り掛、幡、旗、籠や笊などの編み物、織物、紙布など）
・アイヌ民族の民具（ヒゲベラ、アツシなどの衣服、その他）や宝物（太刀類、漆器類など）

このような広範な活動の中でも、特に杉山が感心を持っていたのはアイヌ民族資料であったと考えられ、大正8（1919）年～昭和20（1945）年まで確認されるだけでも20回もの調査・収集活動を行っている。

外国の民俗資料の中で「台湾の民具」については、昭和2年3月に松村瞭・甲野勇らの人類学上の調査ための旅行に同行したとの記録があり、この際に収集されたものと考えられている（藤沼・小山 1997）。

一方「インカの土器や装身具」については、杉山自身ペルーへの渡航歴は認められず、現地での直接的な収集が行われたものではない。藤沼氏の家族からの聞き取りによれば「杉山がアメリカの某所にアイヌ資料を貸し出した際に相手方がそれを紛失し、その詫びとして貰った資料ではないか」との事である。したがって、どこからどのような経路で杉山のコレクションに加わる事になったのか由来については不明である。

ここでは、「インカの土器や装身具」と分類された資料がいかなるものであるか言及してみたい。まず、これらの資料については「Ancient Inca Imperial Beans」のメモ書きが付された資料の存在から、漠然と「インカ資料」と呼ばれたものであり、具体的な検討がなされたわけではない。筆者の実見によれば、インカ時代以外の時期の遺物も含まれるようであり、帰属について再検討が必要であると考えられる。今回の報告は前国立民族学博物館藤井龍彦教授（現総合研究大学院大学　特任教授）の実見による意見を参考にまとめたものである。

2. 資料の概要

・**資料1**　小形の碗形の土器である。製作にロクロを使用しており、底部に針金状のもので切ったと思われる切り取り痕跡が残る。口縁部に酸化鉄による列点文が付されている。一般的にペルーの古代の土器にはロクロを使用したものはみられないことから、ペルー以外の資料の可能性がある。

・**資料2**　小形の壺形土器である。製作にロクロを使用しており、底部にロクロを利用した削り痕が残る。肩から口縁部にアーチ状の取っ手が付き、体部に植物をモチーフとした文様が描かれている。製作技法からペルー以外のものである可能性がある。

・**資料3**　小形の短頸壺で、全体によく研磨されている。体部に酸化鉄によりペルー独特の「階段文様」が描かれている。「チャンカイ」と考えられる。

・**資料4**　小形の無頸壺で、全体を磨いた後に「階段文様」が描かれている。「チャンカイ」と考えられる。

・**資料5**　小形の人体形土器である。耳・鼻は粘土を貼付し目・口は鉄により描かれている。「モチェ」と「ナスカ」の中間あたりか、もしくは「チャンカイ」併行期の可能性があるが、特定はできない。

・**資料6**　人体形土器。粘土を貼付して目・耳・鼻・口・手足・首飾りを表現し、それ以外の部分は酸化鉄で書き込んでいる。「チャンカイ」で特徴的にみられ、同型のものの中では比較的小形である。

・**資料7**　浅鉢の取っ手部分で、全体としてはフライパンのような形状を呈する。

　動物の首から頭部を表現しており、リャマやアルパカなどのラクダ科の動物と考えられるが、耳が長く犬の可能性もある。首や顔には白土により加飾がみられる。動物を特徴的にモチーフとする「モチェ」の所産と考えられる。

・**資料8**　ピューマなどネコ科の動物の頭部をモチーフとした土器の一部。「モチェ」や「ワリ」にはこうしたモチーフの土器が多く、この時期のものと考えられる。

・**資料9**　鐙形土器のアーチの部分で、頂部は人面を表現している。研磨され黒色処理さている。黒色研磨土器が特徴的にみられる「チムー」頃のものと考えられる。

・**資料10**　中空で円筒状に作られた人物形土製品である。仮面を被り、両手に楽器状の物を持っている姿を表現しており、足の部分は欠損している。全体に研磨され目鼻および衣類・帽子の文様は鉄により描かれている。形そのものは「チャンカイ」にみられるが特定できない。

・**資料11**　土製の小形の男性像。頭頂部が異様に突出しており、人工頭蓋骨変形による円錐型変形か帽子を表現しているものと考えられる。「チャンカイ」の可能性があるが、「チャンカイ」の胎土に比べ赤みが強い事やミガキが加えられていることなどから他地域の可能性もある。

・**資料12**　土製の小形の女性像。背部に「ペルー　ナスカ　女性」の表記があるが、中南部海岸部の産と考えられる。ナスカとは特定できない。

・**資料13**　石製の小形の男性像。頭部中央に貫通穴がある。頭部が半円状に広がり、トゥミの形を模した可能性がある。「チムー」から「モチェ」頃のものと考えられるが、「チムー」はもう少し作りが丁寧であることから「モチェ」の可能性が高い。

・**資料14**　土製の小形の女性像で、頭部中央に貫通穴がある。南米産と考えられるがペルーとは特定できない。

・**資料15**　土製の小形の女性像で、両耳の部分に貫通穴がある。ペルー山岳部アンデス地方のものと考えられるが、時期などは特定できない。

・**資料16**　サボテンの棘を束ねて樹脂状の物で固め、その上に細く裂いた籤状のもの（萱あるいは竹）を並べ、糸を巻き付けて固定している。糸は階段状の文様を作り出すように巻かれている。織物の縦糸を揃えたり、横糸を詰める時に使用された櫛と考えられる。参考写真は機織りに関係する「お道具箱」で、布や紡錘車、糸玉などとともに櫛も納められている。「チャンカイ」頃と考えられる。

・**資料17**　木製の人物像で装飾部分のみ残存し、下

部が欠損している。糸などを巻き取る為の飾り棒の上端部である。「チャンカイ」頃と考えられる。

・**資料18・19**　棒状の木製品で、いずれも下部が欠損している。「サル」の装飾がされ、その部分には彩色がみられる。糸巻き棒もしくは衣服を止めるピンと考えられる。「チャンカイ」頃と考えられる。

・**資料20**　木製品の残欠。全体形がわからず性格は不明。猿が向かい合ったモチーフである。ペルー産と考えられるが時期や地域は特定できない。

・**資料21**　棒状の木製品で装飾部分のみ残存し、上下は欠損している。サルをモチーフとしている。動物の飾りを付けた棒と考えられる。

・**資料22**　カエルをモチーフとした木製品。下部が欠損しており、飾り棒の装飾部分だった可能性がある。

・**資料23**　棒状の木製品の残欠と考えられる。人面を表す装飾部分で上下は欠損している。

・**資料24**　板状の木製品である。平たい板状を呈し、中央に向かう三羽のペリカンのモチーフを両面に配している。中央部に上辺から下辺に向かう貫通穴、下辺から左右の辺に斜めに穿かれた貫通穴がある。「てんびん」と考えられる。文様から「チャンカイ」頃と考えられる。参考写真は皿と一体で出土したもので、本資料も同様の構造であったと考えられる。

・**資料25**　板状の木製品である。左右対称に作られ両端と頂部には斜めに穿かれた貫通穴がある。資料24と同様に「てんびん」と考えられる。時期は「チャンカイ」頃と考えられる。

・**資料26**　つまみ部分にくちばしの大きな鳥（ペリカン？）を刻した木製のスプーンである。「チャンカイ」と考えられる。

・**資料27 ～ 29**　袋状の空洞部に円筒形の吹き口が取り付く土製の笛である。いずれも袋の部分に貫通穴がみられ紐を通していたと考えられる。資料27は袋の部分にサルの装飾が加えられている。「インカ」直前の「チャンカイ」と考えられる。

・**資料30**　鳥をモチーフとした土製品で、頭部は欠損している。尻尾の部分を吹口にしている笛。時代などは特定できない。

・**資料31**　ラクダ科動物（リャマ・アルパカ）をモチーフとした石製の容器である。背中に開いた穴の中にリャマの脂を入れて儀礼の際に使用した「イリャ」と呼ばれるものである。「インカ」頃のものと考えられる。

・**資料32 ～ 34**　資料32はインゲン豆をモチーフとした石製品、資料33・34は石斧を柄に装着した姿を意匠化した石製品である。穴等は穿かれていないことから玉とは考えられず、儀礼の際に用いられる模造品と考えられる。

・**資料35・36**　星形を呈する安山岩製の石製品で、6つの頂点をもつ。頂点の先端は資料35が尖った、資料36は丸みをもった形状を呈する。いわゆる「星形棍棒頭」と呼ばれるもので、中央に棒を差し込み武器として使用したものである。「インカ」などで特徴的にみられるが、ペルーに限定されるものでもなく、時期についても限定できるものではない。

・**資料37・38**　数珠状あるいは首飾り状に「玉」を綴ったものである。資料37は石、青銅の玉状のものを綴っているが一部に紡錘車とみられる石製品もみられる。資料38は全長42㎝の石、青銅、貝製の玉状の物を綴ったものである。算盤玉状を呈し穴の大きなものについては紡錘車と考えられる。時期的にも同一のものではいことからオリジナルのものとは考えられず、穴の開いた遺物を集めて「首飾り」に仕上げたものと考えられる。

・**資料39 ～ 41・46**　スポンデュラス（ウミギクガイ）の玉を綴った首飾りもしくは首飾りの一部で、資料39と41・46は平玉と管玉から、41は平玉のみである。全長は資料39が96㎝、40が53㎝、41が57㎝、46が9㎝である。資料39では大形の管玉がペンダントトップに、資料41では随所に大形の平玉がアクセントとして配されているが、オリジナルのものかどうかは不明である。スポンデュラスを素材とする首飾りは北部海岸地方の「シパン」や「モチェ」、「チャンカイ」などで一般的にみられるもので、これらもそうしたものと考えられる。

・**資料42**　黒色の石で作られた平玉を綴った首飾りで全長106㎝ある。個々の平玉の大きさは直径

3 ～ 8㎜である。石製の平玉は比較的めずらしく、アンデス地方のもので、「インカ」直前頃と考えられる。

・**資料43 ～ 45**　スポンデュラスの玉と石製の玉からなる首飾りである。貝製のものは平玉と管玉が石製のものは平玉と丸玉がある。石製のもので素材がわかるものにはトルコ石、メノウなどがある。全長は資料43が46㎝、44が61㎝、45が33㎝である。オリジナルなものかどうか不明であり、時期や産地についても特定できない。

・**資料46**　オリジナルではなくいろいろなパーツを組み合わせて首飾りに仕上げている可能性が高い。ベースとなるのは径3 ～ 8㎜程度のスポンデュラス（海キクガイ）製の平玉である。北部海岸地方のもので「モチェ」～「チャンカイ」頃と考えられる。

・**資料47**　トルコ石の小さな平玉とスポンデュラスの小玉を布状に編み込んでおり、参考写真のような胸飾りの一部と考えられる。「Ancient Inca Imperial Beans」のメモ書きが貼付されているが、「インカ」のものではなく、「モチェ」などの北部海岸地方のものの可能性が高い。

資料48から資料99は円孔をもつことから一様に玉類と分類されていたものであるが、形状や孔の大きさから「玉」として使用されていたものと、紡錘車として使用されたものがある。

資料48 ～ 74は紡錘車と考えられるものである。「モチェ」や「チャンカイ」で一般的にみられるものであるが、地域や時期については特定出来ない。以下、個々の特徴について説明を加える。

・**資料48**は石製で算盤玉状を呈する。円と三角形の文様が3対施されている。

・**資料49**は石製で算盤玉状を呈する。穴を挟んで2本の並行する線で3つに分割し、さらにそれを3等分に区画しその中に円や三角の文様を配している。

・**資料50**は石製でドーナツ状を呈する。文様はない。

・**資料51**は土製で算盤玉状を呈する。黒色処理され、刺突による文様が加えられている。

・**資料52**は石製で算盤玉状を呈する。文様はない。

・**資料53**は石製で算盤玉状を呈する。並行する線で4分割し、2カ所に円文を配している。

・**資料54**は石製でドーナツ状を呈する。胴部に4つの円文を配している。

・**資料55**は土製でナツメ形を呈する。黒色処理され、「Ｓ字状」の文様が施されている。

・**資料56**は土製で算盤玉状を呈する。胴部を巡る沈線と4つの円文が施されている。文様部分は白色に彩色されている。

・**資料57**は土製で算盤玉状を呈する。文様は施されていない。穴の部分が他と比べて非常に大きい。

・**資料58**は土製で円筒状を呈し、黒色処理されている。胴部の両端に2本の沈線が巡り、中央に鋸歯状の沈線と列点が施されている。文様部分は白色に彩色されている。

・**資料59**は土製で円筒状を呈し、黒色処理されている。胴部に円文が付されている。

・**資料60**は土製で涙形状を呈し、黒色処理されている。トウモロコシをモチーフにしたと考えられる格子文が施されている。文様部分は白色に彩色されている。

・**資料61**は土製で涙形状を呈し、黒色処理されている。胴部にペリカンをモチーフにしたと考えられる鳥の絵が施されている。文様部分は白色に彩色されている。

・**資料62**は土製で涙形状を呈し、黒色処理されている。胴部の中央に沈線を巡らせ、その上に同心円文を施している。文様部分は赤色に彩色されている。

・**資料63**は石製で涙形状を呈する。胴部に二重の山形文を施している。

・**資料64**は土製でナツメ形を呈し、黒色処理されている。胴部全体に鋸歯状の沈線が施されている。文様部分は白色に彩色されている。

・**資料65**は土製でナツメ形を呈し、黒色処理されている。胴部全体に鋸歯状の沈線を施し、その中に斜線を加えている。文様部分は赤色に彩色されている。

・**資料66**は土製で縦に長い算盤玉状を呈し、黒色処理されている。両端と中央に沈線を配しその中

に鋸歯状文を加えている。

・**資料67**は青銅製で円盤状を呈する。
・**資料68**は青銅製で算盤玉状を呈する。軸が一部残存している。
・**資料69**は石製で丸みを帯びた算盤玉状を呈する。文様はない。
・**資料70**は土製で円形を呈する。文様はない。
・**資料71**は石製でドーナツ状を呈する。文様はない。
・**資料72**は牙製で円形を呈する。文様はない。
・**資料73**は石製で方形を呈する。穴を中心とした同心円と対角に沈線を施している。
・**資料74**は石製で8つの頂点をもつ星形を呈している。

資料75 ～ 87は玉として使われたもので、首飾りなどのアクセントとして使われたものと、単なる一部の構成要素となっているものなどさまざまである。

・**資料75**は土製で円筒状を呈する。胴部の両端に沈線が巡り、上面に円文が施されている。
・**資料76**は石製で、四角柱の台座に球を乗せ、その上にエリマキコンドルかペリカンをモチーフとした鳥が乗っている。
・**資料77・78**は石製で円錐の基部に四角柱が乗る。角柱の側面には円文が施されている。
・**資料79**は石製で方形を呈する。文様はない。
・**資料80**は石製で円筒形を呈する。胴部に斜格子、小口面に放射状の鋸歯文と円文が加えられている。
・**資料81**は石製で十字状に成形されている。
・**資料82**は石製で耳栓状を呈している。
・**資料83**は土製で球を2つ連結した形状を呈している。黒色処理されており、加飾はない。
・**資料84**は土笛をモチーフとしたもので、内部は中実である。袋の部分に貫通孔がある。
・**資料85**は土製で、人体をモチーフにしており、何かを抱いているような様子を表している。頭部に貫通穴があり、装身具と考えられる。こうしたモチーフはメキシコの「オルメカ」などにみられ、ペルー以外のもの可能性がある。
・**資料86**は石製でウシをモチーフにしている。背から腹に向かって貫通穴がある。ペルーではインカ以前にはウシは存在しておらず、それ以外の地域のものもしくはスペイン侵略以降のものと考えられる。
・**資料87**は鳥骨製。並行する沈線を4条巡らせて胴部を3等分し、上下の区画には円文を加えている。

資料88 ～ 98は貝製の玉である。こうした玉類は北部海岸地方にみられる。中でも円穴を掘りトルコ石を象眼して加飾する技法はこの地方によくみられるものである。時期等については限定できない。

・**資料88 ～ 90**は貝製で歯車状を呈する。加飾はされていない。
・**資料91 ～ 98**　貝製で円盤状を呈するが、やや丸みを持ったもの（資料94、98）もある。盲穴を穿ち緑青色の石（トルコ石か）を象眼したもの（資料91、92）と穴のみが残るもの（資料93）がある。他のものは文様はない。
・**資料99**は円形で牙もしくは骨製である。全体に同心円文が配されている。穴の部分に金属の座金のようなものが施されている。ペルー以外のものと考えられる。

3. まとめ

最後に杉山コレクションの南米資料の性格について若干まとめてみる。

資料の種類については土器類（資料1 ～ 9）・土偶や岩偶（資料10 ～ 15）・機織りに用いられる櫛（資料16）・飾り棒など木製品の残欠（資料19 ～ 24）・天秤（資料24・25）・スプーン（資料26）・土笛（資料27 ～ 30）・儀礼用の石製品（資料31 ～ 34）・武器（資料35・36）・首飾りもしくはその一部（資料37 ～ 47）・紡錘車（資料48 ～ 74）・玉類（資料75 ～ 99）と様々である。

また、帰属する時期についても、古くはチムー期、モチェ期からチャンカイ期、新しいものではインカ期からスペイン占領時代と考えられるものまで様々な時代の資料がみられる、一方出土したと考えられ

る地域についても北東海岸部から中部海岸部、アンデス地方と広範囲のものが混在し、さらに資料85のように他地域（メキシコ）と考えられるものまでみられる。

こうした事から、これらの資料が限られた範囲内の遺跡から出土した「一括資料」とは考えることは困難である。こうした資料がいつ、誰が、どのような目的で収集したものかは不明であるが、時代・地域等に大きなばらつきがあることから「ペルーを中心としたラテンアメリカからメソアメリカの考古資料」という程度の概念で広く集められた「資料群」ととらえることができる。

杉山自身が南米での収集活動を行った史実はなく、アイヌ資料の代償として貰ったと伝えられるものであり、こうした形で集められた資料を「南米資料」として所持していたものと考えられる。

【引用・参考文献】

藤沼・小山1997：「原始工芸・アイヌ工芸の研究者としての杉山寿栄男（小伝）」『東北歴史資料館研究紀要弟23巻』東北歴史資料館1997；03

小井川2001：『杉山コレクション　アイヌ関係資料図録』東北歴史博物館2001；03

丹羽・生田2004：『杉山コレクション　古墳時代関係資料図録』東北歴史博物館20041；03

『MUSEO LARCO』ASOCIACION RAFAEL LAARCO HOYLE

【註】

本文で紹介した資料についての記載については前国立民族学博物館藤井龍彦教授（現総合研究大学院大学　特任教授）の実見による意見を参考にまとめたものである。藤井教授には紙面を借りてお礼申し上げます。

また、本文の参考写真はMUSEO RAFAEL LAARCOにて筆者が撮影したものである。

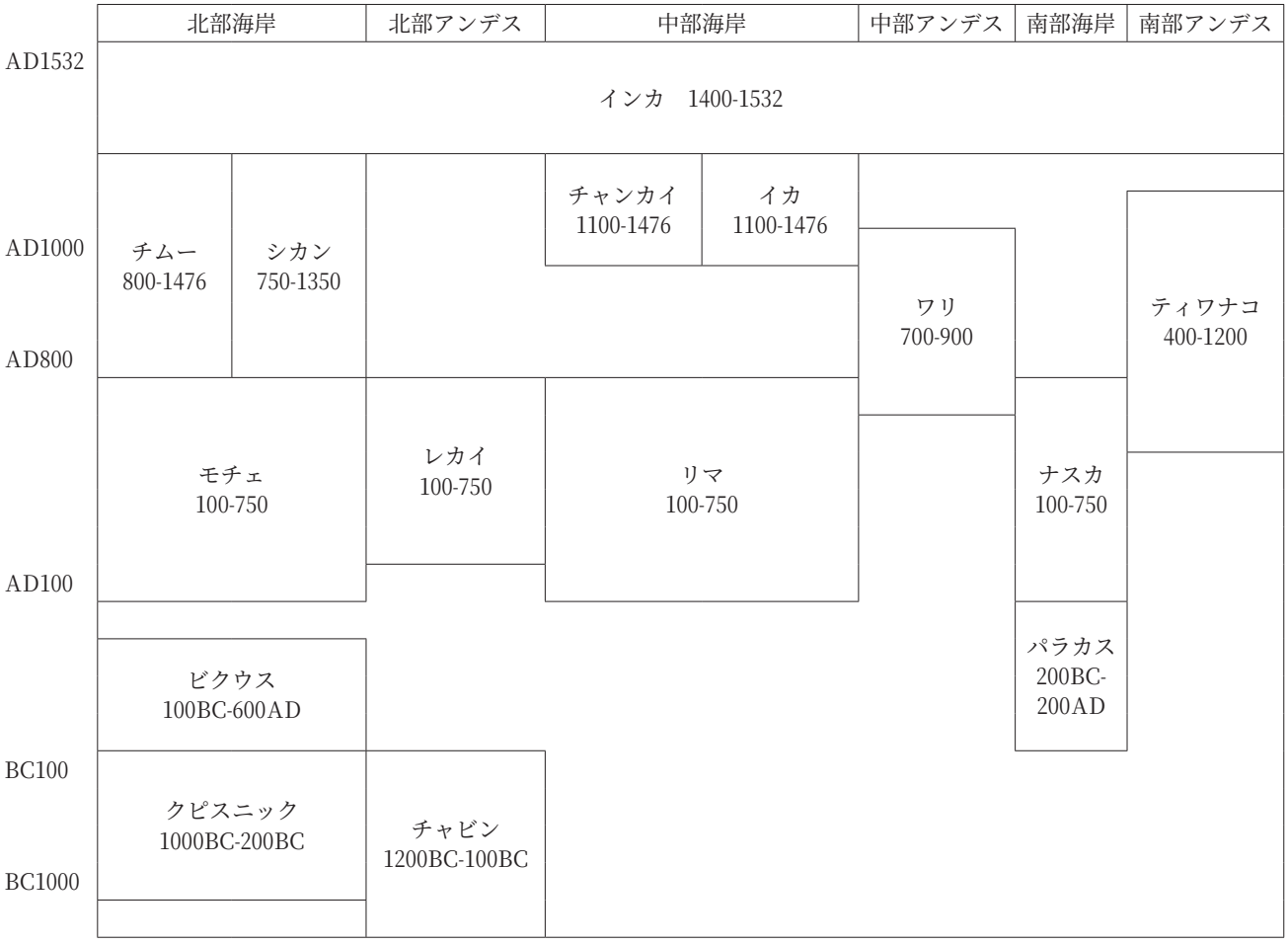

図1　ペルー時期区分概念図

資料 1

資料 2a

資料 2b

資料 3

資料 4

資料 5

資料 6

資料 10

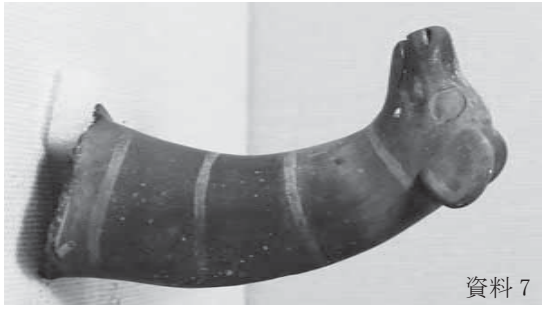
資料 7

資料 8

資料 9

杉山コレクションペルー資料　1

資料 11

資料 12

資料 13

資料 14

資料 15

資料 17

資料 18･19

資料 21

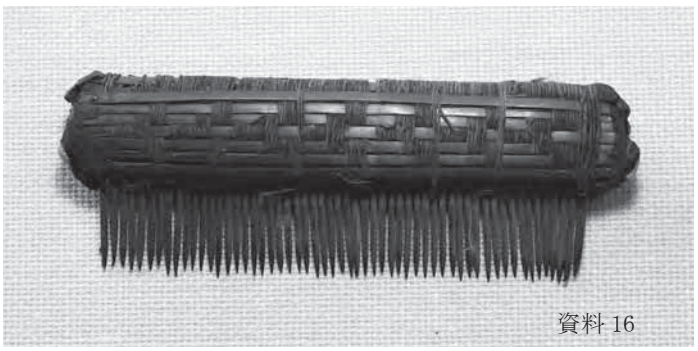
資料 16

参考資料 1

資料 24

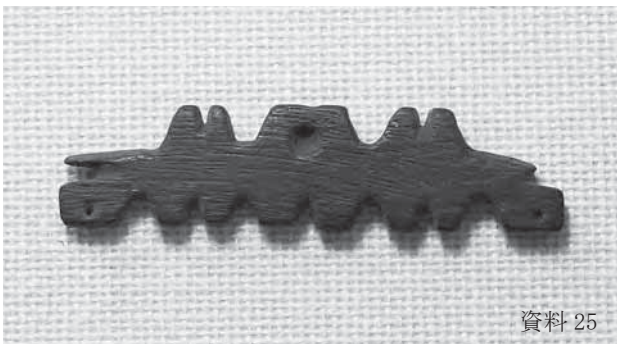
資料 25

参考資料 2

杉山コレクションペルー資料　2

資料 20

資料 23

資料 26

資料 27

資料 28

資料 29

資料 30

資料 31

資料 32

資料 33

資料 34

資料 35

資料 36

資料 37

資料 38

杉山コレクションペルー資料　3

資料 39

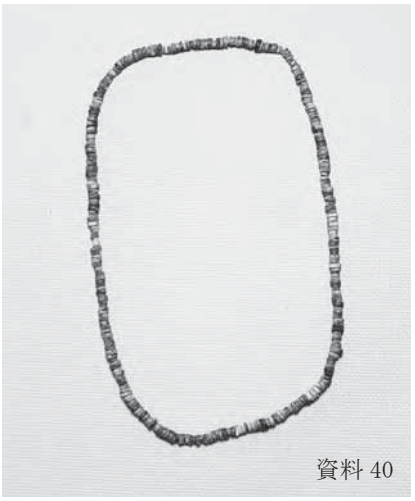
資料 40

資料 41

資料 42

資料 43

資料 44

資料 45

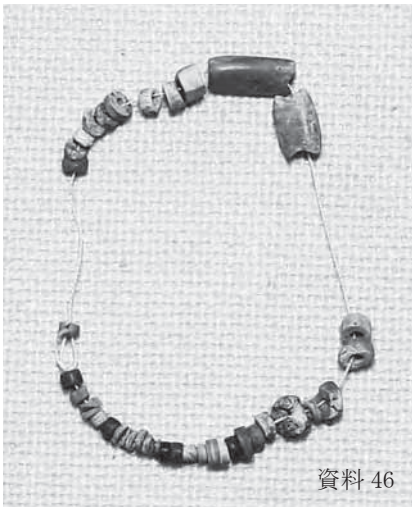
資料 46

資料 47

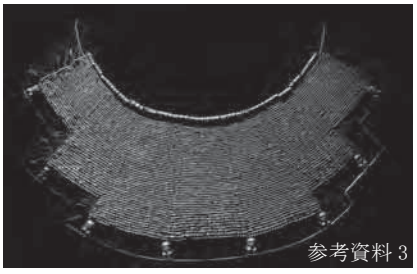
参考資料 3

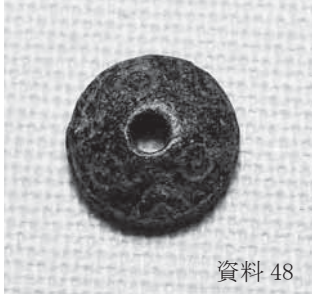
資料 48

資料 49

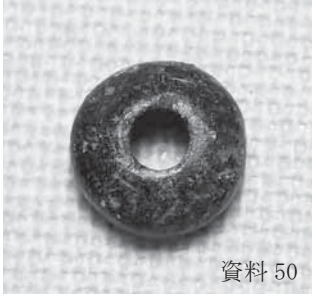
資料 50

資料 51

杉山コレクションペルー資料　4

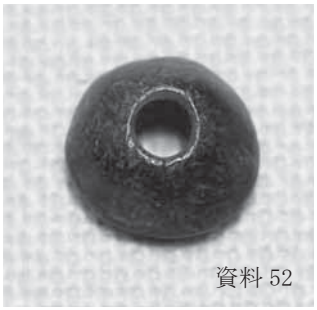
資料 52

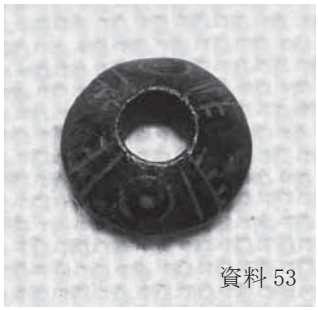
資料 53

資料 54

資料 55

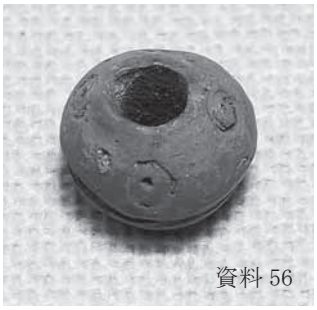
資料 56

資料 57

資料 58

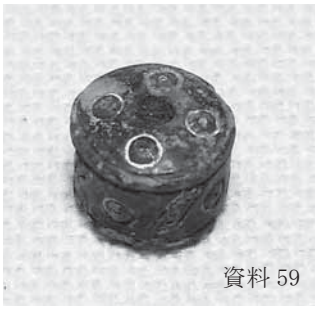
資料 59

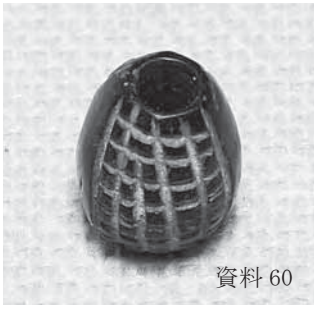
資料 60

資料 61

資料 62

資料 63

資料 64

資料 65

資料 66

資料 67

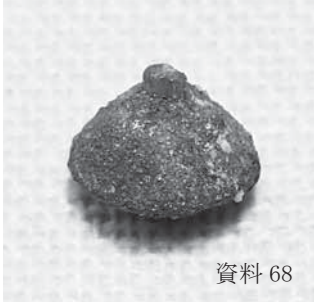
資料 68

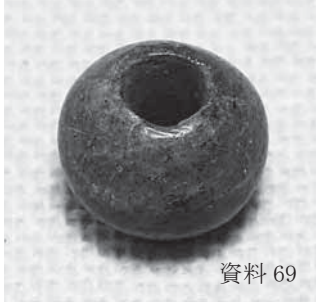
資料 69

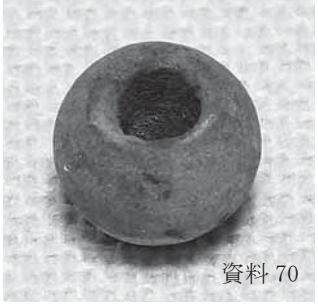
資料 70

資料 71

資料 72

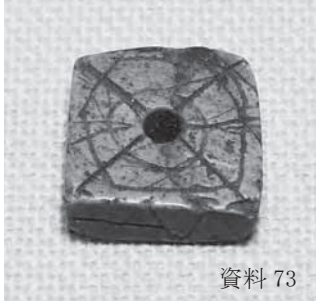
資料 73

資料 74

資料 75

杉山コレクションペルー資料　5

資料 76

資料 77

資料 78

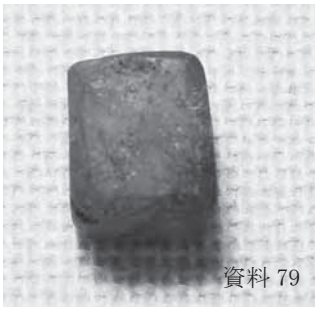
資料 79

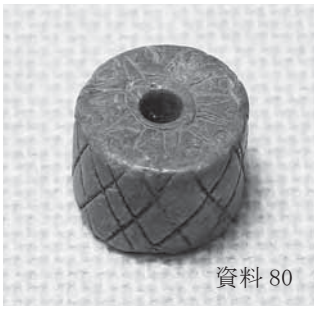
資料 80

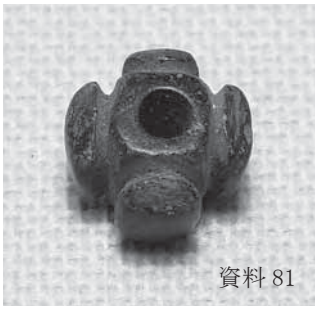
資料 81

資料 82

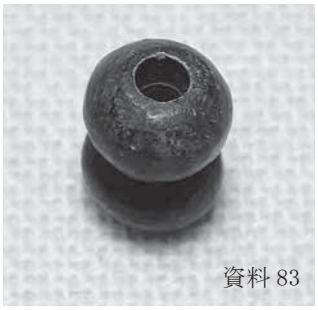
資料 83

資料 84

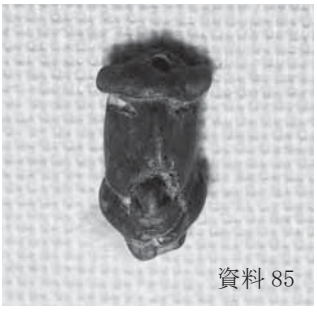
資料 85

資料 86

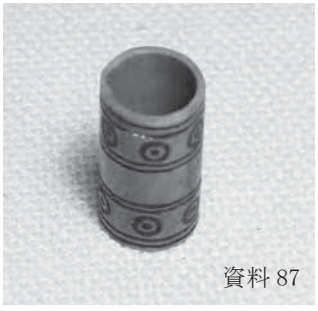
資料 87

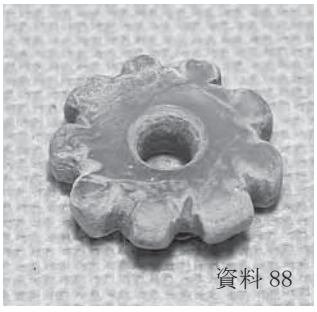
資料 88

資料 89

資料 90

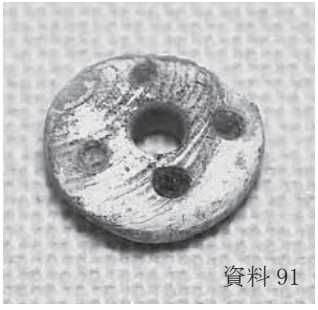
資料 91

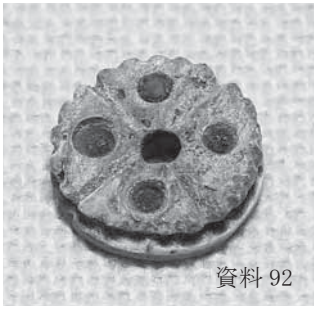
資料 92

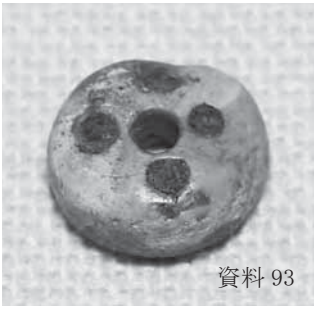
資料 93

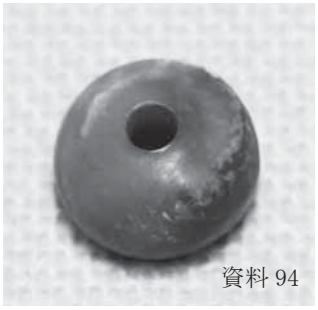
資料 94

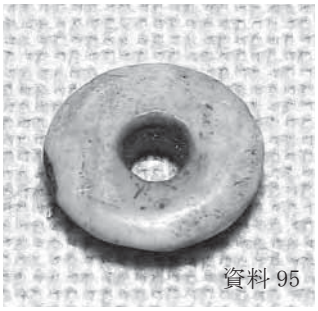
資料 95

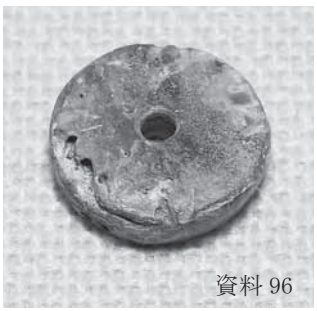
資料 96

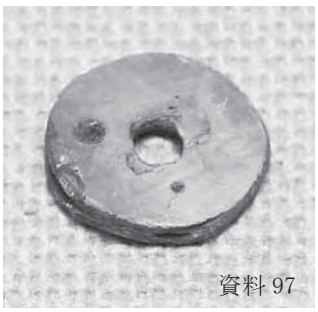
資料 97

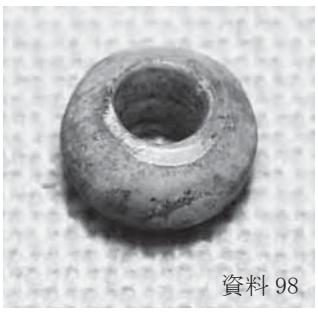
資料 98

資料 99

杉山コレクションペルー資料　6

磁器面に塗布された口紅および油性インキに対する保存の試行

芳　賀　文　絵（東北歴史博物館）

1.　はじめに
2.　口紅・マジックの保存の試行
⑴　方法
⑵　結果
3.　パリレンコーティング
4.　カップへの処理
5.　まとめ
謝辞

1. はじめに

2013年2月にレディー・ガガ氏のキスマーク付きのカップ（以下カップとする）が宮城県に寄贈された。寄贈された資料は、磁器のティーカップとソーサーであり、カップにはレディー・ガガ氏のサインと「日本の為に祈りを。」という言葉が油性のマジックで書かれ、さらに口紅のキスマークが付けられていた。この資料は東北歴史博物館において展示、保管がされることとなった。

しかし、口紅は基本的に一時的な着色を目的としているため恒久的な保存に適さない。特に磁器のような平滑な基材に塗布された場合、わずかに接触しただけでも、その塗料は失われる可能性がある。また、油性マジックも、長期的な保管を考える上で、なんらかの保存処置を施すことが望まれる。このような問題点を背景に、本論題を設定し、以下の検討を行った。

2. 口紅・マジックの保存の試行

磁器表面に塗布された口紅（着色剤を含んだ油性塗料）および油性インクの上に薬剤を塗布することで、その保存性を高めることを検討した。

⑴　方法

磁器に塗布した口紅、及び油性インクに対し、文化財の修復などに使用される材料を複数用い、その保存性を評価した。各試験で用いた薬剤等を表1に示す。寄贈資料に使用された口紅の種類が不明であったため、複数の口紅を対象にした。

評価にあたっては経年劣化を想定した、加熱試験、

表1　使用材料

番号	材料名	型番等	メーカー
①	Christian Dior 771	ROUGE A LEVRES LIPSTICK	Parfums Christian Dior
②	キスミー	フェルム モイスチャー パーフェクトカラーS ⑩	伊勢半
③	RAMBLING ROSE 255	LUXURY LIPSTICK	ELIZABETH ARDEN. INC.
④	POUGE A LEVRES REF.6000 51		Benetton Cosmetiques Paris
⑤	マッキー極細	MO-120-MC-BK	ゼブラ油性マーカー
⑥	ハイマッキー	MO-150-MC-BK	ゼブラ油性マーカー

表2　試験法

	試験	使用機器	試験条件
①	加熱試験	定温恒温器　DK810 ヤマト科学株式会社	80℃オーブンにて7日間加熱。目視にて変化を観察。
②	紫外線照射試験	MINERALIGHT LAMP Model UVG-11 UV-254nm 115V 60Hz	14日間、約15cm の距離から紫外線を照射。目視にて変化を観察。
③	対摩擦試験		ろ紙で表面をこすり、塗料等が転写されたか否かを判断

紫外線照射試験、対摩擦試験を行った（表2）。

⑵　結果

試験結果を表3に示した。親油性が高い油性インクに対し、その保護に有機溶媒を使用した薬剤の塗布は困難であった。また口紅は疎水性が高く、薬剤を塗布してもムラが生じ、均一な保護が困難であった。一方粘度が高い薬剤は、塗布するに当たり、凹凸が残り、資料の景観を損なう危険性があった。

さらに、経年劣化を仮定した試験では、薬剤により白濁化、黄変等の挙動が見られた。また、ほとんどの薬剤による処理でも、摩擦への耐性は低かった。

以上のことから薬剤による保護は困難であると結論した。

3. パリレンコーティング

パリレンとはパラキシリレンをベースとした特殊なポリマー群の名称である。そのパリレンによるコーティングの方法は以下のとおりである。

まず、固体のパリレンダイマーを気化させる。その後、それを熱分解させることでパラキシリレンのモノマーを生成させる。このモノマーの蒸気を室温の蒸着チャンバに充満させ、サンプルを導入すると、サンプル表面で重合反応が起こり、パリレンによるコートができる。

このパリレンコーティングの利点は、コーティングにあたり溶媒や触媒が不要で、資料を常温で加工できることである。また耐薬品、耐紫外線にすぐれた均一なコーティングが可能ということである。

今回の資料保存の必要性を受け、パリレンによる保護が提案された。

そこで、カップを模した検体を調製し、資料をパリレンコーティングにより加工（今回はパリレンのうち、パリレンダイマーのα水素原子をフッ素で置換したパリレン HT を使用）した。その後、他同様各種試験を行い、その保存性について評価を行った。その際使用した口紅等は表1の④を除くすべてである。

その結果、特に異常は認められず、保存状態は良好であった。

一方、カップの目視観察により、カップの口紅塗料表面上に透明樹脂状物質が認められた。宮城県への寄贈以前にその口紅上に何らかの加工が施された可能性を考え、調査を行ったが、加工に関する情報は得られず、この物質の由来は不明であった。しかし、この樹脂状物質が資料保存に影響がある可能性が存在する。そこで、将来、他の文化財への活用も視野に入れ、従来修復に用いられてきた薬剤も含め、候補物質を選定して実験を行い、パリレンコーティングとの評価を行った。その際に使用した材料は表1の①から④、及び⑥である。

試験結果を表5に示す。その結果、基礎に使用していた薬剤によっては一部黄変等の変化が見られた。

表3　試験結果

	薬剤				結果			
	系統	薬剤名	希釈溶媒	濃度	塗布直後	80℃ 1週間後	UV 2週間後	摩擦 試験後
1	膠	三千本膠	水	10%	不良	剥離	黄変	不良
2	セルロース系樹脂 A	カルボキシメチルセルロース		原液	不良	剥離	黄変	不良
3	セルロース系樹脂 B	セメダイン C		原液	溶・凹凸	NC	黄変・剥離	良
4	セルロース・ポリビニルブチラール樹脂	アルタイン G	アルコール	原液	溶解	NC	NC	良
5	ニトロセルロース ＋アクリル樹脂	ラッカースプレー α	有機溶剤	原液	溶解	NC	黄変	良
6	水溶性アクリル樹脂	バインダー 17	水	11%	NC	やや黄変	色素消失	やや不良
7	〃	〃	〃	22%	NC	やや黄変	色素消失	やや不良
8	アクリル樹脂	パラロイド B72	アセトン	5%	溶解	NC	NC	良
9	シリコーン系樹脂 A	Wacker 290		原液	溶少	NC	NC	やや不良
10	シリコーン系樹脂 B	Wacker BC2103	水	原液	一部黄変	黄変	黄変	不良
11	変性シリコーンエマルジョン	Wacker BS1306	水	原液	溶解	黄変・白化	黄変	不良
12	エチレン酢酸ビニル系樹脂	ナチュラルコート NW-1	水	原液	白濁	白濁	NC	不良
13	ケイ酸ソーダ	水ガラス	水	50%	NC	白化	変色・白化	不良
14	〃	〃	〃	70%	NC	剥離	白化	不良
15	〃	〃	〃	80%	不良	剥離	変色・白化	不良
16	〃	〃	〃	90%	凹凸	剥離	白化	不良
17	〃	〃	〃	原液	NC	白化	白化	不良
18	処理なし	—	—	—	—	NC	NC	不良

溶解：マジック、口紅いずれかが溶解した
溶少：マジック、口紅の一部分のみ溶解した
不良：薬剤が資料からはじかれる、転写される
NC：変化なし

4. カップへの処理

以上の試験結果を受け、実際の資料へ対するパリレンコーティングを施すことにした。

処理を行うに当たり、耐薬品性、透明性が高いことから、パリレンＨＴがふさわしいと判断した。また、蒸着を行う際、チャンバ内が真空となることから、気泡等が資料表面に存在しないか十分確認した上で処理を行った。その際の処理条件は表4の通りである。

結果、資料表面には均一にパリレンによるコーティングが施された。口紅の一部でやや黄が強まる様子がうかがえたが、現在のところ資料状態は安定している。

表4　コーティング条件

Parylene Type	Mask Area	Target Thickness
HT	Surface	10 microns

5. まとめ

本資料は、その性格上、多様な場面での活用が求められるものである。そのため、博物館環境だけでなく、各種催事など多様な場所で展示、使用される可能性があり、また学芸員でないものが扱うことも想定される。そのため、本資料はこの度の試行実験の結果を踏まえ、物理的・化学的な強度を高めることを優先し、パリレンコーティングを行うことにした。

しかし、このパリレンを使用した資料の保護はまだ新しい手法であり、文化財、博物館環境を対象とした利用はされていない。そのため、今後も継続的な経過観察が必要であると考えられる。

表5　試験結果

コート剤		サンプル	塗布後	パリレン直後	80℃1週間後	UV 2週間後
2週間後（クリアタイプ）※	①	Christian Dior	NC	NC	NC	NC
	②	キスミー	NC	NC	NC	NC
	③	RAMBLING	溶解	NC	NC	NC
	④	POUGE	溶解	NC	NC	NC
	⑤	マジック	溶解	NC	NC	NC
アルタイン G	①	Christian Dior	NC	一部黄変	一部黄変	一部黄変
	②	キスミー	NC	NC	NC	NC
	③	RAMBLING	やや溶解	NC	NC	NC
	④	POUGE	やや溶解	NC	NC	NC
	⑤	マジック	溶解	NC	NC	NC
Wacker290	①	Christian Dior	NC	やや黄変	やや黄変	黄変
	②	キスミー	NC	NC	NC	NC
	③	RAMBLING	NC	NC	やや黄変	NC
	④	POUGE	NC	NC	NC	NC
	⑤	マジック	NC	NC	NC	NC
Wacker BC1306	①	Christian Dior	NC	一部黄変	NC	褐変
	②	キスミー	NC	一部黄変	NC	褐変
	③	RAMBLING	NC	NC	NC	褐変
	④	POUGE	NC	NC	NC	褐変
	⑤	マジック	NC	NC	NC	褐変
バインダー 17	①	Christian Dior	NC	やや黄変	やや黄変	褐変
	②	キスミー	NC	NC	NC	褐変
	③	RAMBLING	NC	やや黄変	やや黄変	褐変
	④	POUGE	NC	NC	NC	褐変
	⑤	マジック	NC	NC	NC	褐変
なし	①	Christian Dior	NC	NC	NC	NC
	②	キスミー	NC	NC	NC	NC
	③	RAMBLING	NC	NC	NC	NC
	④	POUGE	—	—	—	—
	⑤	マジック	NC	NC	NC	NC

—：試験せず
※マキアージュ　トップ＆ベースコート（資生堂）を使用。薬剤系統は酢酸エチル等

謝辞

本研究に当たり東京文化財研究所の早川典子氏のご助言を得た。また資料処理にあたり、日本パリレン合同会社様のご協力を得た。記して謝意を表する。

【参考文献】

日本パリレン合同会社公式ホームページ．http://www.parylene.co.jp/（参照2014-01-31）

熊胆の上納を督促される猟師（マタギ）
―「盛岡藩家老席日記　雑書」から―

村　上　一　馬（東北歴史博物館）

はじめに
一　熊の利用と褒美
二　熊胆の上納不足
三　熊胆の密売や秘匿
おわりに

はじめに

近世の猟師はどのような鳥獣を追い求めていたのだろうか。

先行研究によれば、かつて東日本の伝統的な猟師の主な捕獲対象は羚羊であったが、その捕獲が大正期以降に規制されるようになると、羚羊から熊へと転じていったという(1)。しかし、盛岡藩の藩日記を見る限り、近世の猟師が羚羊（青鹿（あおしし））を獲ったという記録は少ない。それは藩側が羚羊の捕獲を求めることが少なかったことによると思われる。ところが熊に対しては、非常に強くその捕獲を求めていた。このため盛岡藩の藩日記「雑書」には、猟師が熊を獲って、熊皮や熊胆（くまのい・ユウタン）を上納したという記録が数多く載っている。

熊の他にも、猟師は人馬を襲う狼を駆除したり、鷲を射殺して矢羽に使う尻尾（尾羽）を上納することもあった。ただし、猟師以外にも狼の駆除を専門で請け負う狼取という者がおり(2)、鷲尾は鳥討という下級武士も上納していた。

その中で、熊については、その捕獲者が猟師に特化していた。猟師以外も熊を獲ることはあったが、それは薪取りに行ったときに冬眠中の熊を見つけて獲った、などという偶発的なものが多い。

そして、一八世紀半ば以降から熊の上納が減っていくと、藩側は熊胆の上納を猟師の「役」として強く求めるようになる。藩側が猟師にどのような要求をし、それに猟師がどのように応えていたのか。小論では、こうした熊をめぐる藩と猟師との関わりについて、主に「雑書」をもとにして考察する。「雑書」とは盛岡藩家老席が所管した事項などを記録した執務日誌であり、寛永二一（正保元）年から天保一一年（一六四四～一八四〇）まで一部の欠年を除き、一九〇冊が現存する。この他に「御用人所雑書」、および「雑書」につづく同性格の藩日記である「覚書」も利用する。なお、これらの史料はもりおか歴史文化館に所蔵されている(3)。

一　熊の利用と褒美

（一）熊の捕獲・上納者

盛岡藩の「雑書」において「猟師」の表記が現れるのは、一点の例外を除くと、いずれも元禄年間以降のものである。その例外は寛永二一年に「浄法寺猟師助左衛門」が熊を獲って、熊皮一枚と熊胃（胆）一個を上納したという記録である（寛永二一年四月六日条）。

これに対して、マタギの表記が現れるのはこの二〇日後である。

［史料一］「雑書」寛永二一年四月二五日条
一、毛馬内御代官達曾部孫兵衛・糠塚次郎右衛門処ヨリ、又木加々助取候之熊ノ皮壱枚へ同胃（胆）壱ツ状を添、今日戻候者ニ毛馬内御蔵入用之釘三包ニして越、員数別而有之(4)

これはマタギ（「又木」）の加々助が熊を獲り、熊皮一枚と熊胆一個を毛馬内（現鹿角市）の代官へ上納した記録である。

この他に熊を捕獲・上納した記録を「雑書」から拾い出して、それを**表1**にまとめてみた。その結果、寛永二一～天保一〇年（一六四四～一八三九）の記録六七件では、捕獲者の内訳がマタギ（「またき・また木・亦木・又木・狄木・狄・狄頭」）二八件、猟師五件、百姓四件、ほか九件（山立・夷・肝煎・給人など）、不明二一件である。熊を捕獲・上納する主体者はマタギであったといえる。

ただしマタギだけでなく、猟師も熊を獲っている。ここで注意すべきは猟師とマタギが異なる狩猟者であったのかという点である。「雑書」のなかで猟師の表記は「猟師鉄炮」[4]の許可や相続などで数多く見られる。この中で、猟師鉄炮を相続したときに「猟師」と表記された者が、熊や鷲を捕獲して上納したときは「またき・狄」と表記されている例もある。「雑書」において「猟師」は鉄砲を所持・使用することを意識する場合に使われていると言える。したがって、猟師とマタギが異なる狩猟者であったとは考えにくい。この着想は菊池勇夫氏の指摘に学んだものであるが[5]、「雑書」および「覚書」のなかでマタギと猟師の違いを示す記録は見出せない。そこで、小論ではマタギと猟師は同義語として論を進めるが、史料にマタギ（「またき・又木・狄」など）と表記されている場合を除き、狩猟者には猟師の語を用いる。

（二）熊上納の褒美

猟師は熊を獲って、熊皮と熊胆を藩側へ上納していた。上納すると熊皮の等級に応じて褒美や代物（代銭）が支払われた。表1の褒美額を見ると、寛文以前（承応～明暦）に中皮（中位の熊皮）一枚が米三斗五升～五斗ほど、上皮一枚が米一駄（二俵［この頃は七斗］）ほどであった。他方の熊胆の褒美額は明示されていないが、その扱いは熊皮の付随品に近い。いずれにせよ、熊皮も熊胆も褒美額が一定せず、上納者に対して藩側が任意の褒美を付与していた。

この褒美額が寛文五年（一六六五）に定められる。

［史料二］「雑書」寛文五年二月四日条

一、去ル二日御家中所々ヨリ取上候熊之皮・同膽褒美米之儀
上々熊皮・胃共ニハ御米弐駄片馬、皮計ハ弐駄
上熊之皮・膽共ニ御米弐駄、皮計壱駄かたま
中　同断　同壱駄片馬、同壱駄
下　同断　同壱駄、同片馬
自今以後ハ右之通褒美米可遣由、御賄方へ今日申渡候

片馬（かたま）とは一俵の三斗七升であり、一駄は二俵の七斗四升である[6]。この褒美額を簡略にして**表2**に示したが、熊胆（膽・胃）は上位も下位も同じく片馬（米三斗七升）である。熊皮に比べて低く設定されており、寛文五年の時点では熊胆は熊皮の付随品に近い扱いのままである。それでも、寛文以前に比べれば熊皮も熊胆も大幅に値上げされており、中位の熊皮が米七斗四升、熊胆は米三斗七升であり、中位の熊一頭を獲れば米一石以上になった。

表2　熊上納の褒美米
「雑書」寛文5年（1665）2月4日条

等級	熊皮	熊胆
上々	14斗8升	3斗7升
上	11斗1升	3斗7升
中	7斗4升	3斗7升
下	3斗7升	3斗7升

（三）熊皮の利用

熊皮は馬鞍の下に敷く泥除けの泥障（あおり）として武家に利用されてきた。「本朝食鑑」（元禄一〇年）には「熊（中略）其皮造泥障・座褥（しきばかま）・軍韈、及矛・鑓・弓・砲刀剣之鞘袋」とあり、「和漢三才図会」（正徳三年）にも「熊皮　泥障・座褥及び鞘袋等に造りて、之れを賞す」とある[7]。

熊皮は武具に使われており、仙台藩では「鑓こしらへ」のために、熊皮六枚の手配を奉行から若年寄（石母田大膳）へ指示したことが一七世紀前

半に記録されている[8]。盛岡藩でも石巻船奉行へ熊皮を下付したことが、延宝元年（一六七三）などに記録されている[9]。

秋田藩では上洛に際して、従卒の装束に「あをり熊皮」を使うよう指示している（元和三年）[10]。また、泥障用の熊皮を幕府の老中などへ度々献上していた。その記録を「御亀鑑」などから**表3**にまとめたが[11]、元和二年～文化一二年（一六一六～一八一五）の二〇〇年間に渡り、熊皮を贈答品として利用してきことがわかる。

弘前藩では「狩人をまたき（マタギ）といふ、此者とも（共）熊をとりて、自分に外売払ふ事ハ御領主よりかたく御停止せらる（中略）皮は泥障に用ひられ、又江戸へ献上にもなるゆへ、一枚にても狩人のものとはならず、皆々指上る也」（「津軽見聞記」宝暦八年）と記録されていた[12]。このように熊皮は武家の贈答品や武具として需要が高く、多くの藩は熊皮の専有を図っていた。そこで、熊皮は領外への移出を禁じる「留物（とめもの）」として「津留（つどめ）」にされてきた。

盛岡藩では寛永二一年に「御留物」として、蠟・漆・馬などの他に「熊之皮」が記録されている（「雑書」寛永二一年四月一七日条）。これは他藩でも同様であり、仙台藩では鶴や白鳥とともに、熊皮を寛永一三年と正保四年（一六四七）に留物としている[13]。鶴や白鳥は調理されて将軍や大名の饗宴で振る舞われていたが、それらと同じく、熊皮も早くから重視されていたことが分かる。

会津藩でも寛永二〇年に熊皮や蝋などの八品を「御境目之口々留物之品」として、これを無手形では他領へ出さぬように各所の口留番所へ指示している[14]。延宝七年（一六七九）には、留物である熊皮と蝋を他国へ持ち出そうと謀った者が会津藩横川の口留番所で摘発された。このとき会津藩は、その首謀者の三人を「誅伐梟首」（斬首、さらし首）に処しており[15]、熊皮や蝋の抜け荷を大罪としていたことがわかる。

弘前藩では一九世紀以降も熊皮の抜け荷を厳しく監視しており、領内での個人売買（「相対売買」）も禁止していた。そこで、弘前藩領内のすべての熊皮を管理するため、天保五年（一八三四）などに藩士（「御家中之族」）の持つ熊皮も含めて、領内のすべての熊皮に焼極印を打っている[16]。これが熊皮の密売や抜け荷の防止に、どれほど効果があったのか疑問は残るが[17]、藩側は熊皮の独占に多大な労力を注いでいた。

これに対して熊胆の扱いはいかがであったのだろうか。

（四）熊胆の利用

熊胆は古くから薬種として利用されており、「延喜式」（延長五年［九二七］撰進）にも記録されている。ただし、その貢納数は羚羊角などより少なく、「延喜式」が記録された一〇世紀ころは、まだ熊胆は薬種としてさほど重要視されていなかったことが窺われる[18]。ところが、近世に本草学が普及し、各藩で「御薬園」が設置されていくと、それにともない熊胆が妙薬として重要視されるようになっていく。

まず、元禄三年（一六九〇）に弘前藩が御薬園を設置し、諸薬草を植え付けている[19]。盛岡藩では正徳五年（一七一五）、秋田藩や会津藩でも享保年間（一七一六～三六）に御薬園を設置している[20]。幕府の小石川薬園が拡張されたのも享保二年であり、元禄から享保にかけて各地で続々と薬園が開かれ、薬草の栽培が進められている。こうして本草学の隆盛にともなって薬種重視の施策が広まると、それが熊胆にも敷衍し、その効能の評価も高まっていった。

たとえば、元禄一〇年に人見必大が「本朝食鑑」という本草書を出し、熊胆の効能として、「清心、平肝、退熱、止痛、明目、収瘡、殺蟲（中略）治諸痛」と記している[21]。これにならい大坂の医師、寺島良安も「和漢三才図会」（正徳三年）のなかで熊胆の効能を「熱を退き、心を清くし、肝を平にし、目を明かにす」と記している[22]。こうして熊胆の薬効が医師に認められ、評価が高まっていくが、その利用が一般に広がるのは一九世紀以降のようである。

文化二年（一八〇五）に上梓された「木曽路名所図会」には、「木曽路は

獣類の皮を商ふ店多し（中略）又往来の人に熊膽（くまのう）を沽（うら）んとて勧む者多し、油断すべからず」とある[23]。この頃の木曽では、一般の旅人に熊胆を売っていたようである。八戸藩でも一般の領民が利用しており、「五百文、熊ノヱ丸（胆）、五」（文化五年）と地方文書に記されている[24]。相馬藩が薬代を定めた記録にも「熊膽丸、四粒十文」（天保元年［一八三〇］）とある[25]。「熊ノヱ丸」や「熊膽丸」は熊胆を薬剤に含む丸薬であると思われ、薬種としての熊胆が一九世紀に各地で売買されていたことが窺われる[26]。

このように元禄ころから熊胆の評価が高まっていき、一八世紀を経て一九世紀には広く一般に利用されるようになっていたようである。それでは、一八世紀の盛岡藩では熊胆がどのように評価されていたのだろうか。それを「雑書」の記録を辿りながら検討してみたい。

（五）熊胆の褒美額

盛岡藩では、寛文五年に熊胆一個を上納したときの褒美が片馬（米一俵、三斗七升）に設定されていた［史料二］。この後しばらく「雑書」には褒美額の変更が見られないが、「御用人所雑書」の享保一六年（一七三一）に熊皮と胆が値上げされたことが記されている。

［史料三］「御用人所雑書」享保一六年四月朔日条

熊皮・同膽（胆）御褒美

一、上々皮壱枚　壱貫七百廿五文
一、上皮　壱枚　壱貫四百廿七文
一、中皮　壱枚　壱貫弐百四拾文
一、下皮　壱枚　七百五拾文
一、小振皮壱枚　五百文／三百文見合
一、熊膽目形拾六匁以上、壱ツ
　代三貫五百文
一、同膽目形拾壱匁ヨリ拾五匁迄、壱ツ
　同弐貫五百文
一、同膽目形六匁ヨリ拾匁迄、壱ツ
　同壱貫五百文

右之通御定目ニ而被来候

三月　御賄所

褒美が代米から代銭になり、何よりも熊皮に対して熊胆の方が高くなっていることが注目される。寛文五年では熊胆は熊皮の付随品に近い扱いであったが（表2）、享保一六年では完全に逆転している。これ以降も熊皮は上納品であり続けたが、藩側からの要求は大きく熊胆に傾斜していく。そこで、小論でも熊胆について考察しよう。

寛文五年に熊胆は重さに関わらず一律で米三斗七升であった。それが、ここでは熊胆を四等級に分けて、重さ一六匁以上、一一匁以上、六匁以上、五匁以下の褒美銭を定めている。それを**表4**に示したが、六～一〇匁の胆が銭一貫五〇〇文である。一貫五〇〇文は米七斗ほどに想定されるから[27]、寛文五年時の米一俵（三斗七升）より増額されている。

胆一匁（三・七五グラム）あたりの額を計算すると、等級によって差はあるが、およそ一五〇～二五〇文ほどである。この額は三〇年以上後の明和五年（一七六八）まで、ほとんど変わらなかった。ところが、明和五年以降には大幅に増額されている。

まず、明和八年の熊胆・皮の上納不足を訴える記録に、「去ル子年（明和五年）膽壱匁付百文宛増被下」とある（「雑書」明和八年九月二二日条）。ついで安永六年（一七七七）に、これまでの「御褒美銭」は胆一匁につき二五〇文であったが、三五〇文に増額するとある（「雑書」安永六年一一月

表4　熊上納の褒美銭
「御用人所雑書」享保16年（1731）4月朔日条

等級	熊皮	重さ	熊胆
上々	1貫725文	16匁以上	3貫500文
上	1貫427文	11～15匁	2貫500文
中	1貫240文	6～10匁	1貫500文
下	750文	5匁以下	褒美なし
小振り	500～300文		

九日条）。

これらの記録から、熊胆一匁あたりの褒美銭は「去ル子年」の明和五年以前は一五〇文であり、それが明和五年に二五〇文になり、安永六年に三五〇文になったことがわかる。さらに、天明七年（一七七八）には六〇〇文へと増額されている（「雑書」天明七年四月二二日条）。

以上を**表5**にまとめたが、明和五年から天明七年までの二〇年間に一五〇文から六〇〇文へと四倍に高騰しているわけである。

これらの記録にある「膽壱匁付」という「膽」は乾燥させて干し上げた「干膽（ほしい）」である。熊胆は生の状態の「生膽・水膽」を干し上げると三〜四分の一の重さに減るが、干胆の多くは重さ五〜一五匁である[28]。

そこで、干胆一個の重さを一〇匁（三七・五グラム）と仮定すると、胆一個は享保一六年に銭一貫五〇〇文であったのが、明和五年に銭二貫五〇〇文、安永六年に銭三貫五〇〇文、天明七年に銭六貫文となる。胆一個当りでも、享保一六年から天明七年までに四倍になっており、とくに明和以降に大幅に上昇していた。

こうして一八世紀後半に熊胆の代価（褒美額）が上昇したので、それにともない熊胆の上納が増えたのかというと、状況はむしろ逆であった。熊胆の上納不足を訴えて、猟師に熊の捕獲を督促する記録が増えているのである。

表5　熊胆の代価　　出典「雑書」・「御用人所雑書」

	胆1匁	熊胆1個＊	日条
寛文5（1665）	—	（米3斗7升）	寛文5, 2, 4
享保16（1731）	150 〜 250文	1貫500文	享保16, 4, 1
〜明和5（1768）	150文	1貫500文	明和8, 9, 22
明和5（1768）	250文	2貫500文	
安永6（1777）	350文	3貫500文	安永6, 11, 9
天明7（1787）	600文	6貫文	天明7, 4, 22

＊熊胆1個を10匁として換算。

二　熊胆の上納不足

（一）熊の捕獲と上納の督促

熊を捕獲して、熊胆と皮を上納せよという指示は以前からあり、古くは寛文一二年（一六七二）に記録されている。

［史料四］「雑書」寛文一二年六月四日条

一、熊ハ毎年之通、胃（胆）・皮ハ不及申、御用之四足類急度指上可申候、二足・四足共ニ他領へ遣候ハヽ、可為曲事之事、右相違仕間敷候、若金増ニ申出もの候ハヽ、鉄炮ハ別人可相渡候也（後略）

これは熊だけでなく雁・鴨・鶴・白鳥などの諸鳥（「二足」）や「鹿（しし）之類[29]・四足」の捕獲と上納を和賀郡沢内村の肝入と惣百姓に指示したもの（一部）である。

ここでは①熊の胆と皮を毎年上納すべきこと。②鳥獣（「二足・四足」）を他領へ出せば犯罪（「曲事」）になること。③運上金を多く納める者がいれば、その者へ鉄砲（猟師鉄砲）を渡すこと、が示されている。

狩猟者を明記していないが、村の百姓に示したものであるから、猟師を対象としたものであろう。この指示を遵守するには熊を毎年捕獲する必要があるが、簡単なことではなかったようである。それがのちに明らかになるが、まず元禄一七（宝永元）年（一七〇四）の記録を見ておこう。

（二）熊胆の粗悪品と水増し

［史料五］「雑書」元禄一七年三月一八日条

一、盛岡御代官所之内、田代村三十郎・三五郎先達て熊膽差上申候処、悪鋪候付籠舎被仰付、御僉儀被成候処、打留申時分胴之内大分血御座候外、血など入申覚無御座候由申上候、御入部始て之儀ニも有之候付御免被成、両人鉄鉋（砲）ハ御取上被成（後略）

田代村の二人が上納した熊胆が粗悪（「悪鋪」）であったため、入牢のうえ取り調べを受けた。それによると、熊を打ち留めたときに、熊の胴体内に大量の血はあったが、その血を熊胆に入れていない、と証言した。南部信恩（五代藩主）[30]が初入国したばかりでもあるので、処罰はしないが（「御免」）、二人の鉄砲を取り上げる、という内容である。

ここでは熊胆が粗悪であるという指摘に注目したい。

まず、熊の胴内に大量の血があったと証言しているが、これは事実であろう。捕獲直後の熊を開腹すると、通常、成獣であれば数リットルの血液が腹腔内に溜まっている。その血溜まりの中の胃腸を掻き分けると、その裏側に肝臓と胆嚢がある。これを取り出して、胆嚢を肝臓から引き剥がす必要があるが[31]、田代村の二人はその作業を誤ったのかもしれない[32]。

熊胆の価格は目形の軽重によるため、この胆管から血液を注入して水増ししていないかを疑われたと思われる。現にそうしたことが広く行われていたらしく、弘前藩では元禄一四年、猟師に対して、熊胆に血を加えることを厳禁していた[33]。のちの弘化二年（一八四五）の「高千穂採薬記」にも、そうした水増しを実見したことが記録されている。それには、猟師が熊と猪を同時に獲ったので、熊胆に猪の血を入れ、猪胆に熊の胆汁を入れて、二つの「熊膽」に変造するのを見た様子が生々しく描かれている[34]。

こうした水増しや変造を盛岡藩では元禄年間から警戒していたことが窺われる。さらに、享保五年（一七二〇）には、熊胆の変造や偽造を防ぐために、代官所が熊の解体を見分するように指示している。

［史料六］「雑書」享保五年一〇月一八日条

（前略）熊留候ハ、御代官所へ為差出、皮たち紛敷無之様膽取上、為差登可申旨被仰出候、何方にて討留候も難計候之間、奉行者難被附置候、熊留候節御代官所江指出兼候場所も有之候ハヽ、其村ヨリ人足出し、御代官所へ為差出、見分膽取上為登候様ニ被仰出、皮者前々之通御役人共取上置、尤熊留候儀隠密不仕候様、兼而村々へ可申付置由、御代官へ申渡候様ニと申来

①熊を仕留めたら代官所へ届け出て、解体で不正がないように胆を取り出し、上納させよ。②どこで獲るのか予想できないので、奉行が随行するのは難しい。熊を獲った場所から代官所まで運搬できないようなら、そこの村から人足を出して、熊を代官所まで運搬せよ。そこで見分を受けて胆を取り出し、上納させよ。③皮はこれまで通り、役人が取り上げておくこと。④熊を獲ったことを隠したりしないこと。このように村々へ指示されたわけである。

熊の捕獲現場まで役人を連れてきたり、代官所まで熊を運んで、役人の面前で解体（「皮たち」）して、熊胆を取り出すように指示している。熊胆の偽造や変造を防ぐために、多大な労力を払うように求めている。ここまで要求するのかという疑問も沸くところであるが、実はこうした指示は盛岡藩に限らなかった。

同様の指示が弘前藩では元禄一五年から記録されているのである。それには、熊の捕獲現場に代官や庄屋を案内し、その立会いのもとで熊胆を取り出して、胆口（胆嚢と肝臓を繋ぐ胆管の入口）を封印するように指示している[35]。さらに「津軽一統志」（享保一六年）や「津軽見聞記」（先述、宝暦八年）にも同様の記述があり、この方式を弘前藩は続けていた[36]。

のちの慶応二年（一八六六）に白河藩も村々に同様の指示を出している。それには、猟師が熊を獲ったら、どんなに山奥の「難渋之場所」であっても、その場で解体せずに人足を使って「丸出し」で搬出せよ、とある[37]。事実、安政二年（一八五五）に真名子新田村（現白河郡西郷村）の鷹の巣という場所で親仔熊三疋が打留められた時に、「運送人足拾五人」で搬出していた[38]。

（三）熊胆の上納不足

このように各地で熊の解体を役人に見分させて、熊胆の偽造・変造を予

防しようとしていた。しかし、こうした対策を講じても、盛岡藩では徐々に上質な熊胆は減っていったようである。元文四年（一七三九）に「殿様」（藩主、南部利視）が次のように言っている。

［史料七］「雑書」元文四年一〇月一日条

近年討上候熊ちいさく、膽も小ク罷出候様ニ思召候、取尽右之通ニも有之間鋪候間、またき共情（精）を出討留候様可申付候

近年、上納される熊が小さく、胆も小さい。だが、熊を獲り尽くしているわけでもなかろうから、マタギたちは精を出して熊を捕獲せよ、と命じている。

実際に捕獲個体が小型化しているのであれば、棲息数の減少を想定すべきかもしれない。しかし、藩側の姿勢はとにかく熊を獲って、胆や皮を上納せよ、というものである。次の宝暦元年（一七五一）に出された指示にも、それがよく現れている。

［史料八］「雑書」宝暦元年一一月一一日条

一、諸御代官江被仰渡左之通

猟師共近年熊之膽・皮指上不申候、熊無之義ニ候哉、又者猟師共家業不情ニ而討不申義ニ候哉、年々熊之多少者格別、全躰熊無之義者有之間敷候間、御筒を預り居候上者、是悲（非）討上可申義候処、無其義候、畢竟御代官共ニ吟味疎と相見得候、依之出情仕、討上候様急度可申付候、尤人別ニ遂吟味、若不情之者も有之候ハヽ、御鉄炮取上、別人申付候様被仰出

右之通被仰出、諸御代官江御目付を以申渡之

熊の上納が少ないことから、猟師に熊の捕獲を督励している。その際に、鉄砲の許可権を前面に出して、精を出さない者の鉄砲を取り上げると威している。藩の姿勢は、とにかく熊を獲れの一点張りである。熊が全くいな筈はなかろうと猟師を責めているが、この主張の裏側には熊の生息数の減少が危惧されているように感じられる。しかし、生息数を回復させるための施策など、藩側が何らかの工夫をした形跡は認められない。そのせいか、この後も状況の改善はみられなかった。

そして、二〇年後の明和八年（一七七一）以降に、熊の上納不足を訴える記録が頻出するようになる。

［史料九］「雑書」明和八年九月二二日条

一、熊膽・皮納方近年不足ニ付、被仰渡之趣左之通

近年猟師共熊之膽・皮納方不足ニ付、被遂御吟味候所、御定目御褒美銭不引合相聞得、去ル子年（明和五年）膽壱匁付百文宛増被下、山入之時節為見届、其所御給人・御与力等附被遣候所も有之、例年ヨリ納方過分相増候、然処又々去々年・去年納方相減、御用差支ニ相成候、依之当年ヨリ其所村肝入差添、稼方為見届出精可為仕旨被仰付、尤猟師共出精仕、膽・皮納方並方ヨリ余計納候者有之候ハヽ、御吟味之上、別段御褒美可被下旨被仰付

右之通其所村肝煎・猟師共心得違無之様可仕、前々ヨリ下払停止之所、近年膽商売多、紛敷儀も有之様相聞得候（後略）

①褒美銭を明和五年（「去ル子年」）に胆一匁につき一〇〇文ずつ増額した。②猟師の山入りを見届けたり、給人（所給人）や与力が付き添うなどして、例年より上納が増えた。しかし、再び一昨年から上納が減っている。③今年から村肝入が付き添って狩猟を見届けて、精を出させよ。④以前から熊胆の個人売買は禁止しているが、近年は胆の商売や紛らわしいことがあるようである。以上のように代官に通達された。

熊胆の褒美銭を増額したり（先述）、役人が猟師の入山を監視するなどしたことで、熊の上納が増えた。しかし、効果が上がったのは明和五年だけで、同六年から再び上納が不足している。このため、熊胆を個人売買（「下

払」）する者がいないかと疑っている。

そこで、翌九年に他領薬売人の逗留を三日に制限し、また、「熊膽商売人」の逗留を禁ずる触れを出している（「雑書」明和九［安永元］年二月一三日条）[39]。ただし、それ以前から熊胆の個人売買は認めていなかったから、熊胆商売人が領内に入るのを改めて禁じたものであろう。

このように猟師に熊の捕獲を督励し、他領から熊胆を買い付けに来る商売人を警戒しているが、その後も状況は改善されていない。安永二年（一七七三）にも熊胆・皮の上納不足が述べられ、熊狩りに出精せよと猟師に厳命しているのである（「雑書」安永二年正月二九日条）。この日条には熊胆が御上の治療用にも使われているのに、上納不足のために支障が出ており、万一、「紛敷儀」（熊胆を隠したり、変造・偽造すること）があれば、必ず処罰するとある。

（四）熊胆上納の役

この翌年も熊胆の上納不足はつづく。

［史料一〇］「雑書」安永三年五月二〇日条

一、　諸御代官江

猟師共熊之膽・皮納方甚不足ニ付、御吟味之上御褒美銭御増被下、稼方出精候様被仰付、其節被仰渡候通熊之膽ハ御上御療養ニ茂相成、其上御在所之産ハ功能格別ニ付、脇御懇望も有之、御遣方多、納方不足ニ付、甚御差支ニ相成候旨、先達而被仰渡候得共、今以納方不足ニ付、御用御差支被成候間、以来ハ猟師共熊討留不申者共ニ都而（すべて）、壱人ヨリ壱ヶ年右膽壱宛、猟師御札頂戴仕罷有候御役として差上可申候、右膽目形応代銭御定目之通被下置候、乍然右御役膽差上候ニ付、熊討留不申候共不苦儀と心得候而ハ御用相弁不申候間、山入稼方之儀段々被仰渡候通出精仕、討留膽・皮差上可申候、御褒美銭ハ御定目之通被下置候、熊数弐疋以上討留膽・皮差上候者ハ、右之内ニ而御役膽御差引可被下候、右納方余計有之候者江ハ、別段御褒美可被下置旨、是等之儀共ニ先年被仰出候得共、年月隔候事故猶亦此節申付、以後共稼方出精候様可申渡旨被仰付、但猟師共入山之節ハ御代官承届右之段訴出候様被仰付

五月

右熊膽・皮上納之儀ハ年々三月、十月両度可限事　（傍点筆者）

概要は明和八年条［史料九］と同様であるが、ここでは、国産の熊胆は効能が優れ、需要が高いのに、上納が不足して支障をきたしていると訴えている。このように国産品の高評価を理由にして、その上納を促すのはいかにも藩側の論理である。高評価の産品を増やしたいのなら、その上納者である猟師を保護するなど、藩がすべきことは他にありそうである。しかし、そうではなく、猟師各人に年一個ずつ熊胆を上納することを「役」として義務付けている。その説明として、「猟師御札頂戴」を理由にしており、猟師札の交付権を背景に上納を強く迫っている。また、入山を届け出させるなど、猟師の管理も強めている。

だが、こうした強圧的な施策は奏功せず、同様の指示が翌安永四年にも出されている。

その安永四年条には、「御札頂戴」の猟師に熊胆上納の「役」を去年伝えたが、上納が不足したままである、と猟師を責めている。また、猟師が数十人いるのに上納皆無の代官所もあり、あるいは上納されても胆の中身が無いものや疑わしい胆もあり、御用に立てられない、とある。そこで、去年の指示を徹底し、熊狩りが疎か（「稼方疎」）である猟師から御札を取り上げよ、と代官に指示している（「雑書」安永四年九月二四日条）[40]。

あくまでも指示の徹底によって上納を増やそうとしており、藩の施策には特段の改善が見られない。たしかに猟師が不精で熊狩りをしていないのであれば、こうした督励にも一定の効果を期待できる。しかし、熊の棲息数そのものが減り、捕獲が困難な状況であったとすると、いくら猟師の尻を叩いても上納は増えないであろう。

それが安永六年条で少し改善されている。

熊の上納者に対して、早く褒美銭を与えるように改めているのである（安永六年一一月九日条）。それには、猟師が熊を捕獲次第に代官所へ直に上納させて、褒美銭を早速、直に渡すように指示している。これまでは、褒美銭は熊胆を干し上げてから、その重さに応じて支払われていた。しかし、それでは褒美を渡されるまでに日数を要する。そこで、生胆を上納したら、代官の判断ですぐに仮払いするように指示している。

さらに、褒美銭が胆一匁あたり二五〇文であったのを三五〇文に増額している（先述）。また、これまでは重さ三匁九分以下の胆（干胆）は「実なし」として、一個あたり一律で二〇〇文の褒美銭であったが、三匁九分以下の胆でも同じく一匁あたり三五〇文支払うことにした（同日条）。

すると、三匁の胆であれば、これまでは二〇〇文であったのが、五倍以上の一貫五〇〇文になる。褒美銭の直渡しや仮払いに加えて、小さい胆も含めての褒美銭を増額しているわけである。小さい胆でも構わないから、とにかく上納数を増やそうという藩側の意図が窺われる。この変更の背景として、褒美銭の支払いが遅かったことや、小さい熊胆の褒美が少ないことへの不満があり、それが猟師から届いたのかもしれない。

（五）熊胆密売の取締り

こうして、ようやく熊胆の褒美銭が増額され、上納を促すために硬軟両様の施策が見られるようになった。

ただし、この安永六年条の後半では熊胆の密売を警戒しており、猟師を名指ししてはいないが、熊を獲った者が上納せずに売ること（「討留候者他払」）がないように、代官・下役・肝煎・組合の者が注意せよ、とある。さらに、万一、熊胆の偽造など違法なことがあれば、必ず処罰する（「万一拵膽等仕不埒致方有之候ハヽ、急度曲事可被仰付候」）、と付け加えている（同日条）。

翌安永七年にも、ほぼ同文の通知を出していて、熊胆が密売されていることを前提として、その取締りを代官に指示している。それには「隠密売買」という表現を明記して、売った者と買った者の「双方」を処罰するとあり、指示がより具体的になっている（安永七年一二月二三日条）。

繰り返し密売を警戒していることからして、どうやら安永年間には熊胆の密売が横行していたのであろう。そして、安永九年（一七八〇）には密売の背景が記されている。

［史料一一］「雑書」安永九年一〇月八日条

（前略）狄（またぎ）共熊討留候節、隠蜜（密）不仕急度上納候様、吟味方心を用ひ稠敷（きびしく）可申付候、尤熊膽近年諸国共ニ一同高直（値）ニ有之趣相聞得候、且在辺江上方筋之者入込、高直ニ相対買取候儀も有之様相聞得候、万一心得違之儀有之旨相聞得候ハヽ、急度可致及御沙汰候事（後略）

これは領内一六ヶ所の代官所[41]へ指示された通知である。前略部分には、マタギが熊を捕獲直後に代官所へ直納し、褒美銭を直渡しするように指示していて、大筋は安永六・七年条と同様である。しかし、ここでは熊胆の密売の背景が記され、①諸国で高値になっていること、②村などへ上方筋（畿内六ヶ国）の者が入り込んで高値で個人的に買い取っていること（「相対買取」）を指摘している。

盛岡藩の支払う褒美銭が少ないため、それに上乗せして他国の者が密かに買い付けに来ていたようである。密売が発覚すれば罰される（「及御沙汰」）ことは周知されていたであろうから（安永二年条）、それを覚悟の上で密売する者がいたと考えられる。その予防に最も効果的なのは、藩が褒美銭を増やすことであろうが、天明七年（一七八七）までは増額されていない。この後、天明三〜五年にも「万一隠密売買」すれば、売り買いした双方を処罰するとある。ただし、その文言は安永七年条と一言一句同じであり、形式的な警告を代官に通達しているに過ぎない[42]。

安永九年条［史料一一］では、マタギが熊の捕獲を隠さないように「吟

味方」への注意を厳命していたが、ついで天明七年条では「吟味方」の役割が詳述されている。それには猟師の管理規則も示されており、長くなるが全文を掲げたい。

［史料一二］「雑書」天明七年四月二二日条

一、御目付伺書左之通

福岡御代官所
御与力平助悴
関勘之丞

一、
近年熊膽・皮上納方至而不足ニ而、御用方御差支ニ付、猟師共働方出精吟味役被仰付
但、沼宮内　福岡　三戸通　五戸通
七戸通　野辺地通　両鹿角通
右場所吟味方被仰付、勤方心得之趣左之通

覚

一、熊膽壱匁ニ付御褒美銭是迄三百五拾文被下置候處、弐百五拾文御増銭御加被下置、壱匁ニ付六百文ニ被成下候条、何茂格別出精熊討留差上可申事
一、熊討留候心当有之候而茂、山出引立兼候者有之候ハヽ、前広ニ熟と遂吟味申出候ハヽ、御吟味之上御了簡可被成下事
一、討留候節、若怪俄等仕候者茂有之候ハヽ、早速可申出候、其節者御薬可被下置事
一、年々八月中ヨリ翌年四月之頃迄之内、廻山罷出候ハヽ、可申出事、
但熊冬籠之穴見届候ハヽ、此又訴出置可申事
一、何れの狄（またぎ）共成共、熊穴ヨリ追出、他御代官所江追詰罷越候節、向々狄共待請、熊討留候ハヽ、狄両名ニ而膽・皮差上可申候、御褒美銭双方江無甲乙可被下置事
但他領狄共御当領江追詰、討留候者も有之、膽宜候ハヽ、相調、水膽ニ而差上可申事
一、右御用筋ニ付、申上度儀茂有之候ハヽ、何時茂其所御代官所江書状認、指出可申候、居懸候場所ヨリ自分ニ一里（ママ）盛岡江相立候儀者、相扣（控）可申事
一、廻山中御伝馬壱疋、上下、昼御賄共ニ可被下置事
一、右御用相勤候付、於御目付宅御代官立合誓詞堅目被仰付候事
一、狄共討留候膽・皮、御城江直々上納仕度旨相頼候者茂有之候ハヽ、討留候次第茂為御尋被成候条、膽・皮共ニ勘之丞印封ニ而致添状、其所御代官江申立遣可申事、且勘之状判鑑差上置可申事
一、膽・皮狄共直々上納仕候ハヽ、御褒美銭ハ於爰元可被下置候、尤往来御賄共ニ可被下置事
一、隠密売仕候者吟味方之儀専一ニ相心懸、手を廻し相尋、内々可訴出候、隠密売買致候者之名元慥ニ承届申出候ハヽ、御褒美可被下置事
一、御焼印江御目付名印手札御渡被差置候間、廻山之節持参可申事
一、膽・皮上納仕、右御褒美銭是迄之通其所於御代官所早速可被下置事、但御褒美銭御渡被成候段、御代官ヨリ勘之丞江相達可申事

右之通申出、伺之通申渡之

熊胆・皮の上納不足に対して、猟師に出精させる吟味役を福岡代官所の関勘之丞（与力の悴）にさせるために、その職務内容を目付が家老側へ打診して、了解されている。

その職務内容は①熊胆一匁につき褒美銭を三五〇文から六〇〇文に増額し、猟師に熊狩りを出精させること。②熊狩りの心得があるのに山へ行き兼ねる者がいれば、あらかじめ（「前広（まえびろ）ニ」）確認した上で入山を認めること。③捕獲時に怪我をした者がいれば、すぐに報告して、薬を与えること。④毎年八月～翌年四月頃の間に、廻り山に出れば申し出ること。熊が冬籠もりする穴を見つけた場合も申し出ること。⑤どこのマタギ（「狄」）たちであろうとも、熊を穴から追い出して他の代官所管内へ追い詰め、そこの

マタギたちが待ち受けて熊を捕獲したら、両名のマタギで胆と皮を上納し、褒美銭を双方に甲乙なく与えること。ただし、他領のマタギたちが当領へ追い詰めて獲ることもあり、その際には胆が良ければ確認して、生のままで上納させること。⑥こうした用件を報告したい場合は、関勘之丞は近くの代官所へ文書を提出すること。⑦廻り山には伝馬一疋と着衣の上下（かみしも）と昼食を支給すること。⑧以上の勤務心得を目付宅にて、代官が立ち会って堅く誓約すること。⑨マタギたちが捕獲した熊の胆と皮を盛岡城へ直々に上納したいと申し出れば、捕獲状況を確認して、胆と皮を関勘之丞が封印し、状を添えてそこの代官へ申請すること。⑩胆と皮をマタギが直々に上納した場合は、褒美銭はその場で与え、往来の賄い費用も与えること。⑪密売する者の取締りを心懸け、手を回して尋ねて、内々に報告すること。隠密に売買した者の名前を正確に申し出れば、褒美を与えること。⑫（関勘之丞へ）焼印と目付名を記した手札を支給するので、廻り山の際に持参すること。⑬（マタギが）胆と皮を上納したら、褒美銭をこれまで通りに代官所で速やかに与え、その旨を代官が関勘之丞へ通知すること。以上の職務内容を目付が提案し、いずれも承認された。

安永九年条では、熊の捕獲を隠させないために「吟味方」へ注意させていたが［史料一一］、ここでは関勘之丞という与力の息子に吟味役を命じ、その業務を詳細に指示している。

ここでは、熊胆の褒美銭が六〇〇文に増額されたことに加えて（表5）、捕獲の際に怪我をすれば薬を与える、というのが新しい（③）。熊狩りは危険を伴う稼業であったから、それによる傷害をいくらかでも手当することは、マタギ（猟師）を勇気づけたものと想像される。弘前藩でも熊狩りでの死傷者に対して、「御手当」や「療治料」として米や銭を支給していたが、それが記録されるのは文化五年（一八〇八）からであった(43)。盛岡藩は、その二〇年以上前の天明七年（一七八七）から手当を始めていたようである。

⑤には熊を追って、別の代官所管内で捕獲した場合の措置が示されている。これは同じ盛岡藩領内のマタギであっても、代官所ごとの猟場（テリトリー）が存在したという慣行を窺わせる。追われた熊が山嶺を越えることは現在の熊狩りでも幾度か実見しているが、こうしたことは近世でもあったに違いない。かつては隣村域内へ逃げた熊を隣村の猟師とともに捕獲した場合は、「カワメを立てる（皮に刃を入れること）」まで熊に辿り着いた者には、等しく熊を分与する権利を認めてきたという。こうした慣行が近年まで続いていたことを新潟県村上市（旧山北町）山熊田や山形県小国町金目などでも聞く。

こうした慣行が一朝一夕に出来上がったとは考えにくく、熊の分与が平和裏になされるようになるには、それ以前に多くの交渉や軋轢があったことが想定される。双方の猟師が互いの所有権を主張して譲らないことも十分にあり得るから、藩側が双方に甲乙なく褒美を与える（⑤）という必要があったのかもしれない。

また、他領のマタギが盛岡藩領内で熊を獲った場合も想定されている（⑤）。それには、良い胆なら生のまま上納させよとあるが、その場合は他領のマタギであっても褒美を与えたのであろうか。はたまた、越境してきたことを咎めて他領のマタギを処罰したのか、この点は終章で触れたい。

吟味役の関勘之丞は、山々を見回り（⑦）、熊の捕獲状況を確認したり、熊胆を封印したり（⑨）、胆の密売を取り締まるなど（⑪）の業務を課されている。吟味役は熊胆の上納を増やすための下級役人であるが、密売者の内偵も求められている。しかも、それを領内七ヶ所の代官所管内で行うのであるから、楽な仕事ではなかったであろう。

そして、この一五年後の享和二年（一八〇二）にも同一文が記録されている（「雑書」享和二年一〇月二七日条）。天明七年条［史料一二］と異なるのは、関勘之丞が与力悴から与力になっている点と、熊の捕獲者が「狄共」から「猟師共」になっている点である。

すなわち、この享和二年条は天明七年条の「狄共」を「猟師共」に言い換えているだけで、他の文言はまったく同じであり、両者の役割も同じで

ある。天明七年条のなかでも、はじめに「猟師共」と表記して、次からは同じ意味で「狄共」と表記している。このように天明七年条と享和二年条を見比べると、単に狩猟者の表記を変えているだけであり、両者が異なる狩猟者であったとは考えられない(44)。先述したとおり、マタギと猟師は同義語と考えられるが、別の機会に諸々の史料を示して詳しく検証したい。

三　熊胆の密売や秘匿

（一）密売品の押収

明和に熊胆の商売人が規制され、安永に密売の取締りが本格化し、天明には具体的な取締り法を吟味役に指示していた。そこでは「紛敷儀」、「心得違」や「隠密売買」のないように猟師に厳命していたが、熊胆の密売が摘発された記録は少ない。そのなかで、「雑書」に見出した唯一の摘発例が次の寛政四年（一七九二）の記録である。

［史料一三］「雑書」寛政四年七月一一日条

一、熊膽　拾匁五分、壱ツ

右者密売致候者有之、田名部狄治兵衛と申者、及承捕押差上候付、御褒美被下置度旨、田名部狄共願出候処、密売捕押差上候間、闕所同様御取上被成候品故、御定目御褒美銭被下置候御筋合相見得不申候間、取捕上候為(故脱カ)御褒美御代物五貫文被下置度旨、御目付とも伺之通申渡之

一〇匁五分の熊胆を密売する者があり、田名部（たなぶ）のマタギ、治兵衛という者が押収して上納した。熊胆は密売すれば闕所（田畑・屋敷地の没収）に処されるような重要品であるからと、田名部のマタギたちが特別の褒美を申請した。そこで、銭五貫文を付与するように指示している。

先の天明七年条に密売者名を届け出れば褒美を与える、と吟味役に指示していた［史料一二］。本件には密売者名が出てないが、熊胆の密売品を押収したマタギに銭五貫文を与えている。ただし、熊胆の重さに相当する代価も支払われたのか気に懸かる。公定の褒美額は胆一匁につき銭六〇〇文であったから、一〇匁五分の胆なら六貫三〇〇文となる。この分も支払われたのなら、押収者への励みになっただろうが、五貫文の褒美だけでは十分な褒美額とは言えまい。

また、密売人について記載がないので、逃げられたのかもしれない。それでも、密売品の押収を簡単にできるわけはなく、場合によっては危険を伴ったであろう。それに見合うだけの代償がなければ、これに続くマタギは少なかったのではなかろうか。

いずれにせよ、熊胆密売の摘発はこの一点しか見出せず、密売の取締り要請が度々記録されているのとは対照的である。

さて、田名部マタギの治兵衛とはどのような者であったのか。「雑書」に、田名部代官所（川内（かわうち）村［現下北郡川内町］）の「狄、治兵衛（治郎兵衛・次郎兵衛）」が熊を捕獲し、胆・皮を上納したことが天明二～四年に記録されている(45)。幾度も熊を捕獲していることから、優れたマタギであったのであろう。ほかにも田名部マタギによる熊の捕獲・上納の記録が散見され、当時の田名部には有能なマタギが複数いたと考えられる(46)。

この後、治兵衛の記録は途絶えるが、嘉永三年（一八五〇）に田名部川内村の者が「猟師御札」（鑑札）の交付を申請しており、それに「同村猟師治兵衛弟子ニ而、数年下狩（狩りの手伝いの意）罷有候」とある（傍点筆者、「覚書」嘉永三年一二月一五日条）。これは熊胆の押収から六〇年近く後の記録であるから、代替わりした者が治兵衛を襲名したのかもしれない。

（二）贋胆の摘発

「雑書」の記載は天保以降に領民に関する記事が乏しくなるが(47)、そのなかで贋胆を摘発したという貴重な記録がある。それが次の天保四年条（一八三三）である。

［史料一四］「雑書」天保四年正月二〇日条

三戸通袴田村御蔵百姓
小兵衛江
被仰渡

其方儀、袴田村福太郎と申もの申合贋膽拵、右品商可申存意ニ而、去十一月在所出立、八戸御領之者と相偽、福太郎并同村彦市子彦四郎同道、宮古通江持参いたし候処、膽皮吟味方相勤候者見咎候ニ付、同処逃走、此御元江猶贋膽相払候心得ニ而持歩行候内、御捕押被成御吟味候処、手懸ヶ拵候事ニ者無之候得共、福太郎拵方案内ニ付、同人相談いたし、其方處ニ而拵候儀相違無之旨、再応御尋之上申上候

格別之薬品贋物拵、其上御尋之度毎偽之由旁申上候段、重疊無調法ニ付、急度御咎被成方も有之候得共、御慈悲を以田名部牛瀧江御追放被仰付候条、御城下并他御代官所江立入候ハヽ、曲事可被仰付者也

月日

同通同村御蔵百姓
彦市子
彦四郎江
被仰渡

其方儀、仙台江手間働ニ参り申度存候得共、道中不案内故罷越兼居候処、同村小兵衛・福太郎熊膽拵、仙台江商ニ罷越候趣ニ付、幸と存同道いたし、去十一月在所出立、在々江相廻、此御元江罷越候之由、福太郎儀、先達而贋膽拵、津軽江持参商候節、同道之者江も金子呉候趣兼而咄含罷在候旨、附添参候ハヽ金子ニても貰候儀と存、贋膽拵方江ハ立入不申候得共、欺心之ため同道仕候旨、再応御尋之上、御答申上候

譬贋膽拵方江ハ立入不申共、格別之薬品贋物拵候儀存居、売先ヨリ金子貰請候存意ニ而同意同道いたし候段、不心得至極無調法ニ付、急度御咎被成方も有之候得共、御慈悲を以沼宮内江御追放被仰付候条、御城下并他御代官所江立入候ハヽ、曲事可被仰付者也

月日

熊胆を偽造した二人が捕らえられ、追放刑を受けている。その罪状と判決は次の通りである。

三戸通の袴田村（現三戸町）の御蔵百姓[48]の小兵衛は同村の福太郎と申し合わせて贋胆を偽造し、これを売ろうとした。そして、八戸藩領の者と偽り、福太郎と同村の彦四郎と一緒に宮古通へ持参した。それを胆皮吟味方を勤める者に見付けられ、逃走した。その後、再び三戸通で贋胆を売り払おうとして、持ち歩いているところを捕らえられた。取り調べたところ、自ら手を下して贋胆を偽造したのではないが、福太郎に偽造の仕方を教えたという。これは話し合って自宅で偽造したのと同じである。

小兵衛は特別の薬品の贋物を偽造し、そのうえ質問の度に偽りをあれこれと語り、重ね重ね無調法である。そこで、田名部の牛滝（現下北郡佐井村）へ追放とする。

同村の御蔵百姓彦市の子、彦四郎は仙台へ手間稼ぎに行こうと思っていたが、道中が不案内のため行き兼ていた。そこへ同村の小兵衛と福太郎が熊胆を偽造して、仙台へ売りに行くというので、これ幸いと思い同行した。去年一一月に袴田村を出て、村々を廻り、この三戸通へ戻ってきたという。福太郎は先頃に贋胆を偽造し、津軽へ持参して商売したときに、同行の者へも金銭を与えたと以前に話していた。そこで、付き添っていけば金銭をもらえると考えた。

彦四郎は贋胆の偽造現場には立ち入っていないと言うが、特別の薬品の贋物を偽造したことを知っており、売り先から金銭を受け取ろうと考えて同行した。そこで、沼宮内（現岩手町）へ追放とする。

ついに贋胆を胆皮吟味方が摘発したという記録である。

袴田村の小兵衛と福太郎が贋胆を偽造し、その商売に彦四郎が同行している。福太郎は行方不明のため処罰がなされていないが、他の二人は追放刑を受けている。このなかで小兵衛は自分が偽造したのではなく、福太郎に偽造法を教えて作らせた、という。行方不明の福太郎に罪をなすり付けようとする意図が透けて見えるが、結局は偽造者として断罪されている。

この他にも、福太郎は贋胆を作って津軽で商売した、という余罪を彦四郎が証言している。

贋胆をどのように偽造したのか書いてないが、その製法を知る者が村にいたわけである。安永六年（一七七七）に熊胆の偽造は犯罪であると警告していたが（安永六年一一月九日条）、それから半世紀を経た天保四年（一八三三）にようやく摘発されている。

この後の天保一五年にも、再び袴田村の者が贋胆を偽造して摘発されている。これは「雑書」でなく「覚書」[49]にある記録だが、「似せ熊膽」を拵えたとして三戸通袴田村の彦太郎を沢内へ追放とし、共犯の同通蛇沼村（現三戸町）の孫作と斗内村（同町）の松之助を大槌と宮古へ追放としている（「覚書」天保一五年六月三日条）。熊胆の偽造で一儲けを企む者が再び現れていたわけである。

こうした贋胆の偽造は広く行われていたようで、「日本山海名産図会」（寛政一一年［一七九九］）には熊胆の真偽を識別する方法につづいて、贋胆の製法が詳述されている。それによると「黄柏・山梔子・毛黄連の三味を極細末とし、山梔子を少し熬て其香を除き、三味合せて水を和して煎し詰むれば、黒色光沢乾て真物のごとし」とある。さらに、これを美濃紙に包み、水仙の根の汁を含ませて、胆袋に見せかけるという手法まで、こと細かに書かれている[50]。この製法にならえば、贋胆を巧みに作ることができたのであろう。

古い記録としては、明暦四年（一六五八）に大坂の薬種屋が幕府へ出した上書に贋薬の多い三五種を示して、それに「熊の胃」も挙げている[51]。幕府も贋薬の製造と販売を禁じており、寛文一一年（一六七一）に違反者は死罪か流罪にするように諸国に発令している。さらに、寛保二年（一七四二）には「似せ薬種売候もの引廻之上死罪」と触れている[52]。幕令では、熊胆などの具体的な薬種を挙げてはいないが、贋熊胆が意識されていたに違いない。

（三）熊胆の秘匿①

贋胆を売ろうとすれば発覚しやすくなるが、密かに熊を獲って、熊胆を自家消費するのであれば、それが発覚することは稀であったであろう。その珍しい記録が天保四年の「雑書」にある。

［史料一五］「雑書」天保四年一二月二六日条

宮古通釜津田村
彦兵衛子
治郎吉江
被仰渡

其方儀、当春熊ヲ取、隠蜜いたし候之趣相聞得候ニ付、御呼出被遂御吟味候処、当三月薪取罷越候節、瀧ノ沢御山ニ而穴江入候熊を見懸、同村熊之助と申者ニ相頼、宿元ヨリ鑓ヲ為取参、同人并同村亀蔵得助合突留、熊之肉ハ両人江も分遣、膽ハ親病身故為給申度由ニ而、隠蜜仕候間、亀蔵・熊之助江茂咄含相扣候様申聞、膽皮吟味方之者罷越相尋候かとも、熊取候儀一円無之旨押而及挨拶旨、御尋之上申上候、兼々御沙汰も被成置候所、熊ノ膽・皮隠蜜いたし、吟味之者共相尋候節も強而押隠候段、不埒至極ニ付、急度御咎被成方も有之候得共、御慈悲を以膽・皮御取上、重過料銭被仰付者也

月日

宮古通釜津田村
彦四郎子
亀蔵

同　久太郎孫
熊太郎江

被仰渡

其方共儀、当春熊ヲ取候儀相聞得、被遂御吟味候処、治郎吉江手伝いたし熊為突留、治郎吉宿元江両人ニ而背負参り、熊ノ肉貰請、右膽・皮之儀ハ治郎吉隠蜜いたし候ニ付、脇方江咄含不申様之頼罷在、膽皮吟味方之者罷越相尋候之節も、熊取候儀一円相心得不申由、押而及挨拶候旨

御尋之上申上候、如何様之頼候共、兼々御沙汰も有之候事故、承知不致御訴可申上処無其儀、吟味之者相尋候之節も押隠し、治郎吉江同意之致方不埒ニ付、御咎被成方も有之候得共、御慈悲を以過料銭被仰付者也

月日

右之通御片付、公事懸御役所伺之通申渡之

これは、熊を獲って隠したことが発覚し、過料を命じた記録である。概要は①宮古通、釜津田（かまつた）村（現岩泉町）の治郎吉が当春、薪取に行った時に冬眠穴に入っている熊を見つけて、鑓で熊を突き留めた。その熊胆を病身の親に与えようとして隠密にしたので、胆と皮を取り上げて、高額の過料とする。②同村の亀蔵と熊太郎は治郎吉を手伝って熊を獲り、熊の肉を貰い受け、獲ったことを隠密にした。胆皮吟味方の者が来て尋ねたときにも、この辺りで熊は獲られていないと答えた。そこで、過料を命ずる、という内容である。

主犯者も共犯者も過料のみであり、悪質性が低いと判断されたのであろう。治郎吉は薪取りの際に偶然熊を見つけたのであり、計画的でないことを暗に主張している。熊胆を隠したのも、病気の親に服用させようとしたからという。親を助けようとする孝心に訴えて、寛大な処置を求めているように読み取れる[53]。言い訳がましく聞こえるが、藩としては熊胆と熊皮の現物を押収しているのだから、追放刑に処すほどでないと考えたのかもしれない。

それでは、なぜ熊を獲ったことが発覚したのであろうか。

本件では熊胆皮吟味方という役人が尋ねてきても、この辺りで熊は捕獲されていないと偽証したことが問題視されている。過料を命じられた三人はいずれも猟師でないと思われるが[54]、そうした者にも尋ねて廻っていたわけである。共犯の二人は熊肉を貰っており、それを調理して食べたのであれば、発覚の可能性は高まる。獣臭の強い熊肉を煮れば、他の村人にも知れやすくなったであろう[55]。そこから漏れ聞こえたのを熊胆皮吟味方が嗅ぎつけたのかもしれない。村中の人が口裏を合わせるのは簡単でないであろうから、不審に感じた役人が村中に聞いて廻れば、隠し通すことは難しかったと思われる。

先の贋胆［史料一四］も、熊胆皮吟味方が見咎めたことが摘発につながっていた。双方ともに天保四年の事件であるが、藩による熊胆取締りの施策がこの年に結実したとも言える。

（四）熊胆の秘匿②

次の記録は熊を獲って密売したのが発覚した事件である。こちらは四人が二度にわたり熊一頭ずつを獲り、それを隠したことで過料を科されている。

［史料一六①］「雑書」天保八年五月二二日条

上田通門馬村子之松事
三之助江
被仰渡

其方儀、去年十月大迫通大亦村善吉・同村庄吉・上田通門馬村作之助と一処ニ罷越、遠野山之内薬師ヶ岳と申処ニ而、小熊壱疋打留、右膽・皮大迫通小亦村源吉江金弐両ニ相払、其後十一月七日頼而右者共申合、遠野山之内猿ヶ石と申処ニ而、猶又壱疋打留、右膽大迫町善治江遣置、金四両壱歩借請、皮之儀者其方請取、仕上候上善吉江遣置候処、当月ニ相成右皮善吉ヨリ返候儀相違無之、重疊（畳）奉恐入候旨申上候

兼々熊膽之儀ニ付、厳鋪御沙汰被成置候得者、打留候ハヽ、早速御訴可申上候処無其儀、申合隠密いたし候段無調法至極ニ付、急度御咎被成方も可有御座候得共、御慈悲を以皮者御取上、重キ過料銭被仰付者也

月日

概要は①上田通門馬（かどま）村（現川井村）の三之助（通称、子之松）は去年

一〇月に三人（大迫通大亦村善吉・同村庄吉・上田通門馬村作之助）と共に遠野山中の薬師ヶ岳で小熊一頭を獲り、この胆と皮を金二両で売った。②さらに翌一一月、再び三人とともに遠野山中の猿ヶ石でもう一頭を獲った。こちらの胆は大迫町の善治へ渡し、金四両一歩を借り請けた。③熊皮は三之助の元に戻されていたので取り上げる。三之助には高額の過料を命ずる、というものである。

三之助ら四人で熊を獲り、胆と皮を密かに売った事件である。小熊一頭の胆と皮が金二両であり、もう一頭は大きかったのか、胆のみで金四両一歩を借りる担保にされている。過料の額はわからないが、そのリスクを冒すだけの見返りが期待されたのであろう。作之助は行方不明であるが、他の共犯者二名（善吉と庄吉）も三之助と同じく高額の過料（「重過料」）を命じられている。

それでは熊胆や皮を密かに買った者は、どのように処断されたのだろうか。

［史料一六②］「雑書」同日条

大迫通小亦村
源吉江
被仰渡

其方儀、去年十一月大亦村惣兵衛方江罷越候処、同人并同村善吉・庄吉・上田通門馬村猟師も居合、熊相調呉候様申候ニ付、疱瘡盛之事故、手前并近所之子供共為用申度、熊壱疋弐両ニ相調、膽者近所江も為分可申と存、切きさみ候得共、金子持参之者も無之内、子供疱瘡ニ而為用、其後馬煩少々相用、猶又同村親類長右衛門母煩ニ相成候節呉遣（後略）

小亦村の源吉が熊胆を求めたのは、近所のこどもや親類の母親に与えるためであった。彼らが疱瘡（天然痘）に罹り、熊胆を切り刻んで服用させたとある。このために源吉は金二両を負担している。しかし、それでも「隠密之膽相調候段、不届至極」（後略部分）として、胆と皮を取り上げられ、過料を科されている。

では、もう一個の熊胆を受け取った者はどうなったのか。

［史料一六③］「雑書」同日条

大迫通大亦村
惣兵衛江
被仰渡

其方儀、去年十月上田通子之松、小熊壱疋持参払呉候様頼合ニ付、小亦村源吉江金弐両ニ相払、其後十一月又候子之松参、米穀才覚之儀頼合候得共、其方用意無之罷有候処、幸大迫町善治参候付、子之松ヨリ被頼候膽・皮壱疋分遣、金子四両壱歩借受、穀物相調遣候儀、猟師之難渋相救申度、右之通取計候（後略）

大迫通大迫町
善治江
被仰渡

其方儀、去年十一月同通内川目村江罷越候節、同村惣兵衛と申者、上田通子之松ヨリ被頼候趣ニ而、熊膽遣置候故、金子貸遣呉候様申候ニ付、有合分四両壱歩貸遣、右膽引請置候（後略）

惣兵衛は子之松（三之助）の持参した熊を源吉へ仲介した。それで終わらず（「又候（またぞう）」）、再び子之松が米穀代の都合（「才覚」）を頼みに来たので、「猟師之難渋」を救うために善治を紹介した。善治は、熊胆を渡すから金を貸してくれと言われたので、金四両一歩を貸したという。

この二人も過料を科されているが（後略部分）、先の四人の重過料よりは軽い。ここでは猟師を救済するためであったと釈明しており、困窮にあえぐ猟師が熊の隠匿や密売をしていたという事情が見えてくる。とりわけ天保年間は飢饉が多発し、盛岡藩でも天保四年と同七・八年に大量の死者が

出たとされている(56)。

先述した贋胆［史料一四］や熊胆隠密［史料一五］が天保四年であり、本件が天保七・八年に起きていたのは、多くの領民が窮乏している背景があったのかもしれない。

（五）役人による取締り

しかし、藩側がそうした秘匿を黙認するわけがなく、その摘発を役人に求めていた。天保四年の二件はいずれも熊胆皮吟味方が摘発したものであったが、この熊胆皮吟味方とはどのような役人であったのだろうか。

その経緯を辿ると、まず明和八年に村肝入に「吟味」のため猟師の山入りに付き添うよう命じて［史料九］、安永九年には「吟味方」にマタギが熊を隠匿しないよう注意させていた［史料一二］。つづいて、天明七年に与力の悴に「吟味方」の勤めを細かく指示していた［史料一三］。

そして、寛政一〇年（一七九八）に「猟師熊膽皮吟味方懸」という役職名が記録される。

［史料一七］「雑書」寛政一〇年正月二三日条

一、　田名部御給人
　　藤田民右衛門

田名部御代官所猟師熊膽皮吟味方懸御代官限申付置候処、狄共出情申付、別而小頭左五右衛門勤方之儀者、狄共山中引廻出情相勤候、尤狄共御用有之、呼出候度毎数人呼出候而者働方差支罷成候付、小頭一人呼出御用相弁、自分賄ニ而相勤罷有候間、御手当被成下度旨御代官申出、御用ニ而呼出候節計御賄代可被下置旨、右同断（筆者注、「右同断」は「以御目付御代官江申渡之」の意）

田名部代官所の給人（所給人、藤田民右衛門）に猟師熊胆皮吟味方懸をさせており、その配下の小頭（左五右衛門）はマタギたちを山中に引き連れて、熊狩りに励んでいるという。用事があれば小頭だけを呼び出しているが、その賄い代の手当を申請し、その支給が認められている。

先の与力（関勘之丞）にも廻り山に励むように指示していたが、ここではより具体的に「狄共山中引廻」と記されている。熊狩りの主体者はマタギ（猟師）であるが、それに小頭が協力して熊の捕獲に励んでいる様子が窺える。

この後、「猟師熊膽皮吟味方懸」という役職名は「熊膽皮吟味方」・「熊膽皮御用懸」などと表記され、文政八年（一八二五）以降に任用の記録が増え、それが慶応三年（一八六七）まで続く。この他に病気等による辞職（「御免」）も含めて、「雑書」と「覚書」から任免の記録を**表6**にまとめた。この役目を代官所の給人や与力、あるいは目付が担っていた。このように盛岡藩では一八世紀後半から幕末に至るまで、熊胆の上納を増やすために、こうした下級役人に猟師（マタギ）の監督や督励をさせていたのである。

ちなみに弘前藩にも同様の施策が見られ、「猟方上締役」という役人が山廻りして、猟師の熊の捕獲・上納が増えるように働いていた（文化一一年）(57)。なかには、熊の居場所を猟師に教えるという積極的な猟方上締役もいた(58)。盛岡藩の熊胆皮吟味方と同じく、その基本は密猟や密売を見張る管理者であったが、熊の捕獲を増やすために遠い山中まで足を運び、猟師の熊狩りを手助けする役人もいたのである。

おわりに

近世において熊は武家からの高い需要があった。熊皮は泥障や座褥（しきばかま）などに利用され、贈答品としても重用された。熊胆も薬種として利用されていたが、一七世紀には熊皮の付随品に近い扱いであった。それが享保に逆転し、熊皮よりも熊胆の褒美額の方が高くなる。さらに、明和以降には熊胆の上納不足が深刻化し、藩が猟師に熊の捕獲を強く要求するようになる。安永には熊胆の上納を猟師の役として、熊狩りに出精するように指示した

が、奏功しなかった。天明には褒美を増額して、熊胆一個が銭六貫文ほどになったが[59]、それでも上納不足は解消していない。藩側は熊胆の不足に恒常的に悩まされていた。

その原因として、熊の生息数が減り、捕獲数も減ったことが考えられる。しかし、それ以外の原因も考えられる。他領から熊胆を買い付けに来る商人が来ており、領内でも領民同士による熊胆の密売が行われていた。なかには家族に熊胆を服用させようとして、熊を獲ったことを隠す者もいた。そうした事例が天保に記録されており、一般の領民でも密かに熊胆を利用しようとする者が現れている。

このように熊胆は各方面からの需要が高かったが、その供給を満たすために藩は猟師への管理を強化した。そこで猟師を監督する熊胆皮吟味方という役人を置いている。盛岡藩の施策は猟師に熊の捕獲を督促し、密猟や密売を監視し、漏れなく熊胆を上納させようというものであった。他方で、熊胆の褒美も増額しているが、熊の生息数を増やそうという視点は見られない。あくまで、その基本は管理、監督の強化であり、猟師が自発的に熊狩りに励むような環境作りは乏しかったといえる。

こうした状況の中で猟師は単に藩側の指示に従うだけの受動的な存在であったのだろうか。たとえば、領内に熊が少なくなったとしても、他領ではまだ熊を獲れるところがあるとしたら、猟師はどうしたか。今も伝えられる猟師の習俗として、諸国での狩猟を許可すると書かれた巻物を秘伝、相伝してきたことを挙げられる。近世における猟師の越境という問題は、猟師が巻物を貴重視してきた習俗に絡む重要な課題である。それについては別論で報告しているが[60]、秋田藩や盛岡藩のマタギが弘前藩領内に侵入して、弘前藩の猟師と共同で熊を密猟したという記録がある[61]。

また、盛岡藩のマタギが秋田藩領に入り、鉄砲を使用して捕えられたという事件も享保に起きている[62]。その者は打ち首に処されたが、のちの天明に出された狩猟規則には、他領のマタギが盛岡藩領内で熊を獲った場合の扱いが示されていた［史料一二］。それには、他領のマタギに熊胆の上納法を指示しているだけで、越境したことへの処罰は規定されていない。これは享保と天明との間で越境の捉え方が変わったことを意味するのか。

こうした問題を考えるためにも、他領で猟師鉄砲を打つことの是非を考える必要があろう。小論では猟師の鉄砲について検討できなかったが、猟師鉄砲には地域差が大きいことを踏まえて、別の機会に報告したい[63]。

付記

「雑書」およびその他の史料の調査にあたり、もりおか歴史文化館の太田悌子氏ほか同館職員の方々から多大なご協力を頂いたことに篤く御礼を申し上げたい。

当論は、平成二四年度科学研究費補助金（奨励研究）「天保の飢饉による被害とその回復―近世盛岡藩と仙台藩の史料から」の補助を受けて調査を行い、その成果の一部を報告するものである。

〔注〕

（1）千葉徳爾『狩猟伝承研究』補遺篇、風間書房、一九九〇年、一一頁。田口洋美「狩猟文化研究、その百年の孤独」『季刊東北学』二三、柏書房、二〇一〇年、一八一～一八三頁。

（2）拙稿「人馬を喰う狼、狼を獲る人びと―「盛岡藩家老席日記 雑書」から」『東北歴史博物館研究紀要』一四、東北歴史博物館、二〇一三年、一五～一七頁。

（3）「雑書」は正保元（寛永二一）年～天保一一年の一九〇冊、「覚書」は文政一三（天保元）年・天保一二年～明治三年の一〇五冊、「御用人所雑書」は元禄二年～明治三年の一〇二冊がもりおか歴史文化館に所蔵されている。いずれの冊子も一年分が一、二冊に綴じられており、「雑書」のなかには厚さが二五センチメートルを越えるものもある。このうち「雑書」は正保元年～天明六年分、「覚書」は文政一三年分・慶応元～明治三年分が公刊されている。参照、『盛岡藩家老席日記 雑書』一～一五（正保元年～享保二〇年）、盛岡市教育委員会・同市中央公民館編、熊谷印刷出版、一九八六～二〇〇一年。『同』一六～三二（元文元年～天明六年）、盛岡市教育委員会編、東洋書院、二〇〇四～二〇一三年。『盛岡藩覚書』文政十

三年、岩手県立博物館編、岩手県文化振興事業団、一九九三年。『盛岡藩家老席日記 覚書』慶応編・『同』明治編、岩手県立博物館編、東洋書院、二〇〇〇年・二〇〇二年。

（4）史料の傍注（）は筆者が任意につけたものである。以下同じ。

（5）菊池勇夫「近世の狩猟文化―マタギと鉄砲」『東北文化の広場8、北の狩猟文化』東北芸術工科大学東北文化研究センター、二〇〇四年、三九～四〇頁。なお、盛岡藩の猟師の多くは鉄砲を所持・使用していたと考えられるが、彼らが持つ猟師鉄砲の考察は別の機会に行いたい。

（6）寛文から一俵は三斗七升、一駄は七斗四升となる。また、歩減りを見越して五六合余分に入れたという。参照『青森県史』資料編近世4、二〇〇三年、三三頁。『用語南部盛岡藩辞典』一ノ倉則文編、東洋書院、一九八四年、七一頁。

（7）人見（平野）必大著「本朝食鑑」『古事類苑』動物部、吉川弘文館、一九八五年、四〇四頁。寺島良安著「和漢三才図会」『日本庶民生活史料集成』二八、三一書房、一九八〇年、五三四頁。

（8）『仙台藩重臣、石母田家文書』史料編、刀水書房、一九八一年、一〇七五頁（№八七八）。年号欠の記録だが、鯨井千佐登氏は寛永一一年と年代比定している。鯨井「交流と藩境」『交流の日本史』一九九〇年、五八頁。これと同時期（年号欠）に仙台藩の年始の鹿狩り（「御野初」）において、家老の装束として茂庭周防は「熊皮長刀」を持ち、片倉小十郎や但木主馬は「泥障熊皮」を所持したとある（『伊達家史双談』今野印刷、二〇〇一年、五三〇頁）。

（9）「雑書」延宝元年一〇月一八日条・同二年九月一八日条。

（10）『佐竹家譜』上、東洋書院、一九八九年、三五一頁。「佐竹家譜」とは京都・常陸時代からの佐竹家の事績を記した正史である。

（11）『御亀鑑、江府』二、秋田県立図書館、一九八九年、二二九頁・二五〇頁。『同』三、二九八頁。『同』四、二七五頁。『同』五、五二頁・九五頁・二七八頁・六七九頁。『佐竹家譜』中、東洋書院、一九八九年、五五五頁・一〇二九頁。「羽陰史略」『秋田叢書』一二、秋田叢書刊行会、一九三五年、四三七頁。渡辺景一『秋田藩の自然と文化』無明舎、一九九四年、四四頁。

（12）これは弘前藩を訪れた商人の書いた記録である。「津軽見聞記」宝暦八年、八木橋文庫、弘前市立弘前図書館蔵。室町期の武家故実書である「今川大双紙」にも「熊の革は位ある人ならではすまじき也」とある。『古事類苑』兵事部、吉川弘文館、一九八四年、一九八六頁。

（13）「陸前唐桑の史料」常民文化研究七二、岡書院、一九五五年、六二頁。「伊達家文書 一〇」『大日本古文書』家わけ三、東京大学出版、一九八三年、一〇五頁。

（14）八品として、この他に漆・鉛・巣鷹・女・駒・紙が挙げられている。寛永二〇年一〇月一日条『会津藩家世実紀』一、吉川弘文館、一九七六年、一四〇頁。

（15）延宝七年八月三日条『会津藩家世実紀』三、吉川弘文館、一九七七年、四〇七頁。参照、拙稿「熊皮の抜け荷」『会津学』六、奥会津書房、二〇〇九年。

（16）津軽家文書「弘前藩庁御国日記」天保五年一一月一七日条・同五年一一月二二日条・同六年六月一七日条、弘前市立弘前図書館蔵。参照『「弘前藩庁御国日記」狩猟関係史料集』（以下『史料集』と略記する）三、平成二三年度文部科学省オープン・リサーチ・センター整備事業「東北地方における環境・生業・技術に関する歴史動態的総合研究」報告書、東北芸術工科大学東北文化研究センター、二〇一二年、一八六頁・一九四頁（史料№二八二六・№二八二八・№二八四八）。

（17）前掲注（16）（『史料集』三）、拙稿（解説）一五～一六頁。

（18）「延喜式」典薬寮（巻三七、諸国進年料雑薬）に各国から貢納された全二〇九種の薬種が記録され、獣の薬種として猪蹄・獺肝・鹿角・羚羊角・狼牙・熊胆・熊掌・猪脂・狸骨が記録されている。このうち熊胆の貢納数は美濃、信濃、越中の三国から計一七具であり、羚羊角は計一〇八具である。参照、「延喜式」『新訂増補 国史大系』二六、吉川弘文館、一九六五年、八二八～八四三頁。岡西為人「中国本草の渡来と其影響」『明治前日本薬物学史』二、丸善、一九五八年、八八～九一頁。

（19）「津軽信政公事蹟」『青森縣史』二、歴史図書出版、一九七一年、二三八頁。

（20）「国統年譜」『南部叢書』一、南部叢書刊行会、一九二七年、四五四頁。高橋真太郎「中国の薬物療法」『明治前日本薬物学史』二、丸善、一九五八年、四七九頁。上田三平『日本薬園史の研究』渡邊書店、一九七二年、一四三頁。

（21）前掲注（7）。

（22）前掲注（7）。

（23）秋里離島『木曽路名所図会』臨川書店、一九九五年、三七五頁。

（24）「久慈市、小田家文書」『久慈市史』五・史料編Ⅱ、一九八四年、五〇六頁。

（25）「万薬代定記」『双葉町史』三・資料編2、一九八六年、一〇七二頁。

（26）医師が熊胆を処方したという日記もある。それには、秋田藩院内銀山の医師、

門屋養安のこどもが虫騒ぎを起こして発熱したので「鍼・熊の胆ニて其効有之、虫早速落付」と、嘉永三年の日記に記している。参照「門屋養日記」『近世庶民生活史料、未刊日記集成』一、上、三一書房、一九九六年、五三〇頁。

（27）享保一六年の盛岡藩の米相場は不明であるが、隣の八戸藩では同一五年に蔵米一駄（七斗五升）が銭一貫二七九文、同一七年に銭一貫九四三文であった（「八戸藩目付所日記」八戸市立図書館蔵、同一五年一二月朔日条・同一七年一二月朔日条）。両年の平均が一貫六一一文であり、盛岡藩相場も同じと仮定すると、一貫五〇〇文では米六斗九升八合となる。

（28）地域と時代が異なるが、新潟県村上市（旧山北町）山熊田には、春に熊を捕って猟師に分配した記録が残されている（「熊肉胆分配帳」）。昭和四五年から平成一四年（一九七〇～二〇〇二）の「熊肉胆分配帳」には、計五九頭の熊が捕獲され、うち一二頭分の熊胆の干し目方が記録されていた。その熊胆一二個の重さは平均一三匁二分（五〇グラム）である。小さい熊胆は記録されない傾向にあり、全体の平均はこれより下がるため、標準的な熊胆の干し目方は一〇匁（三七・五グラム）ほどであると考えられる。拙稿「新潟県山北町山熊田の熊狩り―参加資格と分配をめぐって―」『東北民俗』三六、東北民俗の会、二〇〇二年、二五頁。

（29）「鹿之類」の「鹿」は「しし」と読み、鹿だけでなく猪・羚羊・熊などの大型獣を指すものと思われる。この他に、鹿を「かのしし」、猪を「いのしし」、羚羊を「あおしし」、熊を「くまのしし」と表記している記録も見られる。なお、熊と明記しないで、単に「二足・四足」（鳥獣）捕獲の鉄砲運上金を示した記録は古くからあり、「雑書」の次の日条に見られる。慶安三年二月一一日条・同三年一二月一一日条・同三年一二月二五日条・同四年二月一四日条・同四年二月二三日条・同五年二月九日条・同五年二月九日条・同五年三月五日条・承応二年二月一六日条・同三年一一月二日条・寛文元年一一月一〇日条・同二年一二月二六日条・同五年一一月三日条・同五年一一月二五日条・同七年四月五日条など。

（30）在位元禄一五～宝永二年（一七〇二～一七〇五）。

（31）二〇〇一～二〇一三年、のべ四四日間にわたり、新潟県村上市山熊田および山形県小国町金目の熊狩り（春季有害駆除）に同行して、熊一七頭の捕獲に立ち会い、解体の様子を観察した。胆嚢（熊胆）の取り扱いは現行の猟師（マタギ）も非常に丁寧に行っており、肝臓から胆嚢を剥がす作業は熟練者が行うことが多い。

（32）これ以外にこの二名の記録は「雑書」に見当たらない。ただし、ほかの田代村猟師（十兵衛、金右衛門）の記録は安永・天明年間に散見される。

（33）津軽家文書「弘前藩庁御国日記」（弘前市立弘前図書館蔵）元禄一四年七月二三日条に「熊胆取扱候儀（中略）血・肉を加へ候様成儀堅為仕間敷候」とある。参照、拙稿「弘前藩の猟師と熊狩り―『弘前藩庁御国日記』から―」『季刊東北学』一〇、柏書房、二〇〇七年、一五二～一五四頁。前掲（16）『史料集』一、二〇一一年、一七四頁（史料№五四一）。

（34）加賀飛霞「高千穂採薬記」『日本庶民生活史料集成』二〇、三一書房、一九七二年、三八九頁。

（35）「弘前藩庁御国日記」元禄一五年正月五日条。ただし、のちにこの指示は形骸化していたことが記録されている（「同日記」文化九年一二月一日条）。参照、前掲注（16）（『史料集』三）一三一頁（史料№二六七三）。前掲注（33）（拙稿、二〇〇七年）一五四～一五六頁。前掲注（33）（『史料集』一）一七九頁（史料№五四八）。および、拙稿「弘前藩の猟師（マタギ）の処遇と狩猟規則―『弘前藩庁御国日記』から―」『科研費研究成果報告書 少子高齢化時代における持続的資源利用型狩猟システムの開発に関する新領域研究』田口洋美、二〇〇九年。

（36）「津軽一統志」（津軽家文書、弘前市立弘前図書館蔵）には、猟師は熊を獲ったらすぐに役人に知らせて、その眼前で胆を取り出し、封をして干し乾かすと書かれている。参考『新編青森県叢書』一、歴史図書出版、一九七四年、一七頁。前掲注（12）、「津軽見聞記」にも「狩人・またぎ」が熊を獲ったら役人の目前で胆を取り出して役人が封印して、それをマタギが乾かしてから役所へ上納する、と書かれている。

（37）『白河市史』七・資料編4・近世Ⅱ、一九九三年、五三三頁。

（38）前掲注（37）、五一一頁。こうした丸出しを現在でも秋田県阿仁町の打当マタギや信州秋山郷の猟師は行っている。（田口洋美氏のご教示による。）参照、田口洋美、『マタギ』慶友社、一九九四年、三〇二～三〇七頁。同著『マタギを追う旅』慶友社、一九九九年、九三～九四頁・一六六～一六七頁。同著「東北・中部地方山岳地帯に残存する大型獣用罠の技術的波及をめぐって」『日本列島の三万五千年―人と自然の環境史』五、文一出版、二〇一一年、二三二～二三三頁。この触れでは、上方店元商人・瀬戸物商売人・綿布類商売人・古鉄商売・飴売・小間物売・櫛算細工人などの多種多様な商人の逗留も制限している。

（40）ただし、熊を獲らないために猟師札を取り上げたという記録は「雑書」に見られない。

（41）盛岡藩では領内一〇郡を三三通に分け、二五の代官所に管掌させていた。

（42）「雑書」安永七年一二月二三日条・天明三年二月二七日条・同四年閏正月二八日条・同五年二月六日条。同文の通達が繰り返された背景として、盛岡藩では天明三年秋から大飢饉に見舞われていたため、新たな施策が難しかったのかもしれない。

（43）拙稿「弘前藩における猟師の処遇と収入～一ツ森村の辰蔵に着目して～」『東北芸術工科大学東北文化研究センター研究紀要』一三、二〇一四年。「弘前藩庁御国日記」文化五年一一月八日条・嘉永三年四月五日条・同三年四月一二日条・同五年三月一五日条・同六年五月四日条。参照、前掲注（16）（『史料集』三）一二二～二四五頁（史料№二六四五・№二九六四・№二九六六・№二九八四・№二九八九）。

（44）弘前藩でも同様であり、「弘前藩庁御国日記」にある「またき・又鬼」と「猟師」の表記が厳密に区別されていたことは窺えない。参照、前掲注（33）（拙稿、二〇〇七年）一六九～一七〇頁。

（45）「雑書」天明二年五月一四日条・同三年正月二〇日条・同四年五月五日条。この治郎兵衛は川内町の畑（はた）を開闢したマタギと伝えられている。山口弥一郎によると「古くは三戸の田子より治郎兵衛という人がマタギに来て畑に落着（いた）」といい、千葉徳爾によると「（畑は）今から八～九代前に、三戸の田子から来た工藤次郎兵衛が開いたと伝えられ」、また、「畑は南部の殿様のお抱え猟師だった田子町の工藤次郎兵衛と岩崎佐十郎の二人が移住してひらいたものだ」という（傍点筆者）。山口「凶作廃村の採訪録」『山口弥一郎選集』六、世界文庫、一九七二年、四五頁。千葉『狩猟伝承研究』後篇、風間書房、一九七七年、二五一頁。同著『狩猟伝承研究』総括編、同、一九八五年、一三〇頁。

（46）次の日条に田名部マタギによる熊の捕獲・上納が記録されている［（ ）内はマタギ名］。「雑書」天明二年一一月二五日条（甚之助）・同四年五月五日条（左藤右衛門）・同五年二月一二日条（左五右衛門）・同六年一一月二七日条（左次右衛門・左五右衛門）・寛政一一年七月二三日条（左十郎・甚之丞［傍点筆者］）。（表1）

（47）参照、鈴木幸彦・大島晃一「盛岡藩「覚書」―解題と史料紹介―」『岩手県立博物館研究報告』一、岩手県立博物館、一九八三年、一六〇頁。

（48）「御蔵百姓」とは藩士の知行地である蔵入地を耕作する百姓である。

（49）「雑書」が記録されるのは天保一一年までであり、それ以降は「覚書」がこれに取って代わる。「覚書」は「雑書」と同じく家老席による勤務日誌であり、一部の年代に欠本があるが、天保一二年から明治三年まで書き続けられている。「覚書」も盛岡藩政を知る上での基礎史料であるが、一般の領民に関する記事は乏しい。「雑書」に比べて簡略な記載が多く、熊の捕獲・上納に関する記録は見えない。猟師（マタギ）についても、わずかに猟師鉄砲の相続が記録されているに過ぎない。参照、前掲注（47）。

（50）平瀬補世・部関月「日本山海名産図会」『日本庶民生活史料集成』一〇、三一書房、一九七〇年、二三頁。ここでは、キハダ・クチナシ・モウオウレンという樹種を材料としており、動物種が含まれていない。「高千穂採薬記」（先述）にある変造は、熊胆と猪胆と猪血を混ぜて増量したものであったから、キハダなどで偽造するものよりも、良心的なものと言えるのかもしれない。

（51）清水藤太郎「薬物需給史」『明治前日本薬物学史』一、丸善、一九五八年、四四三頁。

（52）『御触書寛保集成』岩波書店、一九三四年、四七頁・九八〇頁（№三三・№一九八一）。吉岡信『近世日本薬業史研究』薬事日報社、一九八八年、一七五頁。

（53）似た事例が弘前藩にもあり、大病の親に熊胆を服用させようとした息子が熊を獲り、それが発覚して戸締に処したという記録がある（「弘前藩庁御国日記」天明三年四月四日条）。また、町人の息子が山へ薪取りに行ったら、熊がいたので獲ったが、「不案内」のため報告が遅れたという事例もある（「弘前藩庁御国日記」文化一〇年閏一一月二七日条）。実際に報告するつもりでいたのか、隠し通そうとしていたのか不明であるが、一五日の慎を命じられている。

（54）「釜津田村猟師治郎吉」という記録は「雑書」に見当たらない。

（55）筆者も幾度か経験しているが、熊肉を煮ると独特の強い臭いを発する。そのため、どこかの家で熊肉を煮れば、近隣の家に必ず知られるものであるという。こうした経験談を新潟県村上市山熊田の複数の人から聞いた（二〇〇一年二月～七月の調査による）。

（56）菊池勇夫氏によると、大凶作の影響で天保四年と同八年に盛岡藩領内で「傷寒病」（腸チフスなどの伝染性熱病）が流行し、多くが死亡した。また、盛岡藩の本高・新田高あわせて二四万八八〇〇石の損耗率が天保四年九〇％、同七年九

三%、同八年六一%、同九年九六%であったという。参照、菊池『飢饉』集英社新書、二〇〇〇年、七四～七六頁・一〇二～一〇三頁。米価も高騰しており、平年は蔵米一〇駄が銭二〇貫文ほどであったのが、天保四年に五三貫文、天保八年に五一貫文となっている（「雑書」天保四年七月九日条・天保八年九月四日条）。

（57）猟方締役とも称され、その配下に猟方下役が置かれていた。「弘前藩庁御国日記」文化一一年五月六日条・文政三年六月九日条・同三年六月一一日条・文政五年七月一二日条・天保五年一二月一〇日条など。参照、前掲注（16）（『史料集』三）一三八頁・一五七頁・一五八頁・一六二頁・一八七頁（№二六九一・№二七三八・№二七三九・№二七五〇・№二八三〇）。

（58）「弘前藩庁御国日記」天保六年二月八日条。参照、前掲注（16）（『史料集』三、拙稿、解説）一六頁・一八八頁（№二八三四）。

（59）一九世紀の熊胆の褒美額（代価）については、別論で考察しているので、参照されたい。拙稿「近世猟師の越境と熊の奪い合い―「弘前藩庁御国日記」から」『東北芸術工科大学東北文化研究センター研究紀要』九、二〇一〇年、三二～三三頁。

（60）前掲注（59）、二七～二八頁。拙稿、「国日記にみる弘前藩の猟師」『季刊東北学』二三、柏書房、二〇一〇年、二一四～二一八頁。

（61）「弘前藩庁御国日記」文化九年一〇月五日条・同九年一二月二四日条。前掲注（16）（『史料集』三）一三〇～一三二頁（史料№二六七二・№二六七四）。

（62）前掲注（59）、二二頁。

（63）盛岡藩も含めて東北諸藩の猟師鉄砲数については、概要を報告している。参照、拙稿「猟師鉄砲の地域格差―仙台藩を中心として―」『日本列島の三万五千年―人と自然の環境史』五、文一出版、二〇一一年、一一六～一一七頁。

表1　熊の捕獲・上納者一覧

出典「雑書」

	記録年, 月, 日（西暦）	捕獲者（表記通り）	名前	［郡］代官所・村	上納数	褒美	捕獲状況など
1	寛永21, 4, 6（1644）	猟師	助左衛門	［二戸郡］浄法寺・－	皮1・胃1		
2	寛永21, 4, 25（1644）	又木	加々助	［鹿角郡］毛馬内・－	皮1・胃1		
3	寛永21, 5, 4（1644）			［鹿角郡］鹿角・－	皮9（大小）・胃7	「山祝」の米	
4	正保2, 4, 16（1645）			［九戸郡］久慈・－	皮4（大小）・胆3		
5	正保2, 4, 20（1645）		式部	［三戸郡］八戸・田代	皮6（内4は小熊）		
6	正保2, 5, 2（1645）		平太郎	［閉伊郡］大槌・織笠村	熊1・胆1		
7		百姓	新助	［－］－・高市村	皮1		
8	正保3, 3, 9（1646）	またき	後藤	［鹿角郡］鹿角・小平村	皮1		
9	正保4, 12, 27（1648）	又木		［二戸郡］一戸・－	熊1・胆1		
10	慶安2, 1, 8（1649）			［稗貫郡］寺林・台村	熊1		台村の入山で捕獲
11	慶安3, 6, 24（1650）		兵部	［岩手郡］飯岡・鹿妻村	皮1		鹿妻山の上かに沢へフキ採りに行き捕獲
12	承応1, 11, 26（1652）	山立	三四郎	［三戸郡］三戸・貝森村	皮1・胆1		
13	承応2, 2, 10（1653）		掃部	［稗貫郡］寺林・台村	皮3（中皮1, 悪2）・胆3	米4斗（山祝として）	薪取に山へ参り親子熊を捕獲
14	承応2, 5, 11（1653）		助右衛門	［鹿角郡］花輪・田山村	下皮1・胃1	米2斗（山祝として）	
15	承応2, 12, 6（1654）		和井内太郎右衛門	［閉伊郡］宮古・和井内	中皮1	米5斗	
16	承応3, 2, 18（1654）	亦木	内蔵助	［三戸郡］三戸・田子村	中皮1・子皮1・胃2	米5斗	矢多老にて捕獲
17	承応3, 5, 7（1654）	またぎ		［鹿角郡］鹿角・小坂村	皮1・胃3	米1駄	小熊皮2枚は「またき」に返す
18		またき		［鹿角郡］鹿角・小平村	上皮1・胃1	米1駄	
19	承応3, 6, 15（1654）	またき共	助太郎	［鹿角郡］花輪・小豆沢村	中皮1・胃2	米3斗5升	
20			左衛門五郎	［鹿角郡］花輪・三ヶ田村	下皮1	米2斗5升	
21	明暦2, 10, 3（1656）	またぎ		［岩手郡］雫石・南畑	中皮1	米片馬1斗	
22	明暦4, 4, 19（1658）	また木	金四郎	［三戸郡］三戸・関村	中皮3・胃3	米2駄	
23			清太郎	［閉伊郡］野田・安家村	中皮1・胃1	米片馬	
24	寛文1, 5, 8（1661）	又木	弥七郎	［三戸郡］田子・惣米内村	皮1・胃1		
25	寛文1, 5, 10（1661）		敬右衛門	［稗貫郡］花巻・太田村	皮1・胃2		春木山で捕獲。悪皮1枚は返す
26	寛文2, 5, 15（1662）	又木	与右衛門	［二戸郡］花輪・田山村	上皮1・胃1	米1駄	あにノ畑村で捕獲
27	寛文2, 5, 29（1662）	又木	助太郎・式部・左藤	［鹿角郡］花輪・小豆沢村	中皮3・胃3		褒美米を付与
28	寛文5, 8, 17（1665）	夷	はつひろたいぬ・めいぼくわいぬ・びよろ	［北郡］田名部・－	皮1		寛文5, 7, 15条に御城の御居間で「御目見」とある
29	寛文10, 6, 28（1670）		清兵衛	［北郡］田名部・佐井村	皮1		
30	天和3, 2, 2（1683）	またき	清吉	［和賀郡］沢内・猿橋村	丸熊1	金1両、木綿2反	指示通り「丸熊ニて」上納
			手伝7人			木綿2反宛	
31	天和3, 2, 22（1683）	御百姓	小三郎・八十郎・久次郎・甚五郎	［岩手郡］雫石・繋村	丸熊1	代物4貫文	指示通り「丸熊ニて」上納
32	天和4, 2, 5（1684）	百性	13人	［岩手郡］雫石・繋村	熊1	1人500文宛	「春木山」で捕獲。代物は〆6貫500文
33	元禄7, 1, 5（1694）	御百生共	4人（助五郎・久四郎・豊後・久五郎）	［紫波郡］郡山西根・伝法寺村・江町場村	熊1	金1両	「薪取」で熊に逢い討ち留める
34	元禄15, 閏8, 14（1702）	肝煎	八兵衛	［紫波郡］向中野・北矢幅	子熊2		向中野の北矢幅で犬が獲る
35	元禄15, 閏8, 28（1702）	猟師	3人	［三戸郡］五戸・戸来村	熊17討留	1人500文宛	
36	元禄17, 3, 18（1704）	（猟師か）	三十郎・三五郎	［閉伊郡］盛岡・田代村	熊胆1		胆が悪く、鉄砲を取り上げる
37	宝永5, 7, 23（1708）			［閉伊郡］大槌・飯岡村	小熊1	300文	沢田渡で斃死体を拾う
38	宝永6, 2, 29（1709）	肝煎	伝之丞	［岩手郡］盛岡・米内村	熊1		米内村の白石にて捕獲
		肝煎下人	弥兵衛・三九郎	［岩手郡］盛岡・上米内村			
39	享保14, 3, 11（1729）	召仕	喜兵衛	［閉伊郡］大槌・飯岡村	小熊1		「なたニて打殺」
40	享保18, 12, 9（1734） 享保18, 12, 10（1734）	御百姓	久八	［紫波郡］長岡・長岡	皮1・胆1	300文	「薪取ぬかり山」で熊に襲われ、カマを打ち立てる

	記録年, 月, 日（西暦）	捕獲者（表記通り）	名前	［郡］代官所・村	上納数	褒美	捕獲状況など
41	寛保1, 9, 9（1741）	召仕	貞右衛門	盛岡・上衆小路	皮1・胆1	300文	「屋鋪へ川向より小熊一疋駈込」
42	寛保2, 4, 12（1742）	峠堰守	五右衛門	［紫波郡］長岡・山屋村	皮1・胆1・帯1	1貫710文	寛保2（1742）5, 9条にもあり
43	寛保3, 8, 26（1743）		松之介・辰	［紫波郡］上田・手代森村	子熊1	300文ずつ	寛保3（1743）8, 29条にもあり
44	宝暦13, 2, 28（1763）	狄木	己之助	［岩手郡］雫石・繋村	皮1・胆1		生け捕りの子熊2疋はマタギへ返す
45	安永9, 5, 13（1780）	狄木	孫右衛門	［二戸郡］大槌・釜沢村	皮1・胆1		
46	安永9, 11, 16（1780）	猟師	代五兵衛	［閉伊郡］宮古・豊間根村	皮1・胆1（2匁4分）		
47	天明1, 4, 10（1781）	猟師	作之丞	［岩手郡］上田・浅岸村	子熊2（生け捕り）		
48	天明2, 5, 14（1782）	狄	治郎兵衛	［北郡］田名部・川内村	皮4・胆4	1貫文	
49	天明2, 11, 25（1782）	狄木	甚之助	［北郡］田名部・—	皮1・胆1		
50	天明3, 1, 20（1783）	狄	次郎兵衛	［北郡］田名部・—	皮1・胆1		
51	天明3, 4, 5（1783）		佐次兵衛	［鹿角郡］花輪・大里村	皮1・胆1		
52	天明3, 4, 25（1783）		左次平	［鹿角郡］花輪・大里村	皮1・胆1		
53	天明4, 5, 5（1784）	狄	治兵衛	［北郡］田名部・—	熊2		
54			左藤右衛門		熊1		
55	天明5, 2, 12（1785）		左五右衛門	［北郡］田名部・—	熊1		
56	天明5, 4, 20（1785）	狄木	彦十郎	［九戸郡］野田・沼袋村	熊1		
57	天明5, 4, 27（1785）	猟師	太郎助	［鹿角郡］花輪・袋沢村	胆1（2匁5分）		
58	天明5, 10, 27（1785）	狄	左兵衛	［岩手郡］雫石・西根村	皮1・胆1		
59	天明6, 5, 2（1786）	狄木	勘助	［二戸郡］福岡・五日市村	皮1・胆1		
60	天明6, 11, 27（1787）	狄	左次右衛門・左五右衛門	［北郡］田名部・—	胆1（7匁8分）		
61	寛政5, 2, 28（1793）		長助	［岩手郡］沼宮内・沼宮内村	皮1（3尺）・胆1（11匁3分）	1貫500文	薪柴取に荒木田山へ行き、木洞から熊が駆け出す
	寛政5, 2, 晦（1793）						
62	寛政11, 7, 23（1799）	狄	左十郎	［北郡］田名部・—	胆1（33匁2分5厘）	6貫500文	
63			甚之丞		胆1（23匁）	4貫500文	
64	文化7, 5, 13（1810）	三戸御給人	櫛引弥治右衛門	［三戸郡］三戸・関村	皮1（5尺6寸）・胆1（12匁7分）	金500疋	
65	天保4, 1, 26（1833）		治郎吉	［閉伊郡］宮古・釜津田村	熊1		熊を密猟して重過料を科される
66	天保8, 5, 22（1837）		三之助	［閉伊郡］上田通・門馬村	小熊1・熊1		熊を密猟し、熊胆を密売して重過料を科される
67	天保10, 4, 6（1839）	狄頭	徳七	［閉伊郡］厨川通・大沢村	熊3		一昨年に熊捕獲後の措置に誤りあり
		狄	己之助	［閉伊郡］宮古・釜津田村			

表3　秋田藩 熊皮贈答記録

記録年, 月, 日（西暦）	熊皮（枚数）	贈答相手
元和2, 3, 18（1616）	5	幕府年寄（島田清左衛門）
元和8, 9, 12（1622）	2	山形城上使（本多正純）
寛永7, 6, 7（1630）	15	江戸町奉行（島田弾正）
慶安4, 9, 16（1651）	10	幕府
明暦1, 7, 10（1656）	10	幕府
明暦3, 8, 15（1658）	5	幕府
寛文9, 9, 11（1667）	5	幕府
延宝3, 6, 13（1676）	5	幕府
元禄2, 6, 12（1689）	5	幕府
宝暦6, 4, 2（1756）	2	道奉行（小長谷喜太郎）
宝暦6, 6, 4（1756）	5	大目付・鉄砲改役（伊丹兵庫頭）
宝暦6, 7, 24（1756）	10	堀田相模守・大岡出雲守
寛政5, 5, 2（1793）	泥障3掛	老中（松平豊後守）
寛政11, 6, 18（1799）	5	老中（水野出羽守）
文化3, 6, 13（1806）	5	公方様（徳川家斉［11代将軍］）
文化7, 4, 16（1810）	3	老中（松平伊豆守）
文化7, 4, 18（1810）	2	勘定奉行（柳生主膳）
文化8, 6, 13（1811）	10	江戸城本丸・西丸
文化12, 7, 2（1815）	10	江戸城本丸・西丸

出典『御亀鑑』江府二～五、『佐竹家譜』中、「羽陰史略」『秋田叢書』一二、ほか。

表6　熊胆皮吟味方の任免　　出典「雑書」・「覚書」

	日条	通（代官所）	職名	氏名	任免［事由］	役職名（表記通り）	兼任
1	文政8, 6, 29（1825）		目付	久慈常作	任命	熊膽皮吟味方	
2	文政11, 3, 28（1828）		目付	上山繁記	任命	熊膽皮御用懸	
3	文政12, 4, 5（1829）		（目付か）	浅石清三郎	任命	熊胆皮御用懸	（上山繁記の代り）
4	文政13, 7, 5（1830）		目付	野々村秀太	任命	熊之膽皮御用懸	
5	文政13, 9, 3（1830）	田名部	給人	村木専右衛門	任命	熊膽皮吟味方	（村井専右衛門カ）
6		三戸	給人	志村才右衛門	任命	猟師共働方吟味御用	
7	天保2, 3, 10（1831）		目付	上山繁記	任命	熊胆皮御用懸	
8	天保3, 6, 1（1832）	田名部	給人	村井専右衛門	御免［病気］	熊膽皮吟味方	
9	天保8, 12, 21（1838）		目付	栃内與兵衛	任命	熊膽皮御用懸り	屋敷御〆り懸り・御狩御用懸り
10	天保9, 11, 4（1838）		目付	高野鉄郷	任命	熊膽皮御用懸り	
11	天保10, 9, 21（1839）		目付	浅石治左衛門	任命	熊膽皮御用懸	
12	天保11, 3, 9（1840）		目付	桜庭出衛	任命	熊膽皮御用懸り	
13	天保11, 6, 26（1840）		目付	工藤直人	任命	熊膽皮御用懸	宗門御用懸
14	天保12, 3, 18（1841）		目付	葛豊善左衛門	任命	熊膽皮御用懸	
15	天保14, 3, 16（1843）		目付	工藤直人	任命	熊膽皮御用懸	
16	天保14, 3, 晦（1843）	田名部	給人	和歌山繁里	御免［病気］	熊膽皮吟味方	
17	天保14, 5, 1（1843）	田名部	給人嫡子	和歌山類太	任命	熊膽皮吟味方	（和歌山繁里の代り）
18	天保14, 閏9, 21（1843）		目付	中原　惠	任命	熊膽皮御用懸	
19	弘化2, 1, 25（1845）	三戸	与力	石井良助	御免［病気］	熊膽皮吟味御用懸	
20	弘化5, 1, 24（1848）		目付	似鳥　隣	任命	熊膽皮御用懸	
21	嘉永1, 5, 28（1848）	野田	給人	工藤勇右衛門	御免	熊膽皮御用懸	
22	嘉永1, 7, 11（1848）	野田	給人	工藤勇右衛門	任命	熊膽皮吟味役	
23	嘉永1, 9, 8（1848）	田名部	給人嫡子	中嶋孫次郎	任命	熊膽皮吟味方	
24	嘉永3, 4, 6（1850）	田名部	給人	和歌山吉六	任命	熊膽皮吟味方	田名部通牛馬役
25	嘉永6, 5, 4（1853）	田名部	給人	白濱彦左衛門	任命	熊膽皮吟味方	
26	嘉永6, 7, 8（1853）	田名部	給人	白濱彦左衛門	御免	熊膽皮吟味方	
27	嘉永6, 10, 19（1853）		目付	大森佐左衛門	任命	熊膽皮御用懸	
28	嘉永7, 閏7, 2（1854）		目付	横濱七郎	任命	熊膽皮御用懸	奥目付
29	安政2, 1, 23（1855）	大槌	給人	後藤直次郎	任命	熊膽皮御用懸り	
30		奥戸野	給人	和歌山吉六	御免	熊膽皮御吟味方	
31	安政2, 4, 19（1855）		目付	嶋田能得	任命	熊膽皮御用懸	奥目付
32	安政4, 6, 24（1857）		目付	河嶋三太夫	任命	熊膽皮御用懸り	
33	安政5, 4, 21（1858）		目付	浦上彼面	任命	熊膽皮御用懸	
34	元治1, 2, 25（1864）		目付	鳥谷部嘉助	任命	熊膽皮御用掛り	屋敷御用掛り
35	元治1, 8, 20（1864）		目付	奥　並衛	任命	熊膽波御用掛り	屋鋪御用掛り
36	慶応3, 4, 27（1867）		目付	奥　並衛	任命	熊膽皮御用懸り	城内修覆御用懸り・宗門御用懸り・由緒御用懸り
37	慶応3, 12, 2（1867）		目付	嶋田瑾蔵	任命	熊膽皮御用懸	宗門御用懸・由緒御用懸

東北歴史博物館研究紀要　15

発　　行／平成26年3月28日

編集発行／東北歴史博物館
〒985－0862 宮城県多賀城市高崎一丁目22－1
TEL. 022－368－0101（代）

印　　刷／今野印刷株式会社
〒984－0011 仙台市若林区六丁の目西町2－10
TEL. 022－288－6123（代）